# ~ 特集1 ~

# 第9回法整備支援連絡会

国際協力部教官(現神戸地方検察庁検事) 田中 嘉寿子

#### 第1 開催状況

- 1 日 時 平成20年1月18日(金)午前11時から午後6時20分
- 2 場 所 大阪中之島合同庁舎2階国際会議室(本会場)及び 法務総合研究所赤れんが棟3階共用会議室(東京会場)
- 3 次 第 後掲資料の「プログラム」参照
- 4 出席者 105 名 (大阪本会場 63 名, 東京会場 41 名, ラオス・サテライトセンター松元所員) (後掲資料の「第9回法整備支援連絡会参加者名簿」参照)

#### 第2 本連絡会の概要

平成20年1月18日,法務総合研究所と独立行政法人国際協力機構(JICA)との共催により,最高裁判所,日本弁護士連合会,独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所及び財団法人国際民商事法センターの後援を得て,第9回法整備支援連絡会を開催し、合計105名の方々の御出席をいただきました。

我が国の法整備支援活動が始まって約10年余が経過し、各プロジェクトにおいて作成を支援した法令や執務マニュアル・法曹養成教材等の成果物が多数完成し、その普及活動がプロジェクトの重要な内容になりつつあります。一方、国内では、ODA改革が進みつつあり、本年10月にはJICAとJBICが統合し、より効果的な法整備支援の在り方について政府内でも関心が高まりつつあります。このような状況下で法整備支援を更に発展させるため、関係機関・関係者間において、法整備支援の現状に関する情報交換を行い、今後の在り方について意見交換し、連携を高めていくことが重要と考えます。

そこで、本年は、午前は関係各機関を代表してJICA 国際協力専門員佐藤直史弁護士、当部部長稲葉一生、経済産業省三浦朱美経済協力専門官から法整備支援における普及活動への取組・基本方針等について報告していただき、午後はラオス、ウズベキスタン、ベトナム、カンボジア及びモンゴル各国の法制度整備支援プロジェクトで御活躍された方々から、各プロジェクトの成果物とその普及を中心とした課題について御報告を賜り、参加者の皆様との協議の機会を設け、最後にJICA 社会開発部第一グループ長(現公共政策部次長兼ガバナンスグループ長)桑島京子氏に所感を述べていただきました。

質疑応答や自由討論においても,活発な議論が繰り広げられ,盛況でした。

本稿におきましては、以上のような第9回法整備支援連絡会における御講演及び 質疑応答・自由討論並びに「法整備支援活動における成果物の普及活動について」 と題する拙稿等の配布資料を御紹介します。

今回は、初の試みとして、東京会場を設け、大阪の本会場とTV会議システムで接続しました。音声・画像の精度が事前の実験より悪く、東京会場の皆様には御不便をお掛けしたことを紙面を借りてお詫び申し上げます。今回の経験を踏まえ、より多くの方に御参加いただけるよう改善を目指したいと存じます。

我が国の法整備支援活動の成果物の普及は、まだ緒に就いたばかりです。しかし、「押しつけでない、長期的視野での支援」には、支援する国・される国の協働作業の成果を現地で息長く普及させ、定着させるという視点が不可欠です。また、各国での普及活動の報告を比較対照することにより、より効果的な支援の在り方への示唆が見いだせることもあったと思われました。

今後のプロジェクト遂行及び法整備支援活動に関する調査研究等に当たり,今回 の連絡会での皆様の御発表・御報告を御参考に供していただければ幸いです。



法整備支援活動における成果物の展示 (大阪本会場)

## 第9回法整備支援連絡会

平成20年1月18日(金)午前11時~午後6時20分

### 開会

【司会(田中)】 皆様、大変長らくお待たせいたしました。

ただいまから, 第9回法整備支援連絡会を開会いたします。

本日の司会進行を務めます法務総合研究所国際協力部教官の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は本会場である当大阪会場と、東京の霞が関にあります法務総合研究所本部の共用会議室及びラオスとをJICA-Netによるテレビ会議システムで結び、当会場の模様を東京及びラオスに中継でお伝えしております。

プログラムにありますとおり、報告書のうち、上原教授が東京会場から、JICAラオス 事務所の松元様がラオス現地から御報告いただきます。

東京会場、大阪会場の参加者の皆様は質疑応答や自由討論の際に御発言していただけますので、よろしくお願いいたします。

では、始めに、主催者の法務総合研究所の代表から開会あいさつをさせていただきます。法務総合研究所長小貫芳信よりごあいさつを申し上げます。

小貫所長, お願いいたします。

# <u> 法務総合研究所長あいさつ</u> 小貫芳信

【小貫】 皆様、おはようございます。

本日は寒い中,しかもお忙しい中を,大阪,東京会場に多くの方々にお集まりいただきまして,心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

法務省では、これまで、独立行政法人国際協力機構(JICA)との共催によりまして、財団法人国際民商事法センターなどの御後援を得まして、法整備支援活動に関係する方々に御参集いただいて、本会議を開催してまいりました。その目的は、法整備支援に関する情報や意見の交換、それとともに、関係機関あるいは関係者の連携の促進にございまして、皆様方の御協力を得まして、これまで一定の成果を挙げたものと考えております。

ところで、法務省の民商事法分野におきます国際協力は、平成6年に始まります。最初は、JICAの技術協力の枠組みの下で、ベトナムから法律の専門家をお招きして我が国で研修を実施したことに始まります。

それから現在までの間に、法整備支援活動は、主としましてJICAの技術協力の枠組みによりまして、法務省、関係省庁、最高裁判所、日本弁護士連合会、学会、国際民商事法センター、そしてまた財界等と多くの方々の協力・連携の下に進めてまいったところでございます。

そして、対象国は、ベトナムを始めといたしまして、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア、中国などの国々に広がってまいりました。また、支援の中身といたしましては、各国での民法や民事訴訟法等の法律の起草・改正支援、法の普及や法曹の人材育成のための各種教材等の作成支援など、対象国が求める多様な活動をしてまいったところでございます。

私どもの、あるいは我が国の法整備支援の特徴というのは、関係者及び関係機関の協力はもとよりでございますが、何といっても、対話と、そして実務の定着というところにございます。

すなわち、対象国の関係者と我が国の法律専門家が、十分に熱心に対話することを前提としまして、そのことに基づいてきめ細かで息の長い助言活動と、そして実務への定着を目指した根気強い普及活動、このことにあったわけでございます。その結果、これまで成果物も相当蓄積されているところであります。

ガバナンスの改善のための法整備支援の重要性ということが、内外でより強く言われるようになり、認識されつつあるところでございますが、これに伴いまして、より効果的で持続発展性のある支援のためには、関係機関相互におきまして、成果物の普及をも視野に入れて、情報・意見交換を十分に行いまして、それぞれの経験を共有し、連携を更に高める必要性があるものと考えるところであります。

このような観点から、本日は、午前の部におきまして、関係各機関の成果物の普及を中心とした法整備支援における成果と課題について総論的に報告していただきまして、午後の部におきましては、法整備支援活動の現場から、各国におきます活動状況について、成果物の普及に焦点を当てつつ報告していただく予定でございます。

東京,大阪の会場の皆様にはこの議論に大いに積極的に参加していただきまして,本 日の会議が活発で実り多いものになることを心から期待申し上げております。

最後になりますが、本連絡会を御後援いただいた最高裁判所、日本弁護士連合会、日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所、国際民商事法センターを初めといたしまして、法務総合研究所国際協力部の活動に御協力を日ごろから頂いている方々に対しまして、深く感謝申し上げるとともに、本連絡会が、我が国関係者による法整備支援の一層の発展に資するものとなることを心から祈念いたしまして、私の冒頭のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

## 【司会(田中)】

都合により、講演の2つ目である法務総合研究所国際協力部長の稲葉一生による発表 から進めさせていただきます。

#### 講演

# 「法整備支援活動の成果物の普及活動の基本方針と課題」 稲葉一生 法務総合研究所国際協力部長



【稲葉】 法務総合研究所国際協力部長の稲葉でございます。日ごろ, 当部の活動に,皆様,御協力いただき,また,本日は御多用の中,お 集まりいただき本当にありがとうございます。

講師の方の御都合で順番が入れかわりましたけれども,まず私の方から最初に,「法整備支援活動の成果物の普及活動の基本方針と課

題」という題名でお話をさせていただきます。

お手元に当部の田中がまとめました「法整備支援活動における成果物の普及活動について」という配布資料(180頁参照)がございます。これは今回の会議のテーマを受けまして、田中の方で考えまとめたものでございまして、そこに書かれております見解は、田中個人の見解であり、国際協力部の見解ではございません。ただ、これまで、このような観点での論文等も見当たりませんでしたし、皆様方にこの成果物の普及という問題について、意識を持っていただいたり、検討いただくきっかけになればということで、田中がよく考えてまとめてくれましたので、本日配布させていただいたものでございます。御異論や御批判等ももちろんあるかと思いますので、後日、当部までお寄せいただければ幸いです。

まず、法整備支援という言葉を聞きますと、法律を作る支援をイメージされやすいと 思いますが、私ども法務省が法整備支援活動といった場合、3つの活動、すなわち基本 法令の起草支援のこと、制定された法律を運用する司法機関等の制度整備の関係の支援、 そしてそれを運用する法曹実務家の人材育成、これらの3種類の活動を含んだものとし てとらえて考えております。

これまで法務省がJICAさんの枠組みのプロジェクトにつきまして協力してまいりました,その対象国とその活動概要を図にいたしますと,このような状況(以下,配布資料参照)になっております。

ベトナム,カンボジア,ラオス,インドネシア,ウズベキスタンと,これまでの各支援活動でかなりの成果物が蓄積されてまいりました。中国に対しましては、昨年の11月から民事訴訟法、仲裁法の改正支援が開始されたところです。

このような成果物につきまして、その種類別に簡潔にまとめさせていただいたのが、この表でございます。法律の関係、それから判例や執務マニュアル、あるいは教材、教科書、注釈書等、ここに挙げさせていただきましたものはその一部でございまして、詳しくは、それぞれ午後から各論的な国別の御発表の中、あるいは、その配布資料の一覧表等を御覧いただければと思いますし、一部の現物につきましては後ろに展示しておりますので、また後で見ていただければ幸いです(5頁、写真参照)。

では、この法整備支援の成果物の普及の「基本方針」という非常に大きなテーマを掲

げさせていただいていますが、正直申しまして、国際協力部でも、これまでこのテーマ について議論を重ねてきたわけでもございませんし、確固とした基本方針を打ち出して いるというわけではございません。ただ、これまでの活動において、どのようなことに 留意してきたか、また、現在、留意しているかということをお話しすることが、ある意味、基本方針をお話しするということになるかと思います。

我が国のODA大綱では支援対象国のオーナーシップの尊重がうたわれております。 我々国際協力部での法整備支援活動におきましても、押し付けではない、相手国の主体 性、自主性を尊重するということに留意していることは言うまでもございません。

そして、法整備支援活動の特徴といたしまして、法制度、とりわけ法務省が関与しま すような基本的な法令の起草支援や、あるいは法曹養成などの人材育成支援などの活動 につきましては、到底短期的に成果が挙がるというものではございません。

したがいまして、中長期的な視点が必要であると考えております。そして、最終的には、相手国側が自分たちの力で改善し、発展していってもらえる、そこにつなげていくことが必要だと考えております。

我々国際協力部の者は、もともと法律実務に携わっている者、実務法曹であるという立場の者でございます。したがいまして、この法整備支援活動、先ほど言いました基本法令の制定に向けての支援、それから制度整備、そして実務家養成、これらの活動を通じて、やはり真に実務が改善され、機能していく、そういう制度づくりというものを目的にしていくべきであろうと考えております。もちろん、支援により法令が起草されることを始めといたしまして、先ほど示しました各種成果物ができること自体、法整備支援活動の大きな成果です。ただ、その法令が、実務で適用・運用され、また成果物としてできました教材、マニュアル、あるいは注釈書等が実際に活用されてこそ、真にその成果が意義あるものとなると思います。

したがいまして,成果物の普及につきましては,すべて実務への普及,定着を重視した活動を行っていくべきであると考えております。

この法整備支援活動を行っていくに当たりまして,「普及」という言葉はしばしば 我々も使いますし,使われております。ただ,成果物の普及を論じるに当たりまして, まずこの「普及」という言葉自体が持つ意味,概念が非常に多義的であるということに 留意する必要があると考えます。

すなわち,一口に普及と申しましても,そこでの「普及」がどういうものなのか,ど ういう目的で,だれを対象として,どの程度の理解を目標として行うことを,そこでの 活動における普及と言っているのか,非常に多義的に使われますので,その多義性に留 意する必要がまずあると思います。

さらに、成果物と言った場合に、大きく分けまして、法令起草支援によりできた法律 と、それ以外のものとして、マニュアル類とか教材、あるいは注釈書等のものがござい ます。

これはやはり、法律そのものとそれ以外のもの、それぞれ作成される目的や趣旨等も

異なってくると思いますので、普及を考えるに当たっても、その違いについては、留意 する必要があるかと思います。

まず、普及活動の目的とその対象者との関係を見てまいりますと、もちろん、何を支援するのか、プロジェクトの目標や活動内容によって個別に検討すべきことは明らかです。ただ、プロジェクト目標を達成するためには、最低限、この支援活動のカウンターパートとなる機関の法律実務家に対して普及活動を行うこと、これは通常まず大原則だろうと思います。

そして、プロジェクトの内容や成果物にもよりますけれども、それ以外の機関の実務家に対する普及もその対象となってくる場合が多いかと思います。プロジェクトによりましては、カウンターパート以外の法律実務家への普及が、プロジェクトの活動になってなくても、そのインパクトの向上などの観点から、そういう人たちへの普及も必要になる場合も多いと思いますし、視野に入れるべきだと思います。

さらには、個別のプロジェクトで、どの範囲まで入れるか、いろいろ問題あるかと思いますけれども、中身によっては、例えば民法のような一般市民の生活に密着するような法律については、そういう法律ができたということや、その概要等は一般市民の方にも現地語で知らせる必要性があり得るでしょうし、またカウンターパート以外の他の省庁が、別の法律を他のドナーの支援を得て作っておられるような場合、その他省庁の職員に対しても、日本が支援した内容について現地語で内容を広報し知らせていくこと、さらにはその支援を行っている外国のドナーに対し、その内容を英語にして広報し、理解を求めていくということが必要な場合があるかと思います。

この写真(108頁,下段参照)はカンボジアの民事訴訟法に関するものでございますが、立って写っている青色のもの(同頁下段、右奥参照)が民事訴訟法の逐条解説付きの条文集、左手、ピンク系のもの(同頁下段、左奥参照)が、その教科書である「要説」のクメール語版です。手前の青いの(同頁下段、右手前参照)が、英語版、白っぽいの(同頁下段、左手前参照)が日本語版です。日本語版は日本側の支援関係者の間で内容を理解、共有するために必要と考えて作ったものです。英語版は、現在、カンボジアでは、CIDAが商業省をカウンターパートとして、商業裁判所法を起草支援しており、日本が支援した民事訴訟法と相当抵触することもあり得るので、この英語版により、CIDAにも日本が支援した内容を理解してもらう必要がありますし、また民事訴訟法というような基本法令につきましては、他のドナーにも基本的内容を分かっていただく必要があると考え、この日本語版及び英語版につきましては、昨年、法務総合研究所の予算で発刊して現地等、あるいは日本国内で配布しております。

次に、普及を考えるに当たりまして、理解度のレベルの違いというもの、これに十分 留意することが必要と考えます。すなわち、ここの違いをよく理解して議論しないと、 相互の議論がかみ合わないということがこれまでの経験から分かってきたように思いま す。普及という場合にどれぐらいの理解度を求めるか、また、このレベル、程度を何段 階ぐらいで考えるのか、どう分類するか、いろいろな考え方があると思います。 また、御異論もあるかと思いますが、とりあえず現時点では、私どもでは、6つの段階ぐらいに分けて考えるのがいいのではないかと思って、今回、提示させていただきます。

第1段階として,成果物の存在を知らせるということです。本当の第一歩で,こういう法律ができました,こんな注釈ができました,そういう存在を知らせるという段階でして,中身まで相手に理解させる,分かってもらうことは想定しておりません。

その次の段階としては、あるということは分かったけれども、どこかにアクセスすればその中身を知ることができるという状態、そういう状態が保障されているかどうかで、普及としての意味が大分変わってくると思いますので、成果物を入手できる状態にすることがその次の段階として必要かと思います。さらに、その次の段階としては、成果物の内容の概要を知らせるという段階の普及があると思います。これは、その中身の概要について、例えば民事訴訟法の概要、あるいは注釈書の概要等を現地のセミナーで講演するなどをして知らせるというものです。ここでの理解度は、1回や数回のセミナーですべてを詳しく分かることは想定されませんので、その概要を知らせるにとどまるものです。

更に段階が上がりますと、その成果物の内容自体をきっちり理解してもらう、理解させるという段階の普及が考えられます。これは相当の時間をかけまして、法律全体、あるいはその成果物であるマニュアル本等の中身の全体をきっちり理解してもらうことを想定するレベルでございます。

さらに、その内容に従って実務の運用が可能になるというレベルがもう1つ別の次の段階としてあるのではないかと思われます。4段階と5段階の違いは、イメージとしまして、例えば大学で民法、民事訴訟法を勉強して、その条文なり理論的なことは十分勉強したと、そして大学の試験で非常に良い成績をおさめた。じゃあ、即裁判官として民事訴訟法を適用して裁判ができるか、あるいは民法を適用して判決が書けるか、そこには実務で運用するための普及という別の段階のものが求められるのではないかと思います。

さらに、最終段階といたしまして、この成果物を自らの手で改訂できる、すなわち、 自立的に実務上の問題点を改善すべき点を集約して、改訂版を作る体制が構築され、実際にそれができる状態というものを想定いたしております。

当該プロジェクトでどの段階までやっていくのか、それは個々具体的に検討していくべきことと思いますが、支援活動の究極、プロジェクトとして行うかどうかは別にして、最終的にはやはり、自立発展性を志向していくべきと思っております。

では、この普及活動を行っていく中で、計画段階、実施段階、評価段階の3段階でどういうことが課題と考えているかをお話しさせていただきます。

まず、計画段階におきましては、どの段階までの普及を目指すべきかという点です。 これは相手国のニーズ、対象層のレベルや、日本側の限界、すなわち人材とか予算等の 問題、さらには、どれぐらいのプロジェクト期間か、そこで予定されている活動の難易 度,あるいは他ドナーの活動の関係等,これらを総合考慮して,決定していくことでご ざいます。

その際に、留意すべきことは、先ほど申しましたように、普及の概念というものが多義的ですので、プロジェクト内容を相手方と合意する際に、その認識を相手方と共有していく必要がございます。日本側は中身の理解をきっちりするところまでを考えて普及と言っているのに、相手方は成果物を配布すれば良いと思っているようなことであれば、支援活動の中で支障が生じることもあると思います。

そして、相手方と合意した上で、その後かかわっていく日本側関係者との間でも認識 の共有を意識する必要がありますし、更に具体的な活動を行っていくに当たり、その実 施方法について認識を共有しながら進めていく必要があると思います。

次に、実施段階の課題としては、ほかの活動においてももちろんですが、特に普及活動においては、実施状況の把握が重要です。というのは、普及は、やってみて初めて分かること、反応を知ることが結構多いと思われます。そういう中で、普及対象者について、当初予定していた範囲が適切かどうか、目指した理解度と実際やってみて得られる理解度の感触から、目指す理解度はそれでいいのか、活動としての進捗状況はどうなのか、こういうことを常に把握しながら現状を認識し、相手方との認識を共有しながら、計画の調整、修正等を行っていく必要がございますし、また日本側関係者との間でのその認識の共有ももちろん必要だと思います。

この普及活動を行っていくに当たり、特に私どもで留意すべきだと考えている点は、プロジェクトにもよりますが、プロジェクト終了後も自立発展的にその普及活動というものが相手国の担当者によって行われるべきこと、すなわち相手国の人材が相手国の人たちにその内容を教えていける体制を作っていくことを意識する活動、すなわちTOTと書かせていただきましたが、トレーニング・オブ・トレーナーズの観点、教育者を指導して、育成していくという観点での普及を行っていく必要があると考えております。

それに合わせて、そういう普及活動を行っていく技術面、ロジ面等のノウハウも相手 方に移転することを留意すると、日本側が常に相手方の生徒に教えるというだけではな くて、継続的に教えていける教育体制、教官の育成ということ、そのノウハウを含めた 技術移転に留意していくべきであろうと考えております。

評価段階での問題ですが、やはり普及活動の評価の困難性という問題があると思います。これは法整備支援の一般に言えることですが、成果を評価するに当たっての指標の設定が非常に難しいと言えます。

特に普及活動の場合,先ほど私どもの分類では3段階ぐらいまでですと,何回研修したとか,何冊本を配布したとかという一定の指標が設定されやすいと思いますが,どの程度理解されたか,あるいはどの程度それが実務に生かされて改善されたかという点につきましては,定量的な数字ではかる指標がそもそもない,そういう定量評価になじまないものだと思います。

したがいまして、カウンターパート側がこれで十分だと思っているけれども、日本側

が十分じゃないという、その評価のずれが生じる場合があると思われます。この評価は難しいわけですけれども、その評価した結果、また普及活動が終了していない場合にどうするかとして、4種類のやり方があると思います。プロジェクトは終了して、あとはフォローアップ活動でフォローしていくか、プロジェクト自体を延長するのか、次フェーズの中に取り込んでいくのか、あるいは全く別のプロジェクトとしてそれをやっていくのか、これは個々具体的に検討していくべきことかと思います。

このように今まで述べてまいりましたことで今後の課題をまとめてみますと,我々国際協力部は法律実務家として,今後普及活動に協力していくに当たりまして,成果物の存在を知らせるということだけではなく,中身が実務に定着していくこと,そして相手方の自立発展に結び付くことを目的とした普及が必要であると,そのためには関係者間の協議を促進して,普及イメージにそごがないように,認識を共有するように努めていきたいと思います。

そのためには、常に相手国のニーズがどういうものか、よく調査・分析して、ニーズ に合わせた普及戦略を考えていく必要があると思っておりますし、またその相手国の普 及の段階がどういう段階なのか、どういうことが必要なのかをよく理解した支援手法を 考えていく必要があると思っております。

そして、最終的には、普及のゴールをどこに設定するのかと、難しいことですが、相手方と日本側の認識を共有にし、それに向かって互いに必要な体制を確立していくことが必要だと思います。日本側もそれを行っていくについては、到底国際協力部だけの人材では不可能でございますし、いろんな関係機関の御協力も得た人材の体制を整えるということが必要でございますし、また相手国側もそのような日本の支援を受けるについて、TOT方式などによる、受け入れる側の体制というものも確立していただき、進めていくことが必要かと思います。

さらに、先ほども言いましたように、普及に関する適正な評価は難しいという問題も ございます。このような評価手法や支援体制を確立するためにも、我々の活動なり、こ の成果物につきまして、更に国際協力部として国内外への普及活動、広報活動にも力を 入れていきたいと考えているところでございます。

どうも御清聴ありがとうございました。(拍手)

【司会(田中)】 どうもありがとうございました。

それでは、JICA大阪国際センターの酒井所長から共催者としてごあいさつを頂きます。 酒井所長、よろしくお願いします。

# 独立行政法人国際協力機構 (JICA) 大阪国際センター所長あいさつ 酒井利文

【酒井】 皆さん、おはようございます。JICA大阪の酒井でございます。

本日は、我が国による法整備支援に対して日ごろから御理解と御協力くださっている



関係者の皆様の御協力の下、財団法人国際民商事法センターの御後援、 法務省法務総合研究所、JICAの共催にて第9回法整備支援連絡会の開 催が実現しましたこと、大変喜ばしく思っております。この場をお借り いたしまして、JICAを代表して、本会開催のために御尽力くださいま した関係者の皆様に対し厚く感謝申し上げます。

JICAが法整備支援での協力を開始して10数年が経過いたしましたが、我が国の国際協力において、法整備支援の重要性に対する認識は年々高まってきていると実感しております。昨年、日本外交の新基軸として打ち出された「価値の外交」という理念がございますが、これは、開発途上国における民主主義の基盤強化は、統治や開発への国民参加と人権擁護の促進につながり、中長期的な安定と開発のために重要な要素であるとの考えの下、法の支配の普及と定着などを通じて民主主義や自由、人権などいわゆる「普遍的な価値」を広めていき、途上国の安定と発展の基盤となる「自由と繁栄の弧」をユーラシア大陸に形成することを目指しております。

この「価値の外交」の理念は、平成19年度の国際協力重点事項にも反映されており、 普遍的価値を重視し、外交の地平を拡大する中で、民主化定着、市場経済化を支援する 方策の1つとして法制度整備支援を挙げております。これまでの我が国の法整備支援を 振り返りますと、アジア地域が活動の中心でございました。これは、我が国が同じアジ アの国家として、自らの文化や価値観を守りつつ、法の支配を確立し、発展をなし遂げ た経験から学びたいという要請を同地域から多く上げられてきた結果によるものでござ います。

法治国家の前提として、法案起草や立法化促進といったルールの整備、法の執行・運用のための諸制度の整備や、法を適用して紛争を解決するための組織制度の整備、人々が法制度・司法制度にアクセスするための諸制度の整備を行う必要がございますが、なかんずく、これら制度を執行・運用する法曹・法務関係者の人材を育成することが重要であり、それには大変に長い時間が必要であると認識しております。

例えば我が国はカンボジアにおいて1999年より民法の起草に対して協力を行っておりますが、昨年12月8日に民法の公布がなされ、今後は運用・執行のための人材育成に重点をシフトさせていく予定になっています。また、中央アジア地域につきましても日本外交の新たなフロンティアとして「価値の外交」を推進し、ガバナンス改善、法の支配、市場経済化支援を推進することが外交政策上の目標として挙げられており、法整備支援は重要な課題として位置付けられております。いずれにせよ、法制度整備は一朝一夕でなし遂げられるものではなく、長い時間をかけてたゆまぬ努力をし、こつこつと積み重ねていくものであり、これまでの協力成果を確実に定着させていくべく今後も法整備支援はアジア地域における重要な課題となっていくものと思います。

第9回目を迎える今回は、法整備支援における成果と課題がテーマになっております。 成果のとらえ方にはいろいろな考え方があると思いますが、JICAのプロジェクトについ て申しますと、成果はプロジェクト目標や協力内容・範囲と切り離して考えることはできません。プロジェクトには、我が国の法整備支援に対する考え方、特徴が反映されておりますので、ここで我が国の法整備支援の特徴と思われる点について触れておきたいと思います。

我が国の特徴としてまず挙げることができるのは、過去に我が国が経験してきた法整備の知見・経験を生かし、相手国の文化、歴史を尊重し対話を通じた共同作業型の支援を行っている点です。押し付けではなく、相手国関係者が当事者として法整備支援に直接携わり、国情を反映させた法制度を整備することにより、法整備の進め方についての知見・経験を蓄積すると同時に法曹人材を育成し、将来の自立的な法制度の発展へとつなげていくことを目指しております。自助努力により法整備を行っていけるレベルに到達させるべく、包括的な視野に立ち、法の起草・立法から運用・執行までを行えるだけの知見・経験の蓄積と人材を確保すべく、中長期的な支援を行っていることも特徴として挙げられます。

このような包括的な支援は、現地で長期専門家が相手国関係機関と信頼関係を構築し、 きめ細かい対応をとることに加えて、国内において法務省、経済産業省、最高裁判所、 大学、日弁連など官民の機関が合同で技術的バックアップ体制を構築することにより実 施が可能となっているものであり、我が国の法整備支援の最大の特徴であると言えます。 正に本日、御出席の皆様の御理解・御協力の上に成果が成り立っているわけでございま す。

最後に、JICAは、本年10月に、国際協力銀行と合併し、新JICAに体制を移行する予定でございますが、これにより、JICAは円借款、無償資金協力、技術協力を担う総合的な援助機関に生まれ変わる予定です。本日皆様に御発表いただく貴重な御意見を生かし、我が国の法整備支援をより良いものとできるよう励んでいく所存でございますので、関係者の皆様におかれましても一層の法整備支援への御理解とお力添えをお願いして、ごあいさつとさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

【司会(田中)】 どうもありがとうございました。

それでは、講演の予定の第1に移らせていただきます。JICA国際協力専門員であり、 弁護士でもいらっしゃいます佐藤直史様から、「JICAの法整備支援分野における成果物 の普及に対する考え方」という演題で御講演を頂きます。

佐藤様お願いいたします。

#### 講演

# 「JICA の法整備支援分野における成果物の普及に対する考え方」 佐藤直史 JICA 国際協力専門員・弁護士

【佐藤】 皆様,おはようございます。ただいま御紹介いただきましたJICA(国際協力

機構)におきまして国際協力専門員として業務をしております弁護士の佐藤直史と申 します。



本日,このような貴重な機会を与えていただいたことを大変光栄に存 じます。関係の皆様には、この場をお借りして感謝を申し上げたいと思 います。座ったままで報告させていただきます。よろしくお願いいたし ます。

本日いただいておりますテーマは成果物の普及ということでございますけれども、私からの報告は、JICAの法整備支援プロジェクトとの関係でこのテーマを取り上げさせていただきたいと思います。したがいまして、報告の順番といたしまして、まずJICAの法整備支援の考え方について触れました後に、成果物の普及に話を進めてまいりたいと存じます。

【スライド3】 (113頁,上段参照) こちらのスライドにございますのが、JICAにおける法整備支援の定義でございます。こちらで重要なことは、自助努力を支援するということでございまして、これはODA大綱の重要な方針として述べられている部分でございます。また、ルールの整備だけではなく、執行、運用のため、あるいは法を適用して紛争を解決するための組織の整備、又は人々、市民社会が法律にアクセスする、司法制度にアクセスする、そういった部分の支援、また、人材育成につきましても、そういった異なる領域において支援を行っている、それがJICAにおける法整備支援の考え方でございます。

【スライド4】 (113頁,下段参照) これを次の図で表しますと,こちらにございますように,法の支配の実現のために,このルールの整備,組織の整備,それから市民社会の法的知識・能力の向上,人材育成,この4つの領域にわたって整備を進めていく,それが法整備支援の考え方でございます。

また、人材育成が中核になると申しましたけれども、人材育成そのものを目的とするものだけではなく、ルールの整備や組織の整備、それから市民社会の法的知識・能力の向上、こういったものも相手国との共同作業、共同研究などを行うことによりまして、それぞれルールの整備に関する人材の育成、組織の整備に関する人材の育成、市民社会の法的知識・能力の向上に関する人材の育成も一緒に行っていく、これによって相手国の自立発展性を高めていく、そういった考え方に基づいて法整備支援プロジェクトを行っております。

【スライド5】 (114頁,上段参照)また,同じことがこちらでは違う図で表されておりますけれども,人材育成を中核といたしまして,ルールの整備,組織の整備,市民社会の法的知識・能力の向上のすべてに配慮していこうというものでございまして,当初のJICAの法整備支援,特に起草支援におきましては,ルールの整備におきまして,共同研究,共同作業を行う,そういったことの副次的な効果として,人材育成を行ってまいったものでございますけれども,先ほどから申し上げていますように,それぞれこの4つの領域のすべてを横断的,包括的に考え,検討する必要がある,またそれぞれの対

象領域の相関関係, そういったものも留意する必要がある, そういったことがこれまで の法整備支援の経験から得られてきた教訓でございます。

【スライド6】 (114頁,下段参照)また,次のスライドでは,それを例えばルールの整備において,組織の整備,市民社会の法的知識・能力の向上が重要であること,それから組織の整備におきましても他の領域の整備が重要であること,また市民社会の法的知識・能力の向上に関しましても,他の領域が重要であることを示したものでございますが,時間の関係上,割愛させていただきますので,資料の方を御覧いただければと存じます。

【スライド7】 (115頁,上段参照)また,こういった包括的な視点又は異なる領域の相関関係が重要だということを前提といたしましても,プロジェクトとして何を協力内容とするか,これにつきましては,その対象国の状況,あるいは相手国のニーズやキャパシティ,それから他ドナーの動向などを総合的に考慮いたしまして,また日本側のリソースにつきましても考慮した上で決定してまいらなければならないということでございます。

【スライド8】(115頁,下段参照)これを具体的に見ますと、例えばカンボジアにおきましては、まず法整備支援のフェーズ1、フェーズ2では、司法省をカウンターパートといたしまして、民法・民事訴訟法の起草支援を行ってまいったわけでございますけれども、現在検討しております、今年の4月から新しく始まりますフェーズにおきましては、この司法省をカウンターパートとする起草支援に加えまして、新しくできた法律の新法理解研修ですとか、あるいは司法省の能力の向上、こういったことも対象に入れております。また、裁判官・検察官養成学校におきましてプロジェクトを行っておりまして、これもまた、今年の4月以降、継続してまいる予定でございます。また、弁護士の養成支援ということも現在継続中でございます。カンボジアにおきましては、このように異なる領域において幅広くプロジェクトを行っているところでございます。

【スライド9】 (116頁,上段参照)他方,中国におきましては,現在,全人代をカウンターパートといたしまして,民事訴訟法と仲裁法の改正支援を行っておりますが,こちらに関しましては,中国のキャパシティの高さにかんがみまして,中央機関におけるルールの整備だけを支援することとしております。そのほかの,他の組織の整備ですとか,あるいは人材の育成,そういったところに関しましては,中国側が独自に行えるだけのキャパシティを有しておりますので,JICAが行う支援としましては,このように中央機関における起草支援のみに限っている,そういった考え方でございます。

【スライド10】(116頁,下段参照)また,ベトナムにつきましては,現在行っている法・司法改革プロジェクトでございますが,この司法省をカウンターパートとするルールの整備,それから最高人民裁判所や最高人民検察院をカウンターパートとする組織の整備,それから法曹養成支援を行っておりまして,これらはフェーズ1,フェーズ2やフェーズ3からの延長でございますけれども,今次の新しいプロジェクトにおきましては、地方における組織に関しましても,バクニン省というパイロット地区を定めま

して、そちらの人民検察院や人民裁判所との活動なども含まれております。

【スライド11】(117頁,上段参照)また,ウズベキスタンの注釈書プロジェクト,これにつきましては昨年9月で終了いたしましたけれども,こちらは既に成立している法律の注釈書を作るということで,ルールの整備の部分は支援を行っておりませんが,組織の整備として倒産法を適正に運用するための注釈書の作成支援を行っておりまして,またその普及活動なども行ってまいりました。また,その普及活動に関連しまして,大学ですとか民間セクターに対する普及なども一緒に行ってまいりました。

【スライド12】 (117頁,下段参照)以上が4つの領域の相関関係について述べたものですが、次に発展のプロセスとの関係で、法整備支援というものも考える必要がございます。これは、こちらに表しておりますのが、ルールの整備のサイクル、これは極めて単純化したものでございますけれども、これは途上国であると先進国であるとにかかわらず、立法事実の認識から始まりまして、起草したルールを実際に適用し、また新しいニーズなどが生じ、それをまたルールを改正するなり新しいルールを作っていくなり、こういったサイクルが考えられます。

法整備支援が目指すものといいますのは、途上国において、このようなサイクルを自立発展的に回していけるようになることでございまして、そのためにプロジェクトとして何を協力内容としていくのか、どの段階まで協力することが必要なのかを検討することになります。また、この検討につきましては、先ほどと同じように、対象国の状況ですとか、あるいはニーズやキャパシティを検討することになります。

【スライド13】 (118頁,上段参照)また,同じことは組織の整備にも言えることでございまして,例えばマニュアルや注釈書の作成などを考えますと,やはりニーズがございまして,そのニーズにこたえるためのマニュアルや注釈書を作成し,それを実際に活用してみて,活用した後,どのような問題が生じるかを見て,その新しい問題に対してそのマニュアルや注釈書を改訂する,そういった作業が繰り返されていくわけでございますけれども,相手国が自立的にこのサイクルを回していけるようになるためにどこまで支援する必要があるのかといったようなことを,相手国の状況などにかんがみまして検討をしていかなければならないということになります。

【スライド14】 (118頁,下段参照) こちらに示しておりますのは、例えばカンボジアにおきまして、民事訴訟法の例でございますけれども、起草が終了いたしまして、現在、適用に移っておりますが、その中で現在も様々な問題が起こっております。その様々な問題をどのように解決していくかということも一緒に考え、それに対応するような司法省令を作るとか、何らかの対応を考えていかなければならない。日本の支援として、起草支援だけで終わるのではなく、実際に適用する部分、またその適用で生じた問題に対してどうやって対応していくか、そういった部分まで、カンボジアのキャパシティにかんがみますと、日本として支援を行っていかなければならないのではないか、そういったことを考えております。

【スライド15】(119頁、上段参照)これに対しまして、中国につきましては、先

ほどから申し上げていますように、中国側のキャパシティあるいはニーズなどもかんが みますと、正に、この改正の部分だけを切り取りまして支援を行っているものでござい まして、改正された法律を実際に適用する部分、またその後生じた問題、そういったこ とにつきましては中国側が独自に行っていけるものと、現時点では考えております。

【スライド16】(119頁,下段参照)また,ベトナムの裁判実務改善につきましても,先ほどのカンボジアの起草支援と同様のことがございまして,マニュアルを作成するだけではなく,実際にそれを利用し,そこから生じたニーズなどをくみ上げ,またそれを改訂につなげていく,こういったところまで支援の対象にすると,現時点では,そのようなプロジェクトのデザインをしております。

【スライド17】 (120頁,上段参照)また,ウズベキスタンの倒産法につきましては,こちらは後にPDMで御説明いたしますけれども,執務参考資料の作成のニーズが既にございまして,それに基づきまして,倒産法注釈書を作成いたしまして,それを実際に活用できる状態に置く,そこまでをプロジェクトの対象としております。その後,恐らくまた新しい問題が生じてまいるかとは存じますが,その部分はウズベキスタン側の自立的な活動に任せていこう,そういったプロジェクトデザインで行ってまいりました。以上がJICAの法整備支援に対する考え方でございましたけれども,以上を踏まえまして,成果物の普及という面から検討してまいりたいと思います。

【スライド18】 (120頁,下段参照)まず,成果物でございますが,JICAのプロジェクトはプロジェクト目標の達成を目指して実施されておりますので,成果物もプロジェクトから切り離しては考えられません。成果物を作成する意義,あるいは成果物をどのように活用していくかというようなことは,プロジェクトの協力内容に照らして考えるべきものでございます。この協力内容は,先ほどから述べていますように,4つの領域の相互関係を考える,あるいは発展のプロセスなどを検討して決めていく。そういったことを通じまして,プロジェクトにおいてある成果物を作るのか,作らないのか,あるいは成果物をプロジェクトの活動として活用していくのか,活用していかないのか,あるいはその部分,成果物の活用は相手国に任せるのか,そういったことはこのプロジェクトの協力内容の中で考えていく。この協力内容を決定していくのは相手国のニーズであり,キャパシティであり,また,日本側のリソース,そういったことを考えていくことになります。

また、ここで、言葉の問題なのですが、「成果物」と、PDM、これはJICAのプロジェクトではプロジェクト・デザイン・マトリックスというものを作成いたしますけれども、このPDMにおける「成果」との関係でございますけれども、PDM上の「成果」といいますのは、プロジェクト目標達成のための手段でございまして、これとの関係では、「成果物」と申しますのは、その協力内容いかんによりますけれども、「成果物」の作成が「成果」そのものである場合もございますし、また「成果物」の作成が「成果」達成のためのツールになる場合もございます。これは後で、次のスライドでまた具体的に検討してまいりたいと思います。

また、さらに、留意すべきは、PDM上の「成果」といいますのは、必ずしも「物」、何か物理的なものに限らないということでございます。具体例といたしましては、ここに述べたようなノウハウですとか、理解の向上といったようなものもPDMの「成果」として挙げられます。

【スライド19】 (121頁,上段参照) これを具体的に見ますと、例えばこのカンボジアのフェーズ2におきましては、一部抜粋したPDMでございますけれども、「成果」としましては、例えば知識や能力が身に着けられること、それから理解度が向上すること、また草案が完成することといったものが挙げられておりまして、「成果物」といたしましては、こちらに挙げたようなものがございますが、例えばこの附属法令草案が完成するという「成果」に対しましては、正に「成果物」を作ることがそのまま「成果」となっております。

しかしながら、十分な知識・能力を身に着ける、あるいは理解度が向上するという 「成果」につきましては、この「成果物」はその「成果」達成のためのツール、こういった「成果物」を作ることによって知識や能力を身に着ける、そのプロセスによって知識や能力を身に着けていこうと、そういった「成果」達成のツールとして整理しております。

【スライド20】 (121頁,下段参照) こちらは,中国のプロジェクトでございますけれども,先ほどから何度も申し上げておりますが,この中国のプロジェクトにつきましては,起草されることが「成果」であり,また「成果物」として予定されておりますのが改正民事訴訟法草案,一部抜粋ですので仲裁法は除いておりますけれども,こちらにつきましては「成果物」の作成がそのまま「成果」となっております。

【スライド21】 (122頁,上段参照)次にベトナムのフェーズ3の一部,それから現在行われています,法・司法改革支援プロジェクトのPDMの一部でございますが,例えば判決書様式が標準化されるというフェーズ3の「成果」に対しまして,判決書マニュアルという「成果物」が作成されましたが,これもやはり判決書マニュアルというものを作るプロセスも重要ですし,あるいは次の法・司法改革支援プロジェクトでございますが,実務能力が改善されること,経験が蓄積されること,制度的能力が向上されるということ,こういった「成果」を出すために,この「成果物」である判決書マニュアル,これが作成されるだけではなく,活用されるということもプロジェクトの枠内として予定されている,そういったデザインになっております。

【スライド22】 (122頁,下段参照) ウズベキスタンの注釈書につきましては,「成果」といたしまして,注釈書自体の作成,それが備え付けられ,またノウハウが蓄積される,その中でこの「成果」の1との関係では,「成果物」の作成がそのまま「成果」でございますけれども,備え付けられる,あるいはノウハウが蓄積されるという「成果」,また広く活用される体制が整うといったプロジェクト目標もございます。そういったものとの関係では,協力内容として,「成果物」が備え付けられることや,活用される体制が整うということもプロジェクトの枠内に入っております。

【スライド23】 (123頁,上段参照)このような具体例を踏まえまして,JICAプロジェクトにおける普及の考え方でございますが,具体的なプロジェクトでも検討いたしましたように,普及が協力内容に含まれる場合と含まれない場合とがございます。これは,プロジェクトの協力内容によって決定されますが,その協力内容の設定といいますのは,相手国の状況に合わせる,これは何度も今繰り返し述べさせていただいているところでございます。

また、「普及」という言葉の多義性につきましては、先ほどの稲葉部長の御報告の中にも触れられておりましたとおり、成果物の性質に応じまして、対象者や普及の方法が異なってまいります。また、カウンターパートのみならず、最終的な被益者はだれか、またどの範囲の人にどの程度のアクセスや共有や理解が必要なのか。この「普及」といいますのが、物理的にディストリビュートするだけではなく、アクセスされ、あるいは共有され、あるいは理解される、そういったことが「普及」の内容に含まれているということは、先ほど稲葉部長の御報告のとおり、全く同じ理解をJICAとしてもしております。

また、こちらは「普及」という言葉から多少外れるかもしれないのですが、PDM上の成果の達成のためには、あるいはそのプロジェクト目標の達成のためには、PDM上の成果、これは「物」に限りませんけれども、そういったものが、カウンターパートを含む関係者間で共有される、例えばノウハウでありますとか、実施の体制でありますとか、そういったものがカウンターパートやそれ以外のプロジェクト目標を達成するために必要な範囲の関係者間で共有されることも重要なポイントとなってまいります。

【スライド24】(123頁,下段参照)また,普及を行う場合の例として,例えばウズベキスタンの倒産法注釈書作成支援プロジェクトにおきましては,プロジェクトの協力内容といたしまして,普及が含まれていることは先ほど述べたとおりです。

また、普及を行わない場合として、中国のプロジェクトを先ほど御紹介したとおりでございますが、ただ、プロジェクトの範囲で普及を行わない場合でありましても、その成果物が性質上普及されなければ目的を達せない場合には、普及を想定してプロジェクトの計画を立てることが必要です。これは、例えば中国におきましては、中国側のニーズやキャパシティにかんがみまして、協力内容としては普及までは含めなかった、現時点では含まれていないわけでございますけれども、それは中国側にしっかりした普及体制があるということを踏まえてそのような協力内容としたものでございまして、当然、日本が支援するのか、日本が支援しないのかという検討の前提といたしまして、普及の体制が実際にあるのかないのか、その部分はプロジェクトの実施の段階で見なければならないことになります。

【スライド25】(124頁,参照) そのことが次のスライドで述べられておりますが, 案件形成に当たりましては,そういった相手国の現状をしっかり把握することが重要で ございますし,またプロジェクトの活動として,普及を行う場合にはどのような対象者 にどのような程度行うのか,また双方の役割は何か,またカウンターパート以外の被益 者も巻き込むかどうか、こういったことの認識を共有するということが重要になってまいります。このあたりも、稲葉部長の御報告の中で触れられていた部分と同様かと存じます。

また、プロジェクトの活動として普及を行わない場合でございましても、当然、そのカウンターパートとの間では普及の重要性についてしっかり認識を共有することが必要ですし、また相手国側がどのように普及を行っていくのか、プロジェクト期間内、あるいはプロジェクト期間の終了後にどういったことを行っていくのか、これについては、当然、認識を明確に共有しなければならないと理解をしております。

また、プロジェクト実施上重要なことといたしましては、成果物の普及と作成とは、その成果物ができて、さあ次に普及だ、というのではなく、同時並行的に検討されていかなければならないものであろうというように考えております。こちらに普及活動からのフィードバックもあり得ると記載いたしましたのは、先ほど御紹介した法整備のサイクルとの関係でございまして、ある成果物ができた後に、普及・活用の活動を行いまして、その中からフィードバックが得られ、法律を改正するなり、あるいはマニュアルを改訂していくなり、そういったことが相互にフィードバックされていく、そういったことへの理解も重要かと存じております。

また,活動計画に柔軟性を持たせ,柔軟に変更するという部分,これもまた稲葉部長の御報告の中で触れられていたとおりでございます。

また,終了時において必要な事項といたしまして,そのプロジェクトの活動として普及を行う場合でありましても,行わない場合でありましても,その後,相手国側がどのような普及を行っていくのか,これについての道筋をお互いに共有する,そういったことは極めて重要になってくるかと存じます。これは相手国の自立発展性を高めるために重要だと認識しております。

【スライド27】(125頁,上段参照)以上,述べさせていただきましたが,繰り返しになりますけれども,結局成果物の普及といいますのは,各国の状況を踏まえたプロジェクトの協力内容との関係で検討すべき事項でございます。その協力内容といいますのは,こちらに述べたような例えば4つの領域,その対象領域を包括的に考えること,あるいは相互関係を検討すること,あるいは発展のプロセスの中でどのように自立発展的にサイクルを相手国が回していけるようになるのか,その中で日本はどこまで支援をすべきなのか,そういった範囲の検討などが,協力内容の設定のために必要になってまいります。

本日の午後、個別のJICAプロジェクトにつきまして、それぞれ成果物の普及について 御報告があると認識しておりますけれども、そういった個々のプロジェクトの個別の事 例の中におきましても、それぞれのプロジェクトの設計におきまして、こちらに記載し ましたような内容を検討した上で、プロジェクトの設計がなされているということを、 念頭に置いていただきながら御報告をお聞きいただければ、JICAといたしましてはうれ しく思います。 以上,御報告を終了させていただきます。御清聴ありがとうございました。(拍手) 【司会(田中)】 佐藤先生,どうもありがとうございました。

では、続きまして、経済産業省貿易経済協力局通商・金融経済協力課経済協力専門官 の三浦朱美様から、「アジアを中心とした制度インフラ整備について」という演題で御 講演を頂きます。

それでは、三浦様、よろしくお願いいたします。

### 特別講演

「アジアを中心とした制度インフラ整備について」

#### 三浦朱美 経済産業省貿易経済協力局 通商金融・経済協力課 経済協力専門官



【三浦】 ただいま御紹介にあずかりました経済産業省貿易経済協力局 通商・金融経済協力課の三浦と申します。本日はこのような機会を頂きまして、誠に感謝しております。この場を借りてお礼を申し上げます。

もともと頂いたお題といたしましては、経済産業省関連の法整備関連

プロジェクトということでしたけれども,経済産業省の取組といたしましては,法制度に限らず,それ以外のプラクティス,例えば資格制度のようなものも含めまして,制度インフラ整備全般に取り組んでおりますため,今回,こういったようなタイトルで,アジアを中心とした制度インフラ整備について,当省の取組,考え方について御紹介させていただきたいと存じます。

まず、目次になります。まず1としましてアジアの成長基盤整備と題しておりますけれども、制度インフラ整備の当省の考える意義と位置付けがどういったものであるか、それからその制度インフラ整備についての当省の考え方について、そして3といたしまして経済産業分野における具体的な取組について御紹介したいと思っております。これはまた後ほど体系を御説明いたしますけれども、知的財産関連の取組、それからその他の経済法の取組、それから先ほどちょっと申し上げましたけれども、必ずしも法制度というものには限らないのですけれども、アジア標準というプラクティスにかかわる取組がございますので、これについて具体的な取組例等を紹介していきたいと思っております。

まず、制度インフラ整備の意義についてということですけれども、当省としましては、アジアにおける成長基盤を整備するという観点を非常に重要だと考えております。経済成長戦略大綱というものがございまして、もともと 2006年7月に策定されたもので、これは 2015年度までに政府が取り組むべき施策を分野横断的な成長戦略として取りまとめたものでございます。これは、毎年度いろいろな状況を点検しながら、ローリングをして改訂する仕組みになっておりまして、2007年6月に関係省庁様、全府省の協力を得た上で、第1回目の改訂を 2007年6月に行ったところであります。

この中でも制度インフラ整備、それから法整備支援についても触れられておりますの

で,読み上げさせていただきます。

経済成長戦略大綱からの抜粋になりまして、2. アジアと海外のダイナミズムの取り 込みということで、日本の経験や知恵を生かした東アジア共通の産業基盤という中に説 明がございます。

「東アジアワイドの経済活動を支える制度構築,産業インフラ整備を日本の経験や知恵を最大限生かしつつ,重点化を図りながら効果的,効率的に進める。具体的には」,ここ以降は当省が主に行っておりますアジア標準についての説明になりますけれども,「中小企業診断士,情報処理技術者試験,公害防止管理者,環境管理規格・手法など,日本で産業発展の基盤を果たした技術や制度をいわば『アジア標準』として展開する。」と。これ以降が法整備支援に関するような取組でして,当省に限らず,例えば,外務省様,法務省様,公正取引委員会等の御協力を得まして取りまとめたものでございますけれども,「また,民事訴訟法・民商事法等の基本法制や知的財産法制・競争法制等の経済法制など,東アジア諸国の産業発展の基盤となるとともに,日本企業の事業活動の円滑化に資する法制度の整備・運用を支援する。」ことというふうに記載されております。

今申し上げましたアジアの成長基盤整備という観点から,経済産業省は3つの施策体系を展開しております。

1つ目が産業・物流インフラ整備、アジアにおけるハードインフラの整備というふうにも呼んでおりますけれども、というもの、それからアジアでの制度インフラの整備というもの、それからアジアの成長を支えるための産業人材の育成というものを進めております。このうち、真ん中の②のところになるわけですけれども、技術協力による制度インフラ整備といたしまして、従来から当省が取り組んでおります重点5分野という取組があるのですけれども、例えば知的財産権の保護ですとか、基準認証制度の整備、それから環境・省エネ分野といったような取組を行ってきたところになります。この取組の中でも特に体系的、重点的に推進すべきものとして、アジア標準の推進に取り組むということになっております。

そのほか、例えば知的財産制度等の法制度整備、それから執行支援といったようなものにも取り組んでいるところになります。

もう一度制度インフラ整備というところにスコープを当てて、当省の考え方を御説明いたしますと、例えば現地企業等のビジネス環境整備を図るという観点から、アジア諸国において制度インフラ全般の整備を支援するということで、例えばODAを活用した法制度整備執行強化の支援ですけれども、当省の考え方としましては、例えば我が国の経済界のニーズを踏まえた重点分野、例としては知的財産等がございますけれども、こういった分野に関しまして、EPA等でも取り上げられておりますけれども、知的財産等の制度インフラの整備や執行強化等を働きかけるとともに、各省連携も行いながら、技術協力を活用した支援を行っていきたいと考えております。

その知的財産制度に関しましては、後ほど御紹介させていただきますけれども、当省

の関係では主に執行機関の電子化等の取組はかなり行っているところでございますけれども、それのみならず、例えば民事訴訟法の支援ですとか、司法制度といったような観点も非常に重要な支援だというふうに考えておりますので、こうした支援ともうまく連携をとりながら、実施をしていきたいと、かつ重点的に行っていきたいというふうに考えております。

それから、また後ほど具体的な御説明もさせていただきますけれども、当省が主に進めておりますアジア標準という施策がございまして、これは先ほど軽く御説明しましたけれども、我が国の産業発展の基盤を果たした制度や技術、これは法制度に限らないわけなんですけれども、制度や技術について、アジアに体系的に展開していくべく、技術協力を実施するものでございます。

事例としましては、もう既に一部の国で制度構築に成功しております中小企業診断士ですとか、公害防止管理者制度、それから情報処理技術者試験といったような制度等を各国に展開していくとともに、新たにアジア標準化していくものというのを選定して重点的に取り組むことというふうに計画しております。

まず、当省関連の取組としまして、知的財産分野の取組について御紹介させていただきたいと思います。これは特許庁も含む経済産業省が、JICA様ですとか当省の関連機関等を使いながら実施している取組ということになります。

当省では、知的財産分野のうちに、主に特許・商標等の産業財産権に関する執行面を中心に支援をしているところでございます。日本との経済関係の深さですとか、市場生産拠点としてのポテンシャルの高さ等もございますので、中国やASEANが主な対象地域となっておりまして、模倣品や海賊版対策等の貿易投資環境整備といったような観点からも重視の上、実施をしているところでございます。

具体的には主に3本の柱がございまして、まず1つ目が、JICA様ですとか、WIPOといいまして、当省も一部拠出金を出している国際機関である世界知的所有権機関というのがございますけれども、こうしたJICA様やそれからWIPO等を通じましたアジア各国の知的財産庁への審査能力、それからIT化・機械化に関するような支援というのも行っております

それから、2つ目のグループになりますけれども、知的財産権侵害に関する裁判所や 警察といったような執行機関への研修セミナーといったようなものというのを幾つか行っております。

それから、これは政府間支援ではなくて、民間団体への知的財産に関する支援というのを行っておりまして、これは当省関連のJETROと、それからAOTSという当省所管の研修団体でございます海外技術者研修協会を活用して、知的財産に対する民間団体への普及・啓蒙、それから支援等を行っているところでございます。

特に、最初の方のグループで申し上げました知的財産庁への機械化関連支援というのは、かなり実績がございまして、JICA様が実施機関としてかなりの御協力を頂いているところではございますけれども、ASEAN各国を中心とした知的財産庁についての機械

化支援については、国によって多少の進捗の違いはありますけれども、かなり進展しているところになっております。現在、ベトナムやインドネシア等に対して、特許庁から長期専門家派遣を行うなどの取組を行っているところです。そのほかの例といたしますと、中国で知的財産権の行政官を対象とした知的財産権保護研修セミナーの実施ですとか、マレーシアに対する知的財産研修センターの研修能力向上による官民を含めた知的財産権の専門家の能力向上などを図っているところでございます。

その他、経済法分野の取組というふうにまとめさせていただいておりますけれども、 そのほか、経済産業関連の分野の支援としまして、日本と関係の深いアジアをやはり対 象といたしまして、法制度の運用等に関する途上国のニーズですとか、日系企業への被 益等を踏まえつつ、JICAによる支援、それからAOTSによる研修を実施しているところ でございます。

上の2つのところ(129頁,上段参照)にございますベトナムとタイの競争法に関するキャパシティ・ビルディングというのが過去に実績がございまして,JICA様を実施機関として実施したものでございます。

それから、本年度実施予定のものとしましては、上から4つ目になりますけれども、アジア事業競争環境整備研修と申しまして、やはり競争法関連の研修ではございますけれども、公正取引委員会様の御協力を得まして、AOTSでアジアにおける法曹、学会等の競争法を含むビジネス法の関係者に対して講義等を実施しているところでございます。

それから、一番下に載っている2つ、国際商事仲裁途上国支援研修というものと企業 統治制度研修というものですけれども、これは日本弁護士連合会の御協力を全面的に得 ておりまして、AOTSを実施機関として実施しているところでございます。

今年度につきましては、一番下にございます企業統治研修というのを実施するところでございまして、後ほど、午後に日本弁護士連合会の矢吹先生からも御紹介があるのではないかと思っておりますけれども、この研修を平成19年度ですので、今年の2月に実施する予定でございます。これはJICA様、法務省様のCLMVへのコーポレート・ガバナンス研修ともうまく連携するような形というのを検討しておりまして、先ほど述べた各省連携といったような観点からもいい事例になっていけばいいなというふうにも少し思っているところでございます。

中国経済法・企業法整備プロジェクトについてですが、市場流通法に関する支援の部分に関しては、経済産業省が実施しているところになります。これは研修・セミナー等を経済産業省の関連部署、関連機関、関連者等で実施しているというところになります。

先ほど御紹介いたしましたアジア標準の取組についても簡単に御説明させていただければと思います。これはちょっと先ほど申し上げましたように、少し毛色が違っておりまして、必ずしも法制度というわけではないのですけれども、制度、システムを展開するといったような観点から、非常に似通ったところもあるかとは思いまして、相互にいろいろ勉強していけるところがあればいいなと思いまして、御紹介させていただければと思います。

先ほど来より、アジア標準の体系についてちょっと御説明をしておりますけれども、 具体的にはアジア標準としましては、7つの制度、それから技術、システムというもの を選定しております。これは、平成19年7月にホームページ等でも公開しているとこ ろですけれども、経済産業技術協力研究会報告書というものでまとめたものでございま して、この7分野に関して重点的に東アジア諸国へ展開することとしております。これ は今の時点では7分野ということになっておりますけれども、今後、更に追加等も含め て検討を重ねていくことになっていくかというふうに思っております。

アジア標準の体系としましては、2つタイプが分かれまして、まずAタイプと申しますのが、グローバルな課題等への対応のために、例えば環境・省エネ分野、消費者安全といったような分野を中心としたような制度、システムを展開するというもので、具体的な例といたしましては、例えば省エネルギーの分野ですとか、公害防止管理者制度ですとか、環境配慮設計・製造に関する制度、これはライフサイクルアセスメントといったような制度等ですとか、それから3R法制、リデュース、リユース、リサイクルということで、廃棄物の発生の抑制や再使用、再資源化に関する制度構築、それから化学品の安全情報管理といったようなシステムに関しての展開を図るものとしております。

Bタイプといたしましては、生産・流通ネットワークの整備や効率化のために必要な制度、システムとしまして、今のところは2分野でございますけれども、中小企業の経営基盤強化にかかわるような制度としまして、例えば中小企業診断士制度ですとか、商工会議所への支援といったようなものを行っております。その他、情報処理技術者試験というIT関係の資格制度に関しても推進を進めているところでございます。

アジア標準に関して,成功事例と今後展開していくものについて少し御紹介させていただきますと,まず中小企業診断士制度というのがございまして,これは中小企業の活力の向上に必要な経営診断のプロを生み出すために,日本の中小企業診断士制度と少し似たような資格制度の構築を支援するというものです。

タイでは、既にこれかなり制度構築が進んでおりまして、診断士という言葉が、今ではタイの経済界の方でも知っている方がいらっしゃるというような状態になっております。これはタイにおいて、1999年から協力を行った結果でございまして、既に400名の中小企業診断士補を輩出しておりまして、4年間で約1,000社を超える診断を実施したところになります。既にタイ自らが診断士研修コースを運営開始できるというようなフェーズになっております。これについてインドネシア、フィリピンについても、普及に着手をしているということになります。

それから、2番目といたしまして、公害防止管理者制度というものがございます。これも日本の産業公害問題を克服したという我が国の経験、ノウハウを移転するという観点から、日本の公害防止管理者制度と似たような資格制度の構築を支援するというものでございます。これもやはりタイにおいて2000年からの協力を通じまして、水ですとか、大気、廃棄物分野といったような公害防止管理者の資格制度を構築したところでございまして、1,000名を超える管理者を既に輩出しております。インドネシアでも昨

年から国家試験を開始できるようになっております。フィリピン、ベトナムでも普及に 着手を行おうとしているところでございます。

最後になりますが、情報処理技術者試験というのがございまして、これはアジアにおいて優秀なIT人材を育成するために、日本が40年近い伝統を有しております情報処理技術者試験の経験、ノウハウを生かしながら、アジア各国に対して、似た制度の構築を支援しているということになります。これは2001年からアジア各国、フィリピン、ベトナム、タイといったような国々に試験制度を導入しておりまして、現地の試験の実施機関等への協力を通じながら、上記の5か国で年間400人の資格保有者を輩出しております。今後とも、こちらの試験制度の展開等にも取り組んでいきたいと思っております。

以上で当省関連の取組の御紹介というのは終わらせていただきますけれども、非常に幅広い説明の上、若輩者ではございますので、なかなか分かりにくい点もあったかとは思いますが、御容赦いただければ幸いでございます。

今後とも、JICA様、それから法務省様といったような関連機関様との連携をより深めたいと考えておりますので、今日はすばらしい機会を頂いたというふうに考えております。改めて感謝申し上げます。今日は皆様から、たくさん勉強して、吸収して当省の施策にも生かせるようなかたちで帰りたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。(拍手)

## 質疑応答

【司会(田中)】 三浦様,どうもありがとうございました。

それでは、引き続き質疑応答に入らせていただきます。

まず、名古屋大の大屋先生から、稲葉国際協力部長に質問が出されております。内容を申し上げます。

「理解度のレベル分けに関して、広く見ても弁護士を含めた法律専門家層のみを対象として想定されているのではないかということが気になります。一般市民に対する司法側からの積極的な普及活動も支援対象として支援に含めていただくことが必要ではないかと思います。御意見を伺えれば幸いです。

このような質問をした理由として2点あります。まず、仮に支援対象国について、法律専門家がある種特権的支配階層を形成している場合、この枠組みでは支援が国内の不公正な支配を強化する可能性があることを見逃している危険がないかという点と、第2に、『法の支配』の樹立という観点から見れば、むしろ重要なのは一般市民が法規範の存在を前提とした予期を形成し、それに基づいて自主的、自発的に紛争解決する、紛争発生の防止、予防、回避制度が必要ではないかと考えるからです。このような活動が難しいということは、田中レポートの4ページなどに挙げられているように、多少難しい点もあるかもしれませんが、我が国でも交通事故紛争処理に関する自発的紛争処理制度が構築されていることを考えれば可能ではないでしょうか。」という内容でした。

【稲葉】 私の発表の中で、理解度のレベルを6段階に分けてお話しして、その4段階 以降が法律実務家を想定したものになっておりましたので、法律実務家層のみを対象と して想定されているのではないかと御理解いただいたのかと思いますが、私自身、この 普及という観点におきまして、常に法律専門家層のみを対象とすべきであるという考え 方でお話ししたわけではございません。

私の報告の中でも少し触れましたが、内容・中身によりましては、正に一般市民に対しての普及等を考えていくべきものもあるということをお話ししました。一般市民を対象と考えた場合には、普及のレベルとしては、第4、第5とか、実務家を想定したレベルまでのことは必要ないにしても、その法律の基本的なこと、制度の基本的なところまでは必要になってくるであろうということでございます。

ただ,どうしても,私ども国際協力部の,現在やっている活動というものが,法律実務家の養成部分に力を置いていることもございまして,私どもの発想自体がそちらの方に重点を置いて考えがちになるということは今の御質問を受けて,改めて認識いたしました。

法務省の中で、法整備支援を私どもの部が専属で当たらせていただいておりますけれども、極めて、限られた人員で当たっている中で、今、対応させていただいている国に対しまして、まず日本が支援してできた法律を運用できる法曹人材の育成が、喫緊の課題ではないかと認識し、重点的に取り組んでいるのが実情でございます。

その法曹を,支配階級,特権的支配階層が支配している場合が問題ではないか,その御指摘はそのとおりかと思います。それについては,案件形成の際に,その妥当性というもの,その相手方をカウンターパートとすることが妥当かどうかを考慮しなければいけないと思います。また,我々が目指している法の支配というもの自体,その特権的な支配階級の,人の支配ではなくて,日本が支援し,内容的にも妥当である法律が支配していくというもの,そこを目指す支援をしていかなければならないと考えているところでございます。

とりあえず、私の考え方といいますか、意見は以上でございます。

【司会(田中)】 どうもありがとうございました。

1つ付け加えさせていただきますと、田中のレポートの4ページのところを御参照いただいたようですが、17ページのところにも、一般市民への広報も含めまして相手国の大学の法学部又はJICA日本人材開発センターで長期専門家などがセミナーを開催することもあり得るというのを紹介しております。これには実例がありまして、例えばウズベキスタンでも松嶋長期専門家が実際に行っておられました。またカンボジアでもつい最近、坂野長期専門家がこのような新しい民法・民事訴訟法の広報のセミナーをされますと、一般市民の方が、約100名くらいいらっしゃったそうです。

ただ、私がレポートに括弧書きで書かせていただいたように、このような活動がどう しても、プロジェクトの中身として、なかなか計画的になされるということが少ないと いう点は確かにございますが、できる限り一般市民への広報も視野には入れているとい うことは言えると思います。

では、大屋先生、このような回答でいかがですか。よろしいでしょうか。

【大屋】 回答ありがとうございました。

私は、法哲学者なので、どうしても、近々の課題とか、予算面の制約とかを一切考えないで、理論的にきれいなことばかり言いたがるので、その点ではちょっと実務家の方に御迷惑をおかけしたかなと思っております。

ただ、ちょっと御回答で田中先生からいただいたところで気になったのは、そういう、やっぱりセミナー、これはとてもいいことで、私はそれが間違っているとか悪いとか言うつもりは全くないんですけど、やっぱりそういうセミナーをやって来るのはインテリですよね。一般市民といっても、そのインテリゲンチャであって、その法律、法の支配が純粋に確立するためには、普通の市民、マン・オン・ザ・ストリートに法律がどのような機能を持つかということを考える必要がある。

もちろん、ただそれが支援の対象として難しいということは当然言われたとおりだと 思いますということを付け加えさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

【司会(田中)】 ありがとうございました。

では次に、星野先生から質問が、JICAの佐藤専門員と稲葉部長の方に来ております。 まず、佐藤専門員の方に対する御質問ですが、「人材養成について法学部や法科大学 院から高校以下の法教育、公民との関連についてどうお考えでしょうか。」

大屋先生の今の御質問とも関連するところですので、お答え願います。

【佐藤】 星野先生、御質問どうもありがとうございます。

この点につきましては、私の報告で使用いたしましたスライドの4枚目(113頁,下段参照)にございます法整備支援の体系図というものを御参照いただきながら御説明申し上げたいと思います。

こちらの体系図にございますのは、法の支配達成のためにどういったことが必要かということで、4つの領域から整理させていただいたものでございまして、またこの右側にはそれぞれの領域でどういった活動が考えられるか、そういったことを記載しております。

先生から今,御質問いただきました例えば法学部の教育,法科大学院の教育,あるいは高校生以下の法教育といった点につきましては,こちらの市民社会の法的知識・能力の向上の知識の向上の中に,ちょっと字が小さくなってしまっているのですが,法学教育支援,あるいは広報支援といったような活動が考えられるといったようなことで取りまとめさせていただいております。

先生から御指摘いただいたような、例えば高校生以下の法律の教育といったようなものも、法の支配を実現するために大変重要な内容だと認識しておりまして、それに対しましては、この市民社会の法的知識・能力の向上という中でとらえられていくのではないか、そのように整理をさせていただいておるところでございます。

もちろん、その現状を踏まえまして、実際に支援をするに当たりまして、やはりその相手国のニーズですとかキャパシティ、あるいは日本側のリソース、人的なリソース、それから物的なリソースも検討しなければいけませんので、当然、この4つの領域すべてを常に支援の対象とするものではございませんけれども、JICAの考え方におきましても、そのように先生からいただいた御指摘というのは、この市民社会の法的知識・能力の向上の中で、検討させていただいている部分でございます。

以上、回答でございます。ありがとうございました。

【司会(田中)】 次に、星野先生から稲葉の方に対して、第4段階と第5段階の理解度についての教え方につきまして、御質問がありましたので、稲葉の方からお答えをしたいと思います。

【稲葉】 御質問ありがとうございます。

御質問の趣旨が第4段階の理解、イメージ的には大学における法律の理解と、その第5段階、それが裁判官とか、そういう実務家になったときのものと、その間に一体どういう付加する教育があるのかと、そういう観点の御質問と理解してよろしいでございましょうか。

【星野】 6段階理論(「田中嘉寿子論文」14頁から25頁)は、大変優れた整理で、 おっしゃるとおりだと思いますけれども、第4段階(成果物の内容を理解させること) と第5段階(成果物の内容に従って実務を運用できるようにすること)の間のあたりに、 広い領域があると思うんですね。

つまり、法というのは、第4段階のところでもう一度説明がありますように(23頁以下)、法解釈が問題になるのですね。それはまず、文理解釈、論理解釈、立法趣旨からする解釈といったものでしょう。しかし、それだけでは足りないので、実際問題になるのは、社会が変わったりした場合とか、また、どんなに立派にできた法律でも、人が作ったものですから、解釈が分かれるところがあります。要するに法律の解釈の仕方が問題になる。法律の解釈をどうやって教えるかという問題があるのではないかということです。やはり法学入門的なものがこの辺で必要になるのではないか、ということが1つです。それからもう一つ、裁判に即して申しますと、最近日本で問題になっております要件事実論がありますけれども、ああいうものがこの第6段階の教育の内容になるのだろうか。これはいろいろなところで議論がありまして、どこまで大学で教えるかとか議論されておりますが、具体的にはその辺のところをお答えいただければと思います。

【稲葉】 これは、私が的確に正解としてお答えできる話ではなくて、かなり、教育はどうあるべきかとか、難しい問題にかかわるところかと思います。

私自身, 自らも大学で学び, 司法修習を経, また私自身, 司法研修所の教官も行って, 実務家養成について日本でもかかわってまいりました。

今日発表させていただきました第4段階から第5段階に至るには、いろいろな要素の新たな教育といいますか、別の判断、理解を必要とする範囲のものが相当あると思います。

それを日本で当てはめますと、今、法科大学院ができましたので、ちょっと異なって きましたが、要するに大学の学部の段階での理解をした学生が実際に裁判官になるまで にどれだけのことを身に着けていくべきかという観点で私は考えていたわけです。

そうすると、確かにその法律家というものは、いろいろな知識、リーガルマインドも そうですし、いろんなものが必要でありまして、これは要らないというようなものはな いと思います。

ただ、現実の法律実務家養成では、実際に法律を適用していくのは事実に対してですが、大学の講義では事例として事実が与えられます。こうこうこういう場合の法律関係はどうなりますかという、事実関係を与えられた上で考えていくわけです。実際実務になりますと、まず事実がどうなのかと、事実認定というもの、それも証拠から、いろんな証拠から、場合によっては矛盾する供述の中から一体事実は何なのかを確定して、そこに法律を適用していくということが実務家としては必要となってきます。事実の認定についてはやはり特別な訓練が実務家を養成する中で、必要となってくると思いますし、私は民事裁判をやっているわけではなく、もともとの背景は検事でございますが、先ほど御指摘になりました、要件事実的なこと、これは現実に今カンボジアの裁判官養成の支援にも関係してくることですが、裁判に当たっては、この請求権を認めるには、どういう事実が認められないといけないのか、またどういう事実があったらこれが阻害されるのか、その基本的な組立てというもの、これはやはり、実務家になっていくに当たってその理解は必要かと思います。

弁護士になるにしても、他の法律家になるにしても、基本的な法曹倫理ももちろん必要となるでしょうし、先ほど大屋先生が言われた法哲学的なところにも常に考慮をするといいますか、そういうことを忘れないという心構えも必要と思います。今言ったようなことが、私がとりあえず感じている第4段階と第5段階の間で必要な教育かと思っております。

【司会(田中)】 この点に関しましては、午後、当部の宮﨑教官の方からカンボジアの裁判官・検察官養成校支援プロジェクトの中で、具体的にどのように悩みながら活動しているかについても一度お聞きいただきたいと思います。

では次に、国際協力部長の稲葉から経済産業省の三浦様に対して御質問がございます。「御紹介いただいた貴省の取組につきまして、貴省の人的体制はどの程度のものでしょうか。経済産業省及び特許庁など関連省庁を含め、人数的にはどのくらいの方が関与されておられますかと。法務省としましても今後取組を、いわば人材体制を構築する上で、また予算要求をする上で御参考にさせていただきたいと思います。」ということです。

【三浦】 稲葉部長、御質問ありがとうございます。

当省の体制についてということなんですけれども、正直申し上げまして、研修等を含めるとどのくらい関与した人間の数がいるかというのが今すぐちょっと分かりかねる状況でございまして、ちょっとまた少しお調べしてから、分かる範囲で御回答させていた

だきたいなとは思っております。

ただ、いずれにしましても、例えば、先ほど紹介させていただいたJICAのプロジェクト、知的財産権関連等のプロジェクトですと、特許庁ですとか弁理士等の専門家派遣などをかなりやってはいるところではございますけれども、専門家派遣だけではなくて、例えば研修といったようなものも含めてうまく活用して総合的に進める体制というのをとっております。

また、特に知財に関しましては、必ずしも当省の人間だけではなくて、民間の方、弁 理士の方といったような方にもお願いをしているところでございます。

すみません、ちょっと不十分な回答だったかもしれませんけれども、よろしくお願い いたします。

【司会(田中)】 ありがとうございました。もしお分かりになりましたら、後ほどでも結構ですので、詳しい情報をよろしくお願いいたします。

では次に、山口大学の今津先生からJICAの佐藤専門員に対して御質問があります。

「PDM作成も含め、プロジェクト形成が重要との認識だそうですけれども、JICAでは一般的にこのプロジェクト形成にかける時間や経費がプロジェクト本体規模に比べて小さいように感じておりますが、法整備支援ではそのあたりは問題ないのでしょうか。」という御質問でした。

【佐藤】 今津先生、御質問ありがとうございます。

まず、プロジェクト形成が重要との御認識につきましては、私どもも正におっしゃられるとおりの認識を有しております。プロジェクト形成にかける時間と経費につきましては、法整備支援とほかのプロジェクトでどうなのか、あるいは以前と比べてどうなっているのかといった、客観的なデータが今手元にございませんので、何とも申し上げられないところでございますけれども、確かに、プロジェクト形成にもっとお金と時間をかけられればというようなことは考えられるかと存じますが、ただODAの予算が全体として減っている中で、どのように工夫をしてより良いプロジェクトを形成していくかというところに知恵を出さなければならないのだろうというような認識をしております。

そこで、今、JICAにおきましては、法整備支援の課題別指針を作っておりまして、この課題別指針におきまして、プロジェクト形成におきましてはどういった点に留意すべきなのか、少なくともこのポイントは必ずチェックしなければならないとか、そういったことをJICAの職員全体が共有できるような資料を作成中でございます。この資料の作成に当たりましては、これまでの法整備支援の経験、多くの関係者の方々に御尽力いただきましたこれまでの経験を踏まえまして得られた教訓や知見を集めまして、執務資料を作っております。

こういったものの活用によりまして,予算や時間的に限られている中でより良いプロジェクトを形成していこうという,そういった現状でございます。

【司会(田中)】 今津先生,今のお答えでよろしいでしょうか。 ありがとうございます。 それでは、東京会場の方から、御質問ありますでしょうか。

【司会・東京会場(建元)】 東京会場の皆様、補足の質問等ございますでしょうか。 ありましたら挙手願います。

本間先生から質問がございます。

【本間】 東京会場の弁護士の本間でございます。

質問票を今書いたところでまだ出してないのですが、申し訳ありません。

経済産業省から報告をしてくださった三浦さんに質問したいんですが、経済産業省として、アジア標準と呼ばれる制度をアジアの各国に導入する支援をされているという、非常に興味深い報告を頂いてありがとうございました。こういった制度を各国で導入するためには、必然的にそれに関連する根拠法令をその国で作って整備する必要があると思うんですが、経済産業省の支援ということで、法律の専門家がプロジェクトの中核になっているとはちょっと思えなかったんですけれども、その点はどういうふうにされたのか。あるいは、プロジェクトの中にそういう立法の方もカバーできるような方が入っておられたのかということ。それから、そういったいわば特別な法律を作って1つの制度をつくるときに、その国の法体系全体との関連はどのように検討されたのか、もし分かれば是非教えていただきたいと思います。

【三浦】 アジア標準に関して、根拠法等があるのではないかというお話なんですけれども、必ずしも法定化された制度というわけではございません。実際のところ、制度の在り方というのは、各国別によってできあがり方が違うこともあると思いますし、結局、その制度は導入されたけれども、運用されていない、ワークされていないということにはならないようにということは、よく考えているところでございます。必要に応じまして、法制についての紹介研修等やセミナー等をやっている部分というのもございますけれども、相手国の方できちんと重要性を理解していただいて、進めていくというような形でお願いしているというようなことになっております。よろしかったでしょうか。

【本間】 ありがとうございます。

ちょっと聞き取りにくい部分があったんですが、例えば中小企業診断士制度とか公害 防止管理者制度とか、そういうものであれば、日本の感覚では法律を作らないで、こう いう制度を導入するということはあり得ないという感じがするんですが、そうではない と。法律を作らずにやっている、それは省令でやっているということでしょうか、それ とも全く根拠なく、一応アイデアをこちらは提示して、後は向こうにお任せしたという ことなのでしょうか。

【三浦】例えば公害防止管理者制度の方なんですけれども、これも例えば中国において制度導入が今検討されているところです。おっしゃるように、確かに制度構築をするに当たって法定化の観点、非常に重要だとは思っておりまして、今後、今回勉強させていただいた内容等も参考にしながら、いろいろ制度構築について研究していきたいなとは思っております。

【司会(田中)】 よろしいですか。

では、大阪から午前の部で最後の御質問があります。

シー・ディー・シー・インターナショナルの松原様からJICAの佐藤様に対して、「中国に対する対象領域に関して、中国はキャパシティが高いので、ルールの整備のみの支援としたとの御説明がありましたが、どこからそのような他国とのキャパシティの高さの違いなどについて生じているとお考えか、またそのキャパシティの高さを判断された点を、理由をお聞かせいただければ幸いです。」

【佐藤】 松原様、御質問ありがとうございます。

中国につきまして、キャパシティの高さにつきましては、私よりも中国にお詳しい先生方たくさんいらっしゃいますので、ちょっと私から申し上げるのは僭越ではあるのですが、中国の、例えば法学教育、それは基礎的な部分から、法曹養成まで含めまして、これは相対的なものですけれども、カンボジアのように、本当に法曹人材がすべて枯渇してしまったような国と比べますと、非常に中国のキャパシティは高いと、このように言えるかと存じます。

また、そのキャパシティの高さを判断した基礎となった情報ですけれども、もちろん、こちらのプロジェクト開始に当たりまして、中国に実際に事前調査団としてまいりまして、先方の全人代の方ですとか、あるいは関係機関の方との協議などを通じましてもそうですが、それ以外にも中国の法律家の方々と日本の法律家の皆さまとは、大変長く交流されていらっしゃいまして、そういったことから得られた知見や御経験などを踏まえまして、また先ほど経済産業省の三浦様から御紹介がありましたような、例えば経済法のプロジェクト、企業法のプロジェクト、そういったプロジェクトの経験なども踏まえまして、中国であれば、ある部分、ルールの整備だけを支援することによっても、プロジェクトの目標である、実際に民事訴訟、あるいは仲裁がしっかり運用がされていくという部分についても期待できる、そういった判断をさせていただきました。

先ほど、キャパシティについて、少し強調し過ぎてしまったかもしれないですけれど も、加えて、中国側のニーズに合わせたという面も大きかった旨、追加させてください。 以上でございます。

【司会(田中)】 よろしいでしょうか。

それでは、これで午前の部を終了させていただきまして、昼食休憩に入ります。 午後の部は2時からの開催でございますので、時刻までに会場にお戻りください。

(休憩)

【司会(田中)】 そろそろ午後のプログラムを開催させていただきます。

では、午後の最初の講演はラオスからです。ラオス現地にいらっしゃいますJICAラオス事務所所員の松元秀亮様からテレビ会議システムを通じまして、「ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状と課題」という演題で御報告いただきます。松元様はJICAラオス事務所の所員として、長期専門家が帰国した後、法律家が現地にいない状態でプロジェクトの成果物をラオス側の各機関が自主的に普及する状況をモニタリングしておられました。

松元様、よろしくお願いいたします。

### 報告

# 「ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状と課題」 松元秀亮 JICA ラオス事務所所員

【松元】 よろしくお願いします。JICAラオス事務所の松元と申します。

今日は「ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状 と課題」ということで発表させていただきます。

今日はこのような機会を与えていただきまして、本当にありがとう ございます。紹介にもありましたとおり、ラオスから発表ということは、専門家のいな い中で事務所が主導的にマネジメントをして普及活動を行ったということがあります。 実際にそういったことができるのかというような話が、皆さん思われると思いますが、 やはり実際にやってみて、短所、それから長所というのはあったと思います。

この機会を通じて、そういうところの紹介をさせていただいて、今後のプロジェクト の形成等に参考になればいいかなと思っています。

それでは早速始めます。

まず、プロジェクトの概要についてなんですけれども、ラオス側の実施機関としては、 司法省、それから最高人民検察院、最高人民裁判所と3機関を対象にしています。

プロジェクトの期間としては3年間で行っておりまして,延長期間として1年間,普及活動をやりました。当初は3年間ですべてを実施する予定だったんですけれども,それが十分できなかったということで,1年間延長しています。この1年間が専門家不在の期間ということになります。

上位目標としては、法案審査及び法律適用が適切に行われるようになれると。プロジェクト目標としては、法律基礎文書の作成・活用や研修の実施を通じて、司法・立法関係職員の法律基礎能力が向上するということでやってまいりました。

プロジェクトの成果物としては、司法省、裁判所、それから検察院とそれぞれ出しています。司法省としては、民法教科書、それから企業法の注釈書、法律辞書、それから法令データベースと、検察院については、検察院マニュアルということで、検察官の捜査マニュアルと、検察官人事組織マニュアルの2つ、それから裁判所については、判決起案マニュアルと法令集ということでやっています。

3年間でこれだけの成果物を出して、普及活動をするということで、当初の考えとしては、かなり挑戦的なプロジェクトだったんじゃないかと思います。それで、私が担当した普及活動のところなのですが、第3にあるとおり、当初期間としては3年間、延長期間の1年間と、それからプロジェクトが正式に終了した4年の後、少し引き続き、先方からの要請がありましたので、活動を続けていました。

それで、司法省、検察院、裁判所に対する普及活動の概要というのは次の表にあると おりなんですけれども、それぞれの成果物に対して普及活動を行っています。

司法省に関しては、延べ人数で言うと、トータルでこれは350人程度に対して実施を しています。

検察院に関しては主に検察官、それからあと警察官に対して500人程度で、裁判所については主に裁判官に対して600人弱の裁判官に対して研修を行っています。これらトータルで1,350人程度という規模の研修を行ってまいりました。

それで、今回、専門家がいない中での普及活動をどういうふうに実施してきたかということなのですが、次の第4(132頁参照)にあるとおり、まず開催方法、日数、対象者など、すべてラオス側のアイデアが基本となってます。そのラオス側から出してきたアイデアに基づいて、JICAの事務所と協議を行って最終的に決めると。

それから、計画時には、カウンターパート、ラオスのカウンターパートが自ら開催目的、それから研修内容を書いた計画書というのを提出してもらっています。もちろん講師はラオス人のワーキンググループのメンバーが実施しています。

そして,活動終了後には,カウンターパートから活動内容についての報告書を提出していただいております。

私, 法整備支援以外のプロジェクトを実施していますけれども, カウンターパートが ここまですべて資料をそろえて実施をしているというのは, ほかのプロジェクトでも私 の担当する限りではなかなかないものであったと思います。

それで、今回のプロジェクトの普及活動の短所と長所についてなんですけれども、まず長所として、一番真っ先に挙げられるのは、やはりラオス側のオーナーシップの向上ということだと思います。資金的には、我々JICAの資金に頼らざるを得ないんですけれども、計画の立案、実施、それから報告というのを自分たちで全部行うと。逆に言えば専門家に頼ることができなかったということでもあると思うんですが、そういうことで、自分たちの活動であるということは強く認識してやっていったと思います。

それから、活動経費の支出等についても、カウンターパートが行いました。経費の支出をすべてJICAが直接それぞれに払うという方法も考えられたんですが、今回の普及方法については、お金を彼らの計画に従って、彼らに預けて、彼らがすべてマネジメントをすると、そういった形でやりました。

そういうことをすることによって、彼らラオス側自身が実施することでどれくらいの 経費が掛かるのかということを、彼らも認識して、恐らく、その後、普及活動を彼ら自 身にやってもらうことを考えた場合、彼らに大体どれぐらいの規模でどれぐらいの経費 が掛かるのかということも彼らは認識するようになると思っています。

それで、あと、専門家がいない中でラオス側だけでどこまでできるのかということも あるんですが、それについては、特に中央の職員が地方に対して研修をするというよう な活動だったんですけれども、中央の威信として、無責任にすることはできなかったん だと思います。 そういうことで、彼ら、計画をするときにも、実際に現地で研修を行うときにも、かなり綿密に計画を練って、しっかりとやっていたということを感じています。

また、長所の2点目としては、もちろん、少ない投入量ということで、専門家の方がいない中でやってきたということで、お金的にもそうですし、やはりこういった分野でたくさん専門家の方がなかなか来ていただけないという中でも、何とか実施していけるということだったと思います。

それからまた、3点目なんですが、身の丈に合った活動ということで、専門家の方がいらっしゃらないので、カウンターパートにとっては日々の業務、彼らの業務にプラスでこういった研修計画を作って実施しないといけないというような状況でした。

逆に言えば、これは実際にプロジェクトが終わった後、彼らが自身で普及活動をしていかないといけない場合に、こういった環境で彼らはやっていかないといけない状況なんだと思います。そういうことで、持続性を高める活動となり得るんじゃないかということも考えられますし、それからカウンターパートが成果物をどれだけ評価しているかということにもつながるんではないかと思います。

やはり、余り成果物に対して評価しなければ、実施するという意識も働かないですし、 やはり、これどうしても広めたいと彼らが思えば、忙しい中でもこちらに時間を割くと いうことをしていったと思います。

次に、逆に短所についてなんですが、これは本当にJICAの担当の技術的な不足と、それから時間的な問題というところがメーンだと思っています。やはり、専門家の方が不在なので、技術的な支援というのは、現地では全く行うことができないです。我々ができるのは、本当に計画立案の方法であるとか、それをどう評価するのか、それを次の研修にどうフィードバックしていくのかだと、そういったことしかできないです。

ただ、そういったことしかできない、そういったことができるというふうに話はしているんですけれども、やはり時間がないので、深く彼らと話をして、サポートすることはできません。

技術的なところを補完するという意味では、このようなJICA-Netを通じて日本側の専門家とカウンターパートが話していただくとか、日本の研修を通じて、技術的な支援を行っていくことはできます。

ただ、今回のプロジェクトでは、JICA-Netを通じた研修のアレンジというのは、計画したんですけれども、結局、私のアレンジが十分できなかったということで、実施することはできませんでした。

それで、2点目なんですが、活動を促進することができないということなんですけれども、やはり彼らのおしりをたたいてどんどんやってくれというようなことを、日々隣に座って一緒に仕事をしているわけではないので、なかなかできないということがあります。

そういうこともあって、やはり当初計画していたよりも少し遅れた形で終わったのが 現状です。 それから、後は、活動全体をモニタリングすることは不可能ということで、個々、それぞれ、3機関がいろんなところで研修を行っているんですけれども、それらの活動すべてに私もしくはナショナルスタッフが参加することは不可能でした。ワークショップはたくさんやったんですけれども、その中で私たちが実際にモニタリングをすべて最初から最後までできたのは、3、4回程度と。あとは、初日だけとか、中間で1日とか、そういった形でしかできていません。

こういった普及活動を担当しての考察ということなんですが、まず最初に、マネジメントに関する技術移転の重要性ということで、通常技術的な支援というのは、専門家の方からしていただけると思うのですけれども、実際に普及活動をするといったときに必要だなと感じたのは、やはり、その研修とか、そういったことのマネジメントということです。

まず、事前準備として、必要とされている研修内容、それから、その方法の検討ということをどういうふうに進めるのかと。それで、実施中には、講義と参加型研修の配分とか、講義の方法をどういうふうにするのかと。そして、終わった後にはその研修の評価、それからフィードバックをどのように行うのかといったところが実際に普及活動をしていく上で、その活動を高めていく上で重要なことだと思っております。

実際に、その彼らと話をしてみて、やはりこういったところの研修のマネジメントみ たいなところは余り考えられてなかったというのが、当初はそういった現状がありまし た。

我々との間で研修の前後の話合いを通じて、こういった話をやって彼らはフィードバックをするとかといったこともやっていきました。

2点目なのですが、現実的な普及活動、今回できたと思っているんですけれども、これを可能にしたのは、やはりその前の人材育成が十分にできたということだと思います。今回、カウンターパートは本当に、非常に頑張ってやったと思うんですけれども、これはひとえにその前に、専門家の方々から十分に技術移転が彼らにできたと。それで彼ら自身、ある程度自信を持って地方に出ていくことができたということは重要だったんじゃないかと思います。

3点目なのですが、普及活動のための継続的な資金の必要性ということで、ラオスのような財政基盤が弱い国においては、普及活動そのものの予算配分はなかなかできないというような状況があります。それで、一方、今回のプロジェクトの成果品はラオス側の関係者から高い評価を受けているというような状況でありますので、そういった成果物であれば積極的に支援者側が全国に普及していくということで、成果物をどんどん広めていくということを実際にやっていくのが重要じゃないかなというふうに思っています。

4点目なのですが、人材育成も長期的な取組が必要といろんなところで言われている ところだと思うんですが、特にラオスの地方においては、基礎的な知識のレベルという のは非常に低いというふうに認識しています。なので、マニュアル等は、非常に多くの ことを書いていると思うのですが、これを1度聞いただけでは理解できないと。それを 実際に実務に生かせるかというと、それもなかなかできないということで、やはり繰り 返し、繰り返し、彼らに対して研修することは重要じゃないかと思います。

その上にも関係するのですが、それを実際にラオス側ができるかということについては、資金的な問題もあってできないということもありますので、ここら辺をJICA、支援者側が支援していくというのは、重要じゃないかなと思っています。

そして、5番目なのですが、普及活動自身はカウンターパートの学びの場でもあった んじゃないかなと思います。彼らはすべて自分たちでやったことなんですが、特にラオ スにおいては、中央の人が地方に行くということはなかなかなかったということもあっ て、地方の実情を知るという機会にも、彼らにとってはなったと思います。

研修を通じて、やはり自分たちが説明することによって、内容を理解、十分したということもあると思います。

最後に、今後のプロジェクトに対する提案ということなのですが、これはラオスに対して、資金的な制約があるというようなことを考えての提案なんですけれども、フェーズ1としては長期専門家、短期専門家による成果物の作成と、それからカウンターパートに対する技術移転、これはフェーズ1として考え、この期間の間に十分な基幹人材の育成が必要と、それぐらいの十分な時間を使う必要があるというふうに考えています。

そして、フェーズ2では、長期専門家に加えて、研修のマネジメントの技術を持った 短期専門家を加えて普及活動を実際に一緒にやってみると。そして、フェーズ3におい て、長期専門家がいなくなって、彼ら自身で活動を継続するというようなことができれ ばいいのじゃないかなというふうに思っています。

ちょっと、ここの紙には書いてないのですが、もう1つ考えないといけないと思っているのは、プロジェクト終了後、普及活動を彼ら自身でしてもらうというアイデアは非常にすばらしいと思うんですけれども、それを考えるに当たって、やはり相手側の予算策定プロセスというのは十分に考えていかないといけないと思っています。

ラオスを例にとると、10月開始、10月、9月で予算プロセスなんですけれども、 実際に予算が確定するのは4か月前と、実際にプロジェクトのプロポーザル提出するの は6か月前と、そういうふうな状況です。

それで、プロジェクト終了後、すぐに普及活動ができるような体制を組めるかというと、なかなかその普及活動自体が最後の1年間だけだとすると、彼ら自身が具体的なプロポーザルを作って自信を持って上に提出することができるかというと、そういう状況ではないんじゃないかと思っています。

そういうこともあって、フェーズ3ということで、彼ら自身、JICAの資金、日本側の 資金を使って普及活動をさせて、どういった研修の方法がいいのかというようなことを 彼らに学ばせてそれでもって、予算策定のプロセスにも乗せていくというような活動も 必要ではないかというふうに思っています。

以上で発表を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

【司会(田中)】 松元様,どうもありがとうございました。

また後ほど, 質疑応答のときによろしくお願いいたします。

では次に、松嶋希会弁護士から、「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書プロジェクト」という演題で御報告を頂きます。

松嶋先生は、元JICAウズベキスタン長期専門家であり、ウズベキスタン倒産法注釈書の作成支援において、多大なお働きをされました。

松嶋先生の発表原稿の資料といたしましては、講演レジュメの冊子の中にプロジェクトの概要説明とICDニュース第33号に寄稿していただきました注釈書を配布されたときの苦労話を書いておられます「ウズベキスタンで本配り」というのが入っております。併せて御参照ください。

では、松嶋先生、よろしくお願いします。

## 報 告

# 「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書プロジェクト」 松嶋希会 元 JICA ウズベキスタン長期派遣専門家・弁護士



【松嶋】 昨年の10月までJICA長期専門家としてウズベキスタンで活動 しておりました松嶋希会と申します。

本日のテーマはプロジェクトにおける普及活動に絞られておりますので,このプロジェクト,実はマイナーで知っている方少ないと思いますが,プロジェクト全体の説明や,あと,普及段階の前の注釈書を作成す

る段階での問題点等は割愛させていただきます。

先ほど御紹介いただきました卓上配布 (135頁参照) の方で, そちら補う形で資料を 配らせていただいていますので, そちらを御参照ください。

簡単に申し上げますと、プロジェクトの内容ですが、2003年に大改正されたウズベキスタンの倒産法が正しく理解され、適切に運用されるように、倒産法の解説書を作ろうというプロジェクトです。

PDM上は注釈書を作るというのが、実は目標となっています。ただ、こちらの心意気としては、その注釈書を通して、実務に関する人の倒産法の理解が進むというのもありまして、これが普及活動につながったというものです。

プロジェクトのカウンターパートは、最高経済裁判所、倒産事件を扱う裁判所です。 ただし、実際に注釈書を書いたのは、そこの裁判官だけではなく、弁護士、検察官、あ と倒産事件にかかわる国家機関の職員の方々です。

本プロジェクトでは、注釈書をウズベキスタン側関係者と一緒に作りますが、一緒に作った人たちの倒産法の理解を向上させるということが最終目標、目標というか、プロジェクトの最終目標ではなく、ここにもありますように、ウズベキスタンという国全体で、倒産法の運用が改善されることを目指しています。そこで、多くの人に注釈書を読

んでもらわないといけない。多くの人に倒産法を理解してもらわないといけないという ことで、普及活動が行われました。

プロジェクト自体は、大体2005年4月ごろ、ここでは2004年10月と書いてありますが、大体2005年の4月ごろから始まりましたが、しかし普及活動というのは、2007年4月、昨年の4月から昨年の10月までの半年間だけです。どのような活動を行ったのかについては、先ほど申し上げましたとおり、卓上の「プロジェクト報告」を読んでいただければと思います。活動自体は本当にシンプルで、まずロシア語で作った注釈書を多言語、ウズベク語、日本語、英語で作ります。後はとにかく本を配る、関係者に配るのですが、配り切れなかったとしても、知ってもらうために宣伝をします。それを見た人が手にとってもらえるように、公共の図書館なり、そういう貸し出してくれるようなところにも働きかけて、本を配ります。地方でも、一応、本を配るという名目も大きかったのですが、倒産法に関するセミナーを開催しています。

本日は、そのような活動をしている中で気がついた課題として、以下の4点を挙げた いと思います。

まず1点目が、普及活動の対象です。だれに対して普及活動を行うのかということです。

2点目が、普及活動の範囲、これは地理的な範囲という意味です。地方への普及という点を強調したいと思います。

3点目が、対象にかかわることですが、多言語での出版です。

4点目が、普及活動の主体です。普及活動はだれがやるべきなのか、相手国側なのか、 日本も参加するのかという問題です。

まず,第1点目の普及活動の対象で,だれに対して普及活動を行うべきかという点です。

プロジェクトの当初の構想では、カウンターパートである最高経済裁判所の裁判官に 注釈書を利用してもらうということを考えていたようです。それなので、PDMでも、裁 判官が事件処理に当たり注釈書を利用できるような体制をつくるというのが実際のプロ ジェクトの目標になっています。

しかし、当然のことですが、倒産事件には裁判官だけではなく様々な人が関与します し、また倒産法というのは、倒産する企業、その債権者、株主といった様々な人の権利 義務を規制する法律ですので、倒産法の運用を改善するという観点からはもちろん、運 用する裁判官だけではなく、その倒産法の適用を受ける、利用する側として、主に民間 にも知ってもらう必要があります。

そこで、プロジェクトでは、裁判官といった法律の運用側だけではなく、倒産法を利用する民間側も普及活動の対象としました。例えば、ここに書いてあるのは、まず企業、一番当事者になる企業、企業の中にも法務部もありますし、そちらの方に宣伝をしていきました。あと、大口債権者に一番なるであろう銀行。ウズベキスタンの倒産法の中では、弁護士の役割は低いですが、でも銀行の代理人等になることも多いので、弁護士等

に本を配って, セミナーの参加も呼びかけました。

そのほかに、将来、これらの分野で活動すると思われる学生、学校、教育機関、あと ビジネススクールも対象としまして、本を配ったり、セミナーの呼びかけをし、セミナ ーに一応、呼びかけ、何故呼びかけでとまっているかというと、後で触れる問題でもあ りますが、こちらとしては、対象としては、民間セクターも広く入れています。

ただし、ここで問題がありまして、カウンターパート、最高経済裁判所のやる気の問題が大きく問題となりました。

普及活動の対象をカウンターパートである最高経済裁判所の裁判官以外に広げたので、 実際のところ裁判所からしますと、自分のところの裁判官に注釈書を配ったという時点 で、もうそれ以上の活動にインセンティブがなく、裁判所として、民間の人にまで倒産 法を知ってもらうということには、非常に消極的でした。

ここはセミナー開催の対象者,本を配るというところでも,カウンターパートともめ たところです。

実際にどういう対応をしたのかというと、できる限り、倒産法というのはこうなんだから、民間も知らなくてはいけないということを言って、時にはちょっと資金面もちらつかせて、お願いはしました。それでも動いてくれないときは、日本側というか、私の方で進めました。

実際、JICAの協力というのは、相手国側と協同してやるということが基本ではありますが、ただ、銀行等を回りましたら、民間側がこの倒産法に対してもっと知りたいと、いつも裁判所内だけですべてが回っているというのに不満もありましたので、需要という点からはやはり是非ここは民間の方にも倒産法を知ってもらわないといけないということで、時には、日本側だけで進めました。

次に、普及活動の地理的範囲について言及したいと思います。これは課題というものではありませんが、地方への普及という点をここで強調させていただきたいと思います。

倒産事件の数はもちろん首都が圧倒的に多いのですが、ここで地方を強調するのは、 他の途上国でも、先ほどラオスでも指摘があったと思いますが、中央と地方の格差が広 いということからです。ウズベキスタンも物流、情報網が発達しているわけではないの で、中央と地方での情報格差が顕著でした。

地方セミナーには、中央機関の人も連れていって、そういう現状を一緒に見ますが、 ちょっとここはラオスと違うなと思いましたが、どうも地方の遅れを認識はしますが、 それを中央機関が何とかしなくてはいけないという危機感があまりなかった、感じられ ないということがありまして、また人員がいない、中央機関にも人員がいない、予算も 取れないといった理由から、余り対応できなかったようだったので、プロジェクトとし て、地方での普及にも力を入れました。

1点、補足ですが、先ほど述べたように、地方では通信インフラが整っていませんし、 あとパソコンといった機器も普及していないので、地方への普及には、書籍の配布、プ リントしてあるものや、現地でのセミナーといった地道で、かつ原始的な活動でなけれ ば、効果が出ないのではないかと感じました。今、電子データにしてインターネットに 掲載すれば、だれでも手に入るというような環境は、先進国だけで、首都のタシケント でも、実際には通用しないのではないかとは思いました。

3点目の課題は、これは先ほど言ったように対象範囲とも関係することですが、多言語での普及です。

ウズベキスタンのプロジェクトでは、注釈書はまずロシア語で作成されましたが、その後に翻訳してウズベク語版も出版しています。中央アジアでは、今でも広くロシア語が利用されていますが、地方ではもうウズベク語が主流です。また、1991年に独立してから、ウズベク政府が、ウズベク語化、国語であるウズベク語を強化する政策をとっておりますので、今現在、タシケントの首都でも、20代前半以下の若者は、一般会話以外のロシア語を理解するのはもうかなり難しくなってきています。

ただし、一方で、ソ連時代の、ソ連の影響で、ウズベク語が分からないウズベキスタン共和国の人というのもかなり存在します。例えばロシア系の人、朝鮮系の人、これらの人はロシア語を大体母語としています。また、ウズベク人であっても、大体40代以上でソ連時代に教育を受けた人たちは、大体ロシア語で教育を受けていますし、留学するのもモスクワといったロシアなので、実際に倒産法の注釈書をウズベク語で読む・書くは難しいとのことです。

したがいまして、現時点のウズベキスタンでは、国語であるウズベク語だけでは足りず、ロシア語とウズベク語の2つの言語の書籍がないと、今回の注釈書は全国的に普及しないという状況です。この点は、ウズベキスタンに限らず、中央アジアという地域の特徴だと思います。いまだに二重言語といいますか、現在は2つの言語を意識しないといけないということになっています。

また,注釈書は,英語版でも出版する予定です。ウズベキスタンも外資導入に積極的なので,ロシアはもちろん,ヨーロッパ諸国,トルコ,イスラエル,韓国の企業が活動していまして,倒産法に対する関心は非常に高く,これらの企業から,またタシケントの弁護士事務所の弁護士からも,ロシア語版ではなく英語版が欲しいという問い合わせが来ています。

ここで、英語版は必要ではありますが、問題もありまして、この英語版が欲しいという需要は、カウンターパートである最高経済裁判所自体から出てきているわけでもありません。そういうことなので、余りカウンターパートの最高経済裁判所としても英語版を出すということに主体性がなく、そんなに協力してもらうこともありませんが、出た後にちゃんと配ってくれるのかというのは、かなり今も不安があります。

最後になりますが、普及活動の主体、普及活動はだれが行うのかという問題に言及したいと思います。

今回の連絡会では、成果物の普及の必要性やその手法が検討されていますが、午前中 の講演や、ラオスの例でもありましたように、国によっては、いわゆる成果物の作成に のみ日本が参加し、普及活動は相手国側が自主的に行うというプロジェクトもあります し、逆に、普及活動をメーンにしたプロジェクトというか、プロジェクトフェーズを設けているところもあると思います。

ウズベキスタンのプロジェクトは、一応普及活動をやっているとは言いましたが、実際はどうだったかと言いますと、日本側も関与しての普及だったのかといいますと、現実は少し異なり、実態に合った言い方にしますと、日本側の普及活動の一部にウズベキスタン側カウンターパートが参加したという形で終わったと言わざるを得ないと思います。

何故かと言いますと、いろいろと私のマネジメント能力の問題もありますが、一番の問題はプロジェクトの開始当時、PDMを作った当時に、実は普及活動を予定していなかった、合意していなかったからです。そのため、普及活動の期間も半年しかないですし、それで普及活動としては中途半端だったように思います。現に、ウズベク語版の出版も実際にはプロジェクト期間終了後、プロジェクトは9月末に終わりましたが、急ぎましたが、10月の第1週に発刊、もう私の離任する1週間ぐらい前に発刊となりましたし、地方でのセミナーもプロジェクト期間内にすべてをできなかったので、一部、プロジェクトの終了後にJICAの事務所のナショナルスタッフで、よくこのプロジェクトに参加していてくれたスタッフにお願いして、何とかカウンターパートなり関係機関を引っ張って、セミナーをやってもらいました。英語版に至っては、実はまだ、今現在作成途中でして、今年度内には、もちろん出さないといけないので、そのように進めています。

終わってからの感想になりますが、もう少し、日本が関与することを念頭に、また、もう少し戦略立った普及活動をすることを念頭に、プロジェクトの中での普及活動の比重をもう少し大きくしたプロジェクトとして最初立ち上げるべきではなかったかと、終わってからの感想ですが、そう思います。

ここで、何故このプロジェクトはウズベキスタン側の自主的な普及活動ではなく、日本も関与した活動が望ましかったと考えるかという理由は2点あります。こちらの2点は午前中、稲葉部長、佐藤専門員等からも、指摘されていることの繰り返しになりますが、日本が普及活動に参加しなくてはいけないのか否かの基準になるかと思います。

1点目は、相手国側に、法整備の経験やその人材、ノウハウ、予算があるかという点です。予算はちょっとおいておきますが、ウズベキスタンでは、どうも法律の運用をよくするためには、利用者側の能力も向上させねばならないという意識がなかったとも言えると思います。

利用者側には、本当に法律を知りたいと、もっといろいろと議論もしたい、国側と裁判官とも、立法者側とも議論をしたいという要望はありましたが、国側が余りその必要性を認識してなかったようです。実際、今まで、ある一定の法律に関する普及活動というのを聞いてみましたところ、国の側だけで、セミナーなら国の関係機関の人だけを呼んでいたというような状態でした。

ただし、法律というのは、運用者と利用者の両方によって運用されているので、このような視点を入れるためにも、日本ががつがつと入っていってでも、民間の側を引きず

っていくべきだったと思っています。

ウズベキスタンのプロジェクトでは、結果的には、この点に日本側がやり過ぎたのか、 もっとウズベク側を巻き込むべきだったのかというのもあると思いますが、どちらにせ よ、プロジェクト形成時に、カウンターパートから、普及活動をやろうと、どういう普 及活動をやろうという確約をとるとか、更に1点思ったのは、カウンターパートにこだ わらず普及活動においては、協力機関を指定して普及活動に参加してもらうという方法 もあったと思います。

このような協力機関を指定する場合においても、必ずプロジェクト形成時に、その機関と合意をしておくべきです。サインとまでは言いませんが、合意を、ちゃんと書面でしておくべきだと思います。

このウズベキスタンのプロジェクトでは、倒産事件に関する国家機関が協力機関として位置付けられて、一応協力はするよということで口では言いますが、いざ、セミナーをやろうとか、プレゼンやろうといったときには、うちはカウンターパートではないから、そういうのは最高経済裁判所とやってというふうに言って、面倒なことは逃げてしまうということもありましたので、プロジェクトの形成時に、こういう注釈書を作るので、あなたの機関にもお渡しします、だから、こういう普及活動には参加してくださいというふうに、もっとしっかり合意しておくべきだったと思います。

日本が参加すべきかどうかの2点目の基準ですが、これももう、これまで随分発表者 の方が指摘されているところですが、プロジェクトの支援の内容です。

支援が、このウズベキスタンプロジェクトのような特定法令についての支援なのか、 それともあるカウンターパート機関に対する、その機関の職員の能力の向上といった、 特定機関への支援かということです。

特定法令への支援の場合、法令に関係するであろう多くの人に普及をする必要がありますが、この場合、普及対象とカウンターパートが一致しないので、なかなかカウンターパートにインセンティブがなかったり、やってもいいと言ったとしても、一国家機関がそういう関係者を全部まとめ上げるというのは、国によってはなかなか難しいという問題あると思います。

このような場合にも、日本が参加して、ODAプロジェクトとして、関係機関を巻き込んで、プロジェクトとして普及活動を行う必要があるのではないかと思いました。

一方で、特定機関の支援ですと、カウンターパートが自分たちの利益にもなるということで、プロジェクト終了後に自主的にか、先ほどラオスのように、JICA事務所のモニタリングの下にか、モニタリングがつく場合もあるとは思いますが、日本がそんなに表立って参加しないという普及活動もあるかと思いました。

ただし、もちろんこの場合、能力の問題がありますので、特定機関の中に普及活動が できるほど人材が育っていなければ、もちろん日本が参加するという考えもあるかと思 います。

最後になりますが、もう皆さん、言い尽くされてきたことですが、日本がどこまで踏

み込むか、日本がどこまで普及活動に参加するかは、相手国側の認識や経験、また支援 内容それぞれだと思います。ただし、どんな場合にしても、普及活動というものは必要 であり、これはもう皆さんの共通の認識だと思いますので、プロジェクトの開始時点で、 どのような普及活動が必要なのか、そこで日本はどこまで関与するのか、関与しない場 合には、だれがどのような普及活動を行うのか、これをPDMに入れるのは難しいという のか、入れることできませんが、それでも、プロジェクトを作るときには、これらの点、 日本が関与しないから知らないというのではなく、その後の方も検討すべき課題だと思 います。

簡単ですが、発表をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。 (拍手)

【司会(田中)】 松嶋先生、どうもありがとうございました。ウズベキスタンのプロジェクトにつきましては、後方にありますICDニュースにも何度も記事を掲載しておりますので、また適宜、御興味のある方は御覧いただきたいと思います。

では次に、森永太郎検事から、「ベトナム法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動と今後の課題」という演題で報告していただきます。

森永検事は、元JICAベトナム長期専門家であり、現在、東京地方検察庁勤務の傍ら、ベトナム民法共同研究会の委員としても御活躍いただいております。

森永検事の発表の参考資料といたしましては、レジュメの冊子内にJICAの対ベトナム 法制度整備プロジェクトの概要説明資料を添付しております。なお、森永検事は昨年3 月末に任期を終えられて、ベトナムから東京に戻られる際に、司法省から特別な賞を授 与されまして、長年のベトナム司法省に対する功績をたたえられた方でもありまして、 法整備支援関係者一同にとって、相手方からそのように高く評価されることについて、 非常にうれしく思っております。

では, 森永検事, よろしくお願いします。

#### 報告

「ベトナム法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動と今後の課題」 森永太郎 元 JICA ベトナム長期派遣専門家・東京地方検察庁検事



【森永】 御紹介いただきました、東京地検刑事部の森永でございます。 昨年の3月まで、このベトナムの法整備支援のフェーズ3という支援 プロジェクト2003年7月1日から2007年3月31日までの後ろの3年弱を担当しておりました。

このプロジェクト,ベトナムは恐らく日本の法整備支援のプロジェクトとしては、いわば最古参といいますか、非常に古いものでございまして、もう10年を超えておるプロジェクトでございます。

第3フェーズに至りましては、かなり活動規模も広がりまして、こちらに若干、ごく

簡単に羅列しておきましたけれども,立法支援と人材育成支援という2つの柱がありまして,立法支援については,主に民事関係法令,そして人材育成の方については法曹人材の育成,それから特に判決書きの整備,そして判例が平等にできるかどうかという,そういう判例制度の構築に向けたイントロダクション的なもの,それから最後にくっついておりましたのが,大変珍しいベトナム国家大学法学部の,日本語でやる日本法講座という,ちょっとおもしろい,毛色の変わったプロジェクトが最後にくっついておりました。

今日は成果物の普及という観点からでございますので、これの解説は一切なしにいたしまして、このベトナム、ほかでもそれほど大きな差はないんでしょうけれども、成果 (物), あるいは成果「物」という言葉を付けていいのかどうか分からない部分がありますので、物は括弧にしてありますが、おおむね大きく分けてハードの部分とソフトの部分に分けられるというふうに考えております。

ハードはもちろん,これは立法支援であれば、当然のことながら法典そのものでありまして、今日、国際協力部の方にも、後ろの方に、このフェーズ3の間に成立いたしましたベトナムの民法、民事訴訟法、それから破産法の法典そのものが展示されております。ベトナム語に自信のある方はどうぞ御覧になっていただきたいと思います。

それから、マニュアル、教科書のたぐいなのですけれども、これも本として残りますので、これもハードの方に分類していいのかなというふうに思っております。マニュアルにつきましては、これも若干展示がありますけれども、1つは「刑事検察官マニュアル」の第1巻。第2巻はこれからです。第1巻を作りました。

それから、これは残念ながら、フェーズ3の最後のところで、最高裁判所の最高幹部のあたりで、若干のつばぜり合いがあって、細かいところの詰め切りませんで、いまだに続いておりますが、判決書きのマニュアルを作成しております。

それから、教科書といたしましては、これは主に司法省の傘下にございます国家司法学院、ちょっと性質が違うかもしれませんけれども、日本の司法研修所を考えていただければ、当たらずとも遠からずという機関なのですけれども、こちらの教育機関の教科書、これはもちろんこれだけが教科書ではありませんで、教科書はもう30冊、40冊とあるわけですけれども、それ全部支援するというわけにはいきませんので、本来の日本の関与した民法、民事訴訟法あたりに若干関係する部分も含めて要望のあったものを選びまして、4つ教科書を作成するお手伝いをいたしました。

それから、国家大学の関係では、これは「日本の法律用語」という、これは日本語で 日本法を教えるという話だったものですから、何か教科書がないといかんということで、 かといって、日本の教科書をそのまま使っては、気の毒な、ベトナムの学生にはちんぷ んかんぷんであろうというので、自前の、かなり怪しげな教科書を作りまして、日本語、 ベトナム、ダブルバージョンのやつですけれども、こういったものを作っております。

それから、おもしろいものといたしましては、これも展示がございますけれども、判例制度導入への提言です。正確にはベトナムにおける判例制度の発展に関する共同研究、

日越共同研究という形になっていまして、3か国語で書かれているものが1つございます。これはベトナムといいますと、これまで判例制度を全く持たない、そもそも裁判官には法解釈権はないんだという、頑とした、我々からするとぎょっとするような制度ですけれども、彼らにしてみれば当たり前のことであるという制度をとっておりましたけれども、さすがにやはり訴訟が複雑になってきますと判例ぐらいは欲しいということで、徐々に発展してきたものでありまして、本当に、このベトナムに判例制度というのは、果たして入れられるのか、定着するのか、入れるとしたらどのようにしていくのだということを、最高裁判所と共同で研究したものの成果でございます。

こういったいわば印刷物が、もちろんDVDでもいいわけですけれども、こういった書かれたもの、これが1つのハードということになるかと思います。

それから、ソフトの面では、これはすべて、この本邦研修自体が成果というわけでは ございませんで、本邦研修から発信された情報というふうに考えていただきたいと思い ます。本邦研修から国内に向けて発信されていく情報、現地セミナーから国内に広がっ ていく情報、ワークショップから同じくやはり口づてに、あるいは報告書のような形で 広がっていく情報、それから我々が日常的なアドバイスをする、それが伝播していくと いう、そういう形での成果物という、これも1つの成果物というふうにいえるんではな いかというふうに考えております。

これは主にベトナム側の作成資料で広がるものでして、ベトナムの本邦研修、それから現地セミナー、ワークショップ等やりますと、決して結果をいいかげんに彼らは放置はいたしません。必ず上司あるいはトップに報告をしなければいけないために、必ず記録する者がいて、それをかなりきちっとしたレポートで省内あるいは庁内に回覧していったり、あるいは上層部まで報告していったりということがありまして、それが積み重なっております。

それが次の参考にされるということになりますので、この日本側の関与しないこの情報の伝達というのも、かなり非常に重要な部分を占めておりまして、過小評価はできない部分であります。

それから、あとは担当者、セミナー担当者等による口頭あるいはその他の形での上層部への報告、それからそのセミナーなどをベースにして更に次の論文が書かれるとか、論文の中に引用される。あのセミナーで日本人はかれこれこう言ったけれども、私は違うと思うとか、あるいは日本人の考え方に賛同するとかいった、そういった批評、批判、あるいは賛同といったものが、別の法律雑誌あるいは法律新聞等に書かれていくという形で広がっております。これも成果と、手前みそな言い方をすれば、成果が広がっていく過程の1つであろうかというふうに考えていいかと思います。ただし、これをPDMに載せるかどうかは、これはJICAの御判断に任せるということになるかと思います。

今申し上げましたように、この普及の伝播、普及というと非常に何かこう意図的な感じがちょっと若干するんですけれども、私はどちらかというと、勝手に広がっていくものも含めて考えておりますので、普及・伝播という形にしておきましたけれども、この

客体・方法としましては、もちろん、これは法典であれは、それはベトナムは官報がしっかりしておりまして、若干の遅れはしながらも、これは官報掲載が効力発生ですので、必ずびしりと官報には載ります。それから、立派なことに、英文官報も完備されておりますので、今回作ったような法律は全部全文が英語に訳されて、我々が何もしなくてもきちっと、その翻訳局がありますので、そちらが全部やってくれますので、全国津々浦々、官報の手に入るところにはあまねく広がるというのは、これは当然のことでありますし、それから驚くべきことに、ベトナムの方々というのはどういうわけか本が大好きでございまして、民法が1つ出ますと、民法というのは著作権を問われないものですから、民法の本、民法が新しくなった途端に本屋に10種類くらい並んでおります。

それで、さてはもう解説書が出たかと思って手にとって見ると、全部、民法、法典そのものだけが載っていると。ただ表紙のデザインが10種類あるというだけの話なんですけれども、それでも各書店にそれがずらりと並べられて、もう少し時間がたちますと、空港の売店にも英語版の民法が出ると、こういうような状態ですので、この辺の普及・伝播は我々が心配しなくても、何にも問題なく行われると、こういうことになります。

それから、マニュアル、教科書等は、これはもちろん配布をいたしますので、検察官マニュアルについては、すべてプロジェクトの予算で配布をいたしました。8,000部を配布いたしました。

これはベトナムの検察官の数は7,500少しだったと思いますけれども、それにとにかく全部行き渡せたいというのと、それからほかにも若干配らなければいけないことがあるということで、検察官マニュアルについては8,000部を配布しておりますが、足りないと、もっと欲しいという要望が来ております。それが今の新しいフェーズでこれを充足できるのかどうかちょっと分かりませんけれども、いずれにしろ、需要はまだあるようです。

それはもちろんそうでしょう。なぜかといいますと、今、7,500人と申し上げたのは、検察官と名前のつく人たちでして、幹部検察事務官は入っておりませんので、彼らは検察官から借りて読むしかないような状態になってます。ですから、恐らくあっちゃこっちゃで今ごろコピー機が大変なことになっていると思いますけれども、そういう形でどんどん広がっていくという形になっております。

そのほかのマニュアル等についても大同小異でありまして、それからその他の報告書等については、一部が資料化され、保存され、あるいは他の国内のほかの機関のセミナー等で使われるという形で徐々に伝播していっているということになります。

ソフトについても、そのような形、今ここに書いてあるような形でどんどん反映して いくという、こういうところがベトナムでは見られます。

そして、伝播の仕方としましては、垂直方向への伝播、情報、つまり上の方に向かった伝播です。我々のカウンターパート、司法省なんかを見ますと、司法省で割と若い人たちが中心となって、ワーキンググループを作っていただいて、そこでいろんな討議が行われるわけですけれども、それが幹部に伝わり、さらにその幹部が上に報告し、それ

から特に立法の場合には、当然それは政府報告をしなければなりませんので、そこでき ちっとした報告がなされるということになります。

さらに、ベトナムの国会は立法作業をするときに、常任委員会が必ず外国の意見を聞けと言われる、外国の意見を聞かないで法案を出してくると却下されるという慣例みたいな形になっていまして、その中で日本の意見というのは非常に大事に扱われておりますので、必ず日本側のコメントはどうかということを聞かれるそうで、そこで日本側のコメントはこれこれこうでしたということを十分説明できないでもう1回出てこいって言われて、また戻ってきて、これをどうやって説明したらいいんだろうというふうにアドバイスを求めてくるということも多々あります。それが各レベルでこういうふうに行われてきますので、特に常任委員会あたりはよく見ているということになります。

それと,逆に今度は下ですね。地方,それから若い人たちに対する伝播も行われます, 当然のことながら。ただ,ここが今一番弱い。

今申し上げたところから判断すると,何だ,ベトナムは何の問題もないじゃないかというふうに思われるかもしれません。ここまでは何の問題もございません。

政府は、中央省庁はかなりがっちりやっております。しかし、機関車だけが先に進んでしまって、客車が全然後についてこないというのがベトナムの実情でありまして、地方に行った途端に惨たんたる状況になるということになります。

これはベトナムの地方勢力の強さというものにもよるんですけれども、これは非常に、ベトナムの地方政権というものは、そう簡単には中央のいうことを聞かないという側面がありまして、これを下までトップダウンで、共産党の国だからトップダウンでできるだろうと思ったら大間違いでございまして、トップダウンでやろうとした途端に物すごい反発を食らうということが時々あります。時々、法令がその犠牲になって、ある地方では全然違う使われ方をするという、そういう問題が起きております。

それで、この地方への伝播、下部への伝播というのが非常に難しいことになっておりまして、これを意識しまして、新しいプロジェクトではバクニン省というところにパイロットプロジェクトをつくりまして、中央と地方との連携、トップダウンあるいはフィードバックの過程を整備しまして、その経験を他省、50省あるほかの省にも広げていこうと、こういうふうに新しいプロジェクトは組まれております。ですから、この辺の対応が今後の大きな課題となるかと思います。

それから、以外に無視できないのが、水平方向への伝播でございまして、これは同僚です。同世代の役人さんたち、あるいは裁判官たち、あるいは弁護士さんたち、うわさ話、あるいはちょっと聞く、相談ということで、徐々に広がっていくという、そういう側面も見られます。すると、その情報を聞きつけて、一遍日本人のワークショップに出てみたいというような人が、全然関係のない人が私も聞いていいでしょうかと言って出てくる人が出てきたり、そういう広がりを見せております。

それから、最も重要なのは、他省庁への関係、伝播であります。これはベトナムは、 どこの国でもそうですけれども、1省だけで法律が簡単に作れるというわけではござい ませんで、あらゆるところがちょっかいを出してくるといいますか、意見を言ってくるというようなことありますし、予算が絡むような法令であれば、当然のことながら必ず財務省がどこかでかんでないといけないと、こういう状況にありますので、これを打開するために、当初は確かにこのプロジェクトは、例えばこのコンポーネントは司法省向けなんだから、司法省だけでやりますよという態度があったのが、それではどうにもならんということがどうもベトナム側にも最近では身にしみて分かったようでして、最近、単独省庁だけでやっているセミナーはまずないです。必ず関係省庁から1人か2人は来ておりますし、それから、拝み倒して仲のいい国会議員さんなんかも来てもらったりして、あらゆる方面にそのセミナーの内容を広めてもらおうという努力をしております。

これは、こういうふうに言うと聞こえは非常によくて、美しく聞こえるんですけれども、これは逆に言うと、司法省がその法律を通したいときの言いわけでもあるんです。要するに、全員の意見を聞きましたということがベトナム社会にとって物すごく大事なものでありますために、最後に法案を通すときに、重要な存在である省庁の意見を聞いてなかったということになりますと、もうその場で立法のまないたに上げてくれないということが起きますので、あらゆる根回しをして、そういったセミナーにどんどんどんどんよその人を入れた上で、みんないいですね、司法省はこういうことをしますよと言って、その地盤を固めてから常任委員会に上げるという、こういうやり方をしますもんで、ある意味では自然にそのセミナーの内容、あるいはそういった成果物等が横でも伝播するという関係がつくられております。

何だか理想的なことになっているように聞こえるんですけれども、実は必ずしもそうではございません。1つは、先ほど申し上げました地方への伝播というのが非常に難しい。物理的にも、予算も必要で、それから地方の理解力の問題というのがやはりどうしても出てくる。涙ぐましい努力はしております。民事訴訟法が成立したところをどうやって普及しているんだというような話になったときに、幾つかの裁判所に連れていってもらいました。

すると裁判官がまず全員そろって、新しい民事訴訟法の勉強会をやっておりましたし、 それが終わってから、ある程度裁判官の考えがまとまってから、今度は人民参審員のセ ミナーをわざわざ各地方裁判所、小さな研究裁判所でも、わざわざ会議室に人民参審員 を集めて、主要な改正点の解説などもきちっとしておりました。

ただ、それがどこまで理解されるのかというのが現在のベトナムの中央の悩みのところであります。

そこがやはり、後でこの最後の留意すべき点の最後の4のところに出てきますけれど も、普及を受ける側への支援、つまり、かなりやはり、改正法とか、それから法律の解 説というのは、やはり何だかんだ言っても、かなり難しいことであることには間違いな いんです。

それで、それがまだ中央のエリートを集めた中央の官庁、あるいは裁判所、検察院で あれば、多少でこぼこしながらも、何となく意思疎通ができるし、ある程度のことは理 解いただける。しかし、それが地方に行った日には、話が通じないということの現象が 起きることがありました。

ですから、これを解消するのに、我々が採った一番いい手段というのは、やはりとにかく地方でセミナーをやる。そして、例えばある拠点でセミナーをやったときに、周りの地方の、例えばある省でやったときに、隣接省の人たちにも来てもらって、そしているんな議論をしてもらう。その中で日本側専門家の方も、その中から今何が不足しているのかということを吸い上げて、また次のセミナーに生かしていくという、こういう地道な努力を、しかも中央省庁の人たちと一緒にやるというのが一番効果的であろうかと思われます。

現実に検察院のマニュアルを作る前のセミナー、つまりマニュアルをこれから作りますけれども、どういった観点を皆さんは入れてほしいですかというヒアリング的なセミナーを地方で3回やりましたところ、実に見事な法律問題が山のように地方から出てまいりました。

その中には、日本の過去の最高裁判例か何かがそのまま出てくるような法律問題点があったり、例えば警察が行政検束でつかまえてきたときに、それで24時間拘束できるんですけれども、その後、そのまま逮捕手続に入っていいものかどうか、その行政検束手続のままで検察庁に送致していいのかどうか、これは違法ではないかというような議論が、ちょっと行政手続を刑事にそのまま利用していいかどうかという、川崎民商事件みたいな、ああいう非常に高度な論点まで、それも地方が現実に目の前で困っているという、そういうことが出てきましたので、やはりそういうものを吸い上げながら、またフィードバックしていくというのが、普及活動にとっては一番大事なことではないかというふうに思います。

ですから,双方向的議論を繰り返しながらの普及活動,ただ単に広めるというのではなくて,こっちも吸収する,また新しくして広げていくという,そういう形を常に意識していかないとなかなかうまくいかないんじゃないかというふうに思います。

そして、もちろん、これは成果物というのは、実は無形のものであります。ほとんど の場合。ハード、有形のものを配布して、そのハードについてセミナーを行った場合で も、その成果物は無形のものがどんどんどんどんりサイクルされながら伝わっていくと いう形になります。

そして、最後にそれをやるときに、一番大事なのは、恐らく何を普及させるべきなのかということを、普及させる方が常にぶれずに視点を持っているということが非常に大事になってくると思います。恐らくそれは、少なくともベトナムにおいては、立法技術論と解釈技術論と最後にはリーガルマインドであるというふうに私は考えてやっておりましたし、どの程度の成果が上がったのか、これはまた、向こう5年、10年を検証してみないと分かりませんけれども、この4点を留意していけば、うまく普及活動が何とかやっていけるんじゃないかと思っております。

以上です。(拍手)

【司会(田中)】 どうもありがとうございました。

では次に、東京会場にいらっしゃいます上原敏夫教授から、テレビ会議システムを通 じまして、「カンボジア民事訴訟法の普及活動の現状と課題」という演題で御報告を頂 きます。

上原先生の御報告につきましては、お手元のレジュメ(160頁参照)と、JICAプロジェクトの概要説明資料(161頁参照)を御参照ください。

皆様,既に御存じのこととは思いますけれども,上原先生は一橋大学大学院法学研究 科の教授でありまして,またカンボジア法制度整備プロジェクトの民事訴訟法作業部会 部会長代理として,カンボジアの民事訴訟法起草支援におきましては,プロジェクトの 開始当初から長年にわたりまして多大な御貢献を続けてきておられます。この1月にも カンボジア現地セミナーに御出張されたばかりです。

では, 上原先生, よろしくお願いいたします。

### 報告

# 「カンボジア民事訴訟法の普及活動の現状と課題」 上原敏夫 一橋大学大学院法学研究科教授・

## JICA カンボジア法制度整備支援プロジェクト民事訴訟法部会部会長代理



【上原】 皆さん、こんにちは。今、御紹介にあずかりました一橋大学 の上原と申します。

早速ですが、レジュメに沿いまして、お話をしたいと思います。初め に、ごく簡単にカンボジアの法制度整備支援プロジェクトを振り返って みますと、作業を開始しましたのが、1999年1月、第1フェーズと

して最終的に民事訴訟法の条文案をカンボジア司法省に引渡しをする式典が行われたのが 2003 年 3 月でございました。そこから,その次に第 2 フェーズに入りまして,民事訴訟法が成立したのが 2006 年 7 月 から民事訴訟法が現にカンボジアの民事訴訟で適用されると,こういう状況になっております。

それで、本日のテーマである普及活動ですけれども、普及活動は第2フェーズの本来の目的であります。ただ、次に述べる方法とも関連しますが、既に第1フェーズでも普及活動的なものはある程度やってきたという実績がありました。

それは、条文案の起草過程で、何回も開かれた現地でのワークショップ、セミナーの場です。そこには、司法省の直接の立法の担当者だけではなくて、関連する他省庁の方々、あるいは弁護士の方々が、随時出席されるということで、その公開の場を通じて議論を積み重ねてきて、立法がなされた、そういう面があると思います。

1 普及活動の現状でありますが、方法としては幾つかの方法がとられております。まず、現地セミナーというのが、主として我々、日本側の作業部会の専門家が参加する

形で、プノンペンで行われました。

また、地方の裁判所等での普及活動というのも、現にカンボジアでは始まっております。ただ、こちらにつきましては、なかなか交通の便等の関係で私どもが日本から参加するということは難しいわけですので、現地にいる日本人の専門家と司法省側の起草作業の中心メンバー、そういう方々が普及活動をやっております。ただ、その場合にも、私どもが直接に関与したプノンペンでのセミナーでの議論がその基礎になっているといえます。例えば演習問題などのようなものをこちらで作って議論するという場合に、同じ演習問題を今度はカンボジア側で地方へ持っていって議論すると、そのようなこともやられておりまして、2つの方法はかなり内容的にリンクしているという評価ができるかと思います。

それから、最近では本日のテレビ会議と同じようなことがJICA-Netを通じて行えることになりましたので、遠隔セミナーと称して、これは部屋に入れる人数が限られておりますから、司法省の人たちが対象ですが、日本とこのJICA-Netを通じて議論するという、そういうセミナーも何回か行なわれております。

さらに、毎年1回あるいは2回、本邦研修ということで、現地、カンボジア側から 日本に人を招いての研修というのも毎年やっておりまして、こちらでもいろんな形で 普及活動になっているかと思います。こちらはこれも司法省の方々が中心ですが、場 合により、最高裁の裁判官などが参加者に含まれているということも実績としてあり ます。

他方,書物での普及ということに関しましては,普及活動という形で評価できるものとして2つあります。

1つは起草した条文の逐条解説ですね。ごく簡単な解説でありますが、逐条解説の執筆というのがあります。ただ、これは我々、民事訴訟法の作業部会の作業としましては、むしろ起草と同時に終了している。第1フェーズであればできたということであります。単に条文案を作るだけではなくて、必ずそこに簡単なコメントを付けて、そのコメントには例えば、参考になる日本の規定、民事訴訟法の条文を挙げるとか、あるいは解釈運用上問題になる非常に重要なことについて書くとか、あるいは、この点はむしろカンボジア側で今後、立法や運用の際に工夫してほしいというようなコメントをするとか、そのようなことをやっております。

それだけでは新しい法律の内容,民事訴訟手続の仕組がなかなか一般に理解されないということもありますので,作業部会では,「民事訴訟法要説」あるいは「強制執行法要説」というような簡単な教科書を分担で執筆し,これをクメール語に翻訳して配ると,そういう作業をいたしました。これが書物による普及活動の第2です。

これらのいわゆる成果物につきましては、本日司会をされている田中さんがまとめられているここの「法整備の支援活動における成果物の普及活動について」の別表に詳しく紹介されておりますので、御参照ください。

2 次に、普及活動の対象者でありますが、先ほど既にふれましたように、司法省の起

草担当者が、まずは第1の対象者であるということは間違いのないところであります。 ただ、それだけは当然足りないわけで、先ほど言いましたように、地方の裁判所での セミナーというところでは当然地方の始審裁判所の裁判官、あるいはその他の裁判所 職員というものが対象になって、対象者が少し広げられつつあります。

それから、先ほど御紹介いただきましたように、私はつい最近、1月のはじめに、カンボジアに出張して、現地セミナーをやってまいりましたが、そのときは控訴裁判所あるいは最高裁判所の裁判官が対象でした。もちろん、司法省の担当者も参加されていますが、そういう形のセミナーも、普及活動として始めております。

ここで非常に興味深かったのは、そのセミナーというのが、我々が現地の裁判官からの質問に答えるという、そのことだけではなくて、現地の裁判官同士が今後どう運用していったらよいかというような運用の指針を集まって相談するという場にもなっていたと。それぞれの裁判官、それぞれの仕事があり、あるいは場所が離れている等のこともあって、なかなか一堂に会するということができないようでありまして、普及活動のセミナーがそういう機会にもなっているということが分かりまして、大変興味深く、またそういう別の形で役に立っているのかという印象を持った次第であります。

このほか、次の世代の裁判官あるいは弁護士というものに対する普及活動というのもあるわけですが、これらにつきましては、直接私ども作業部会の専門家がかかわっているわけではなく、例えば裁判官につきましては、裁判官・検察官養成校の支援プロジェクトというのが法務省の方で行われておりまして、本日も宮崎さんの方から御報告が予定されておりますので、そちらに譲ります。

また、弁護士を対象とする普及活動につきましては、日弁連のプロジェクトがありまして、こちらについては、やはり本日、矢吹さんの方から説明があると聞いておりますので、そちらに譲りたいとこう思います。

3 普及活動の現状は以上のとおりですが、課題ということで、既にほかの国で正に現地で普及活動をずっとやってこられた方々からの報告で指摘されていることとかなり 共通なところがありますが、大きく分けて2つのことを申し上げたいと思います。

1つは、カンボジア国内あるいはカンボジアの国民に対する普及活動ということに関してであります。やはり、対象者というものが、これまでは司法省の起草担当者が中心であって、それが少し裁判官にも広がってきたというのが現状でありますが、更に広げる必要が当然あるわけであります。

裁判官の中でもこのような普及活動にまだ参加されていない人はある程度いるはずで、現世代の裁判官、さらには法曹養成との関係で、次世代の裁判官に対象を更に広げていく必要があるということが指摘できます。

また、当然ながら、その民事訴訟の利用者である弁護士であるとか、あるいは企業 の法務担当者であるとか、そういう民間の方に対する普及活動というのも非常に重要 なことでありまして、なかなかいろんな国の体制、あるいは予算とか、あるいはカウ ンターパートの問題等がありまして,弁護士や企業人も含めて裁判官と一緒に研修を 行う,セミナーを行うということにはなかなか問題があるのかもしれませんが,対象 者として徐々に広げていく必要があるかと思います。

ただ、そのような活動をしていくに当たりまして、やはり一番問題点として従来からあってなかなか改善がされないというところは、通訳、翻訳の問題であると思います。

日本側でいろいろな作業をして、日本語で条文や解説を執筆いたしましても、その翻訳に相当の時間が掛かるということが今までもあり、それがある意味でボトルネックになっている面があったかと思います。なかなかこれも一朝一夕にはいかないですが、そのような通訳・翻訳体制の拡充というのが課題であると思います。

それから、さらに非常に重要なことで、しかしなかなか実現できないということはどういうことかと申しますと、やはり日本語によって日本法を研究する能力を持つ人材がカンボジア側の育ってこなければ将来はないと、こういうことだと思います。我々日本が支援をして、当然のことながら、日本のいろいろな制度をかなり参考にしております。もちろん、日本のとおりにすればいいという話ではありませんが、我々の基本的な考え方が日本の法律や実務を、あるいは学説を前提としているわけです。一応のことはこの普及活動のところでカンボジア側に伝えることはできてきていると思われますけれども、今後、この民事訴訟法がカンボジア側で定着して本格的に運用されていけば、様々な問題が出てくる、あるいは解釈問題もありますでしょうし、更なる立法改正の問題も出てくるわけですが、そういうことでカンボジア側として考える場面におきまして、日本法を調査する能力というのは不可欠の前提であろうかと思います。

それが、やはり他国からの支援に頼るのではなくて、カンボジアが自立して近代国家として司法制度を自前で運用できるようになるための必須の条件であるかと思います。

しかし、それはなかなか今まで我々が関与してきたようなプロジェクトの枠組みの中ではできないことでもあるのですが、現地の大学で日本語を教え、また日本法を教え、あるいは有能な法律家を日本に招へいして、日本への留学、ある程度長期的な留学をさせて、人材を養成するということがやはり必要なのではないかと。そんなにたくさんの人数が必要なわけではないんですが、数人でも良いからそういう人を養成することができれば、将来が明るくなるのではないかと思っております。

それから、第2に、これはほかの国でも同じようなことが言われていましたが、このカンボジア民事訴訟法について、カンボジア以外の国であるとか、あるいはカンボジアで活動する外国人に普及するということも、また非常に重要なことであると思います。それは、他国の支援活動、他のドナーとの関係ということもあります。先ほどほかの国でも報告が既にあったところでありますが、この民事訴訟法の関連法令が他国の支援によりその国の考え方で作られるということが時々あるわけであります。そ

うしますと、せっかく民事訴訟法という基本法典を立派に作り上げても、その内容が 特別法によってかなり攪乱され、法体系の統一性が崩れるというような問題があり、 それは既に出てきているわけであります。

そういうことを防ぐには、やはりその日本が支援した民事訴訟法をそのような他の 国にもよく内容を理解してもらってそれを前提に特別法を考えてもらうと、こういう ことが必要になってくるかと思います。この点につきましても先ほど紹介しました田 中さんがまとめられた本日のペーパーにかなり詳しく書かれておりますので、是非参 照していただければと思います。

4 最後に申し上げたいのは、このような法制度整備支援ということを、やはり専門の 職業といいますか、本格的に本務として取り組むという人を、日本でも考えていくと いう必要があるのではないかというふうに思います。

私どもは民事訴訟法の専門家ではあっても、しょせん、大学での研究や教育に従事している者でありまして、なかなか四六時中このカンボジアの民事訴訟法、あるいはその普及活動ということに携わっているわけにはいかない、そういう制約があるわけで、それを、本務として、全面的に責任を持って担う機関であるとか人材というものを、むしろ日本側でも養成する必要があるのではないかと感じております。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

【司会(田中)】 上原先生,どうもありがとうございました。

では次に、法務総合研究所国際協力部教官の宮﨑朋紀から、「RSJP民事教育改善プロジェクトと成果物の普及活動」という演題で報告させていただきます。

宮﨑教官は、裁判官の出身教官として、この国際協力部の教官になっていただいていますけれども、RSJP、カンボジア王立裁判官・検察官養成校の民事教育改善プロジェクトの法曹養成研究会の委員となり、当部から現地に派遣しております柴田紀子長期専門家らとともに、本プロジェクトの運営に携わっております。

では、宮崎教官お願いします。

### 報告

# 「RSJP 民事教育改善プロジェクトと成果物の普及活動」 宮﨑朋紀 法務総合研究所国際協力部教官



【宮﨑】 ただいま御紹介いただきました法務総合研究所国際協力部教官の宮﨑と申します。

私は去年の4月にこちらの部署にまいりまして,まだ1年目ということで,この世界では新参者でありますけれども,お役としていただきましたので,お話をさせていただきたいと思います。

私が担当しておりますRSJP民事教育改善プロジェクトと成果物の普及活動ということでお話をさせていただきます。

まず、RSJPというものについて御紹介させていただきますが、これは英語で言います「Royal School for Judges and Prosecutors」の略でして、カンボジア王立裁判官・検察官養成校です。名前のとおり、裁判官、検察官の養成をする機関でして、研修期間は2年です。最初と最後にRSJPの学校で行います前期研修、後期研修、そしてその間に各地の裁判所に配属されて行います実務研修からなるということで、日本の司法修習制度に類似しているということがいえると思います。

2003年11月に1期生の研修が開始されまして、既に55名が卒業し、裁判官、検察官に任官しております。そして、2期生もこの5月に卒業予定ということで、比較的順調に学校は動いているといえるかと思います。

このRSJPにおける民事教育の重要性につきまして、現職の裁判官、検察官の人数との関係で見てみたいと思います。カンボジア政府のデータによりますと、RSJPが設立する前に既に職に就いておりました裁判官、検察官の数は200名弱ということであります。そうしますと、順調にRSJP卒業生が任官していきますと、今から3年もたたないうちにRSJP卒業生の裁判官、検察官が全体の中の多数派になるという状態にあります。こういった状態はほかの国では類を見ないと思われまして、カンボジア独特のものだと思います。

こういった状況からいたしますと、このようなRSJP卒業生に対して、2年間じっくり民法・民事訴訟法を学んでもらうことは、これらの法律の普及にとっては非常に重要なことといえるのではないかと思います。

そういうことで、国際協力部としてはこのプロジェクトに大変力を注いでいるところ であります。

このプロジェクトは比較的新しいものでして、1期生卒業と同じ2005年11月から正式には始まったことになっておりますけれども、国際協力部としては、2004年1月から教官を数か月ずつ複数回現地に派遣しまして、問題状況の把握に努めておりました。

その当時の報告書を見ますと、3つほど大きな問題が挙げられていまして、1つは常勤教官がいないということ、もう1つはカリキュラムがないということ、そして最後に教材が絶対的に不足していることが指摘されています。

そういうことで、日本側で経験豊富な裁判官、弁護士、あるいは司法研修所の教官を メンバーとします法曹養成研究会が設立されまして、カリキュラムの策定を皮切りに支援の検討に入りました。

そして、2005年6月に1期生の民事模擬裁判の支援を行いましたころから、内容の支援に本格的に入りまして、2006年2月からは、国際協力部柴田紀子教官がJICA長期専門家としてRSJPに常駐しまして、支援を広げているという状況です。そして、この4月にはプロジェクトが更新されまして、フェーズ2に入るという予定になっております。

この参加メンバーですけれども,日本側のメンバーは先ほどの経緯の中で説明したと

おりです。カンボジア側について見ますと2つほどに分けられまして, (1) (166頁, 上段参照)のRAJPというのは, RSJPの上部組織の学校ですが, この学院長以下3名の学校の運営側の人たち, そして(2)の方は現場で実際に教壇に立ちます教官の方々ということになります。このそれぞれのグループの方々がそれぞれの職務を実質的に果たせるようになるということが, このプロジェクトの最終目標ですが, そこにはまだまだ課題があるということを後ほど御説明したいと思います。

以上がプロジェクトの概況説明ということになりますが、この後、この連絡会のテーマであります成果物の普及活動という関係でお話をさせていただきたいと思います。

まず、成果物を法制度整備支援プロジェクトで起草された民法・民事訴訟法ととらえた場合に、RSJPプロジェクトが果たしていきたいと考えている役割についてお話ししたいと思います。そしてその後に、成果物をRSJPプロジェクトの内部でつくられた教材等ととらえた場合に留意をしていることなどについてお話をしていきたいと思います。

6のスライド(167頁,上段参照)ですが、成果物を法制度整備支援プロジェクトで起草された民法・民事訴訟法ととらえた場合であります。このプロジェクトにおきまして、日本の起草支援を受けた民法・民事訴訟法が成立したわけですけれども、これが実際の裁判で適用されて適切に運用されなければ意味がないことになります。

したがいまして、その裁判を実際に担当する裁判官に対して、これらの法律を理解してもらって、使いこなしてもらうということは、この法律の普及活動の中枢的な部分ではないかというふうに思います。

もちろん,ほかにも弁護士養成校プロジェクトなども重要で、これも行われておりますし、ほかにも更にいえば、裁判所書記官あるいは執行官の養成なども大変強い要請があるわけですけれども、これらをすべてやっていくとなりますと、すべて同じくらいのボリュームの大変なことになりますので、そこは日本側の人材、予算との関係で悩みながら検討していると、そういった状態です。

カンボジアではこういった形で新規裁判官養成に主に集中して民法・民事訴訟法の普及の活動としているわけですけれども、ほかの国におきましても、法律の改正あるいは成立があったときに、その新しい法律を裁判官に普及するという活動はかなり重要になってくるといえるのではないかと思います。

次に、成果物をRSJPプロジェクト内で作成される教材等ととらえた場合の留意事項について御説明したいと思います。まず、教材という性質上、教官に教材を使いこなしてもらうということは最低の要求ということになります。そして、使いこなしてもらうためには、やはり自ら作成してもらうということが一番ですし、使い込んでいくうちにおのずから改訂箇所が出ていくということになるのだろうと思います。

このように教材というものの性質上、相手方の教官たち自身に作成・改訂してもらうということが非常に重要ということがいえまして、このプロジェクトは当初から自立発展性ということを念頭に置くべき度合いがほかのプロジェクトと比べても強いのではないかと思います。

ただ、この自立発展性を実現するためには、現状では問題点があります。1つには、現状の教官の力で自ら教材を作成していけるのかという問題があります。そして、もう1つは、学校運営における自立発展性ということで、より根本的な問題なのですが、教官たちが教材作成に力を注げるような体制がつくられているかどうか、こういった問題点があります。

そこでこの2つの問題について取り上げてみたいと思います。なお,自立発展性ということに焦点を当てるということで、普及とはややずれるように思われるかもしれませんけれども、午前中に当部稲葉部長からお話がありました普及の第1段階から第6段階ということにつきまして、教材について見ますと、第1段階から第5段階につきましては、教材というものの性質上、あまり問題にならないという面がありまして、第6段階の成果物を自ら改訂できるようになるというところが非常に重要かと思いますので、ここに焦点を当ててお話ししたいと思いますので、御了承いただければと思います。

まず、お話の前提といたしまして、これまでどのような教材を作成したのかということをお話しさせていただきますが、まず最初にカリキュラムから作成しなければならなかったということは最初に御紹介したとおりです。

そして、プロジェクト期間中にこの(2)から(5)のような教材(168頁、上段参照)を作成しましたが、中でも最近1年間ではこの(5)の教材の作成に力を注いでいました。この民事第1審手続DVDといいますのは、新しい民事訴訟法の下で、弁論準備手続ですとか、あるいは尋問等を実際にどうやって行うのかを国際協力部の教官が実演し、DVDに撮りまして、これをクメール語訳吹きかえを当てまして配布したというものであります。学校の教官あるいは研修生からは、これを見て初めてイメージが沸いたということで、かなり好評を頂きました。

この教材につきましては、どのような作成方法を採るべきかということが常に悩みになっております。まず、日本にある教材を翻訳していく形をとれば短期間でレベルの高いものができるというメリットがあります。とにかく、教材が絶対的に不足しているという当初の状況におきましては、このような方法を採ることにも一定の合理性があるのではないかと思います。

一方で、このような方法のデメリットとしましては、まず、翻訳してそのまま渡しても教官が使いこなせない危険が高いということが挙げられますし、このようなやり方を続けていますと、いつまで経っても教官の中で教材作成ノウハウが進まないということも問題として挙げられます。

したがいまして、このようなジレンマの中で、各教材の性質に応じましてどのような 作成方法を採ればいいのかというのを一つ一つ検討しているというのが私たちの現在の 留意点ということになります。

例えば民法・民事訴訟法の講義レジュメのようなものにつきましては,正に教官がこれを使って講義を行うというものですから,多少内容が問題がありましても,やはり教官自身に作成してもらうということに重点を置くべきといえるかと思います。

一方で、先ほど紹介したような第1審手続DVDのようなものは、これまでのカンボジアになかった実務を紹介して見せるものということですので、日本側でないと作成できないということになります。ただ、このような作成方法を採った場合でも、なるべく作業中にカンボジア側の教官たちに参加をするように持っていったり、あるいは作成後もフォローアップの解説を加えたりしまして、教官自身が研修生たちにこれを用いて解説ができるようにという配慮は行っております。

ただ,長期的な視野から見ますと,徐々にカンボジア側教官が自ら作成するという方向に重心を移していくべきということは考えております。

続きまして、RSJP教官が教材作成等の職務に十分に取り組む体制ができていないという問題についてお話を進めたいと思います。まず、RSJPの民事教官は7名いるのですが、彼らはもともとは司法省職員ですとか裁判官といった本来の職務を持っている非常勤の教官です。しかも、彼らは民法・民事訴訟法のワーキンググループのメンバーでもありまして、日本側と協議をしながら民法・民事訴訟法の起草を進めているうちに非常に成長を遂げまして、人材不足のカンボジアの司法界においては、飛び抜けた存在になってしまいました。そこで、これ自体は喜ばしいことなのですが、司法省の次官ですとか、最高裁の判事、あるいは高裁の長官などといった位にまで昇進してしまいました。

RSJP側からしますと、困ったことになりまして、教官の本来職務が多忙になり過ぎてしまったということがありましたし、RSJP校長よりも上の位ではないかというポストについたことによりまして、上下関係、指揮命令関係がはっきりしなくなってしまったという問題点も生じました。

RSJPの現場では予定されていた講義の時間に教官が来られなくなって講義に穴があいてしまったという事態ですとか、それぐらいですから、教材作成にじっくりと取り組む時間もないという事態に陥っております。

さらに、教官会議も開催できないということになりまして、民事教育を行う上での根本方針の決定、つまりカリキュラムの策定や教材作成の基本方針の決定ができないという状態になっています。

このままでは、日本が支援から手を引けば、あっという間に教育レベルが落ちてしまうのではないかということが心配されています。

ただ、次のスライド(169頁、下段参照)ですが、明るい材料というものもございます。今申し上げた問題状況につきましては、根本原因はほとんど人材不足ということに尽きるということもいえるかと思います。したがいまして、毎年RSJPから60人ずつの卒業生が世の中に出ていくことによりまして、自然に解消されていくという面もあるのではないかと思います。

現状ではRSJP教官の人たちが一般のレベルから飛び抜けた存在になってしまったわけですが、徐々にこれらの卒業生によってすそ野が広がっていくのではないかといえるわけです。

さらに、RSJPの内部におきましても、教官候補生という仕組みができております。

これは、忙しい教官にかわりまして教材作成を担当する若手裁判官ということで、おおむね1期生の成績優秀者から集められています。ただ、彼らも新任裁判官としての本来職務を有しておりまして、彼らがすぐに常勤教官になれるかといいますと、人事の絡みもあるということで、なかなかはっきりした約束はしてもらえません。

ただ、今後、RSJPの中で、民事教育のノウハウが蓄積されていくことですとか、あるいは自立発展性が実現されていくことのためには、こういった常勤教官の存在は不可欠といえるかと思いますので、今後も日本側からはこの教官候補生の常勤教官への就任を強く働きかけていくことになっております。

以上、RSJPにおきましては、自立的な教材作成、あるいは自立的な学校運営につきまして、まだまだ課題があるということなのですが、明るい材料も見えてきているということを御紹介させていただきまして、私からの御報告とさせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

【司会(田中)】 今日は最高裁からの御参加者の方が東京会場の方にいらっしゃいますけれども、当部がこのようなRSJPへの支援協力ができるようになりましたのも、最高裁判所から当部教官として裁判官を派遣していただいているからでございます。本当にどうもありがとうございましたと、この場を借りてお礼申し上げさせていただきます。

では、続きまして、日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長の矢吹公敏弁護士から、「法整備支援活動の戦略的ビジョンと日弁連の活動」という演題で御報告いただきます。 皆様よく御存じのとおり、矢吹先生は日弁連の中でも法整備支援活動の草分け的存在 として、長年非常に活発に御活躍しておられます。

では, 矢吹先生, よろしくお願いいたします。

#### <u>報 告</u>

「法整備支援活動の戦略的ビジョンと日弁連の活動」 <u>矢吹公敏 日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長・弁護士</u>



【矢吹】 今,御紹介にあずかりました日本弁護士連合会国際交流委員会の副委員長をしています矢吹です。

森嶌先生,鮎京先生たちが礎を築かれた上に,私たちも日弁連として1995年から参加をしている次第です。今日は,お題が日本弁護士連合会の法整備支援ということで,必ずしも普及活動とはなってお

りませんが、若干そこにも触れてお話をさせていただきたいと思います。

まずはお手元の私のレジュメを御覧ください。私たち日弁連はなぜこの法整備支援を 民間NGOとしてやっているのかということについて常々いつも考えながらやっておりま す。

もちろん,ODAの中で参加させていただくときには、タックスペイヤー(納税者)への説明責任があり、説明がつくようにしなければいけないと思いますし、他方、私たち

NGOは自分たちの資金ないしは民間資金を使わせていただくという中で、自分たちの活動のありようというものを考えながら活動をしているわけです。

それは研究者の方、大学での研究者の方も同じであり、やはり御自身、そして大学の研究目的ということもあって活動されているものと思います。ただ、このODAに参加している限りはやはり何のためにやっているんだということがタックスペイヤーにきちっと説明できるということが必要ではないかと思いまして、私たち日弁連が法整備支援に参加している意義について、若干レジュメの最初のページでお書きしたわけです。

これもまた昨年と同じかもしれませんが、私たちの活動に寄って立つ基盤はこの憲法 の前文と弁護士法の1条でございまして、やはりこの憲法の前文に実は法整備支援のこ とも十分に記載されているというふうに私たちは考えています。

「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている 国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。」と、憲法の前文のここの行が私 たちが何をすべきかということを私たちに言っていただいているというふうに思ってい ます。

そこを日弁連として少し砕いて言いますと、弁護士法1条に、社会正義の実現と基本的な人権の尊重とありますので、そこの文言を実現すべく、プロボノ(公益のための)活動として私たち日弁連が参加をしているということであります。

ODAとの関係でいいますと、やはり世界の中で法の支配、ルール・オブ・ローという概念が抽象的にいいますと、1つのスタンダードになっています。このグローバリゼーションの中でこの世界標準のルール・オブ・ロー、その中にアクセス・トゥ・ジャスティス、司法アクセスという文言もありますが、この分野で私たちがプロボノ活動として活動することが使命であると、役割であるということを認識しまして、10年以上活動をしてきているわけであります。

そこを初めに申し上げておきまして、私たちの活動はその資料の2ページ(174頁参照)から書いてありますが、昨年から変わっているところは、カンボジアの法曹養成のプロジェクトが開始をした点です。それから、各国に過去10余名のJICAの長期専門家が派遣されていますけれども、先週、中国の長期専門家が決まりまして、現在も、中国、モンゴル、インドネシア、カンボジア、ベトナムというところに専門家が派遣されています。

先ほどのカンボジアの弁護士会プロジェクト、後で申し上げますが、このプロジェクトを昨年12月にJICAと契約を結ばせていただいて、再開をしたところでございます。また、2ページの下の(1)の②のところに書いてある国際法曹協会(インターナショナル・バー・アソシエーション)と共催をして、シンガポールで法の支配のシンポジウムをJICAのプロジェクトとして開催させていただいたということも1つの成果だろうと思います。

また、先ほど皆さんからお話を頂いた3ページ一番下(175頁参照)の海外技術者研修協会(AOTS)と協力させていただいて、今年もコーポレート・ガバナンスの間口の

研修をこれからするわけですが、こういったことを通じて、特にアジアの人材、ビジネスの面での人材育成にも参与しているところであります。

1つの例を申し上げて普及のお話に触れたいと思います。カンボジアのプロジェクトですが、この2ページに若干書いたように、カンボジアの弁護士会養成校のプロジェクトに日弁連は2002年から2005年まで3年間関与いたしました。これはJICAの開発パートナーというNGO向けの枠組みで行ったものですけれども、この3年間で180人の弁護士が養成されて、その後もJICAが資金を継続しているということで、2002年には、220名ぐらいの登録弁護士、実働で180名ぐらいの方がおられ、今500名以上の弁護士が実働としても働いておられるということになったわけです。

実はこの3年間,全くゼロから始めたわけで,先ほどの宮﨑教官と同じように,私たちもカリキュラムの作成,これは私たちの司法研修所からの知識を共有させていただいて,それから人の雇用,インタビューまで参加をしたり,試験にはフェアネスが必要だということで,試験の管理官までしたり,そういうことで3年間過ごしたわけです。

特に、リーガルクリニックのような新しい試みも取り上げて、リーガルコンサルテーション・センターというセンターを外に造り、一般の人が無料法律相談をできるような施設も造ったわけです。

2005年に終了しましたが、これは継続するはずだったわけです。当時カンボジア 王国弁護士会の会長選挙がありまして、そこで現職の会長が負けて訴訟にしたわけです ね、不正があったということで。そして、その訴訟、紛争が2年間、会長の任期は2年 ですから、ちょうどその2年が終わるぐらいまで続きまして、その間、新しいプロジェ クトは頓挫をしていました。

しかしながら、法曹養成という非常に価値があるということで、JICAの方でファンドは継続して入れていただいたところ、良いところと悪いところが見えてきたわけです。

1つは、私たちの技術協力というのは本当にミニマムなところしかできなかった。そうすると、3年間やったものの何が残ったかというのが分かりました。また、どういうことがまた新しく問題点として起きてきたかということも分かったわけです。

何が成果として残ったかというと、やはり制度インフラはかなりの程度、3年間スタッフが勉強していますので、制度のインフラは残っていました。すなわちカリキュラムのつくり方、それから教授のハイヤリング、リーガルクリニック運営の仕方、そういったものはほぼ3年前を同じく踏襲をして実施されていたということについて、私たちは実は自立支援でありますので、お金を入れていけば、やってくれるんじゃないかと思いつつ、非常に不安でありましたが、実際にもかなりの程度、彼らが自分でしていたということに、1つの自信を持ったわけです。

他方,何が悪くなったかというと,一番悪くなったのは,インテグレティ(清廉)の問題でありまして,私たちがフェアネスで学校を運営するということについて,やはりドナーが入らないと,いわば途上国にありがちなインテグレティの低下,人の縁故で入るですとか,そういったことがどうも相当に起きていたということもあります。

それから、カウンターパートである弁護士会がそういう状況ですから、授業料・入学金はゼロでしたけれども、急に年間500ドルを取って、それをこの養成校に使わないといけないといったようなことも起きました。

こういったことを見ますと、やはり人の育成、それから人の考え方、こういうものを 安定的に高次に維持しておくということが非常に難しいということを感じた次第です。 幸いなるかな、弁護士会の会長が再選挙をして、結局は同じ人が選ばれたにしろ、解決 しましたので、昨年12月に契約を結んで、現在、来年の6月までのプロジェクトで再開 をしています。

ただ、そういったインテグレティの低下をどうやって引き上げていくかというのは大変な大問題でして、私たちにとって、突きつけられた問題であります。

民事訴訟の普及という面で、立法支援、それから裁判官・検察官養成校のプロジェクトで非常に良い協力関係を結ばせていただいて、いい形でプロジェクトがスタートすると思います。ただ、弁護士の養成という面でこのインテグレティをどういうふうに強化していくかということは私たちが行われなければいけないことだと思います。

あと、簡単に今後の日弁連が考える法整備支援の在り方というものについてお話をしたいと思います。これはレジュメにございませんので、画面を御覧になってください。 私たちがこれまで培った中で考えるべきことは、やはり、今、政府、内閣府の方で司令 塔、司令塔とおっしゃっていますが、是非そういったものを作っていただきたいという ことであると、私は思います。

ただ、やはり多様な考え方、多様な支援の仕方がございますので、そういったことを 踏まえて様々な経験と知見、そして戦略論、組織論を構築した体制で臨んでいただきた いと思います。

また、是非、これは次代の日本を背負うために、世界に人を出すと、つまり、国連ですとか世界銀行、そういったところにも、日本の法整備をした専門家がどこにでもいるというような形にして、内向きでない、外に向かった法整備支援をするべきであると思います。

それとの関係で、世界標準を念頭に置いた国際協調・協力ということをすべきであろうと思います。海外から法整備支援の専門家が来て、一緒に日本の法整備支援について議論をするということを是非していただければと思います。

シンクタンク機能を果たす機関を是非設けていただきたい。私はBSIDを訪問しましたが、そこにいる方たち、法整備支援をやっている方たちは博士課程を出て10年以上を経て、どうしたら、立法が普及できるかということをいろいろ研究しながらやっておられました。そういったことも、日本のどこかの機関、法総研ないしは外務省、内閣府がすべきであろうかと思います。

その際是非、私ども日弁連も含めてNGOを積極的に活用していただきたいと思います。 国際標準は今NGOの時代ですので、NGOを無理やり連れて行ってでも国際会議に出る という時代ですので、是非日本もそうなっていただきたいと思います。 加えて、日本では民間ファンドが十分に育成されていません。アメリカではアジア財団、フォード財団、ソース財団といったものがたくさん法整備支援にお金を出していますので、そういったこともお願いしたいと思っています。

日弁連としては、是非ほかの法曹団体と協力して、私たちの活動が国際標準化するようになりたいと考えていまして、先ほど申し上げたシンガポールでのルール・オブ・ローのシンポジウム、それから昨今インターナショナル・リーガル・アシスタンス・コンソーシアム、平和構築をするスウェーデンに本部のある団体に参加しますし、その一環でイラクの弁護士にトレーニングを行う予定であります。これは外務省から資金を頂く予定です。

また、UNDPの活動に是非顔の見える形で参加をするべく、今、努力をしている状況です。

最後に申し上げたいのは、日本の法整備支援はやはり人材、カウンターパートの人材、 そして、私たち日本の人材であろうということです。資源のない人材において、人材の 供給というところに視点を当てるべきだと思います。そのための法律実務家の供給、そ れからそういった実務家が更に活躍する場を私たちが提供できるかどうかということも 含めて、安定した人材供給源を育成したいというふうに思っているわけです。

そういう意味で、若干の試みですけれども、日弁連では人材バンク、それから法整備 支援にかかわった弁護士のネットワーク等を内向きにはしていますが、これからは是非、 国連ですとか国際刑事裁判所、こういったところに対する人材の輩出というところに傾 注していきたいと思います。

以上,若干長くなりましたが,私の発表とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

【司会(田中)】 矢吹先生,どうもありがとうございました。

確かに、矢吹先生がおっしゃるとおり、私、自分の書きましたレポートの30ページのところにJICAのことを非法律家の集団と書いておりますが、実は佐藤専門員は弁護士さんで唯一の法律家でございます。本当はUSAIDのように、JICAの中にもリーガルセクションができまして、そこに弁護士さんやロイヤーが30人くらい入っていると望ましいと、心の底から思っているのですけれども、将来の課題として提起していただいて、非常に良かったと思います。

### 質疑応答・自由討論

【司会(田中)】 では、質疑応答と自由討論に入らせていただきます。まず、皆様からお出しいただきました御質問につきまして、各先生方から御回答いただいた後、自由討論に移らせていただきます。まず最初にラオスへの御質問から始めさせていただきたいと思います。

大阪大学大学院の笠原久美子様から、ラオスの松元様に対する御質問が来ております。

内容は、「ラオスでの普及活動がラオス側のオーナーシップにより実施されたことは、 自助努力を重視する日本の協力方針にとって歓迎すべきものと考えますが、ベトナムの 御報告にもありますように、受け手の理解能力、特に地方の人々の能力などにかんがみ ますと、ラオスでの普及活動の効果をどのように評価できるのかに若干疑問を感じまし た。

普及の効果を評価する点について、マニュアルの改訂など、プロジェクト終了後の自立発展性や法の支配ということを踏まえ、プロジェクトを実施する立場からの松元様のお考えをお聞かせくだされば幸いです。」という内容でした。

では、ラオスの松元様、お願いいたします。

【松元】 どうもありがとうございます。

適応能力ということも考えてということなんですが、基本的にラオス側自身で研修を 行うといったときに、やはり、どの普及でも多分一緒だと思いますけれども、日本人が やるよりも、その現地人、現地のスタッフがやる方が、実情も分かった上でできている と思っています。

それで、マニュアルの改訂等、その後どういうふうにフィードバックしていくかみたいなところについてなんですけれども、今回のプロジェクトでは、説明でも行ったわけですけれども、カウンターパート自身はかなり能力的には高まって、特に司法省はそうだと思うんですが、もともと高かったと思うのですけれども、そういうことで、彼らが実際に地方に行って、地方の受け手側がどれぐらい理解しているかとか、そういったところもある程度感じ取っていると思います。

それで、彼らのレベルに合わせた形で研修の内容とかも、次の研修にフィードバック したりとか、あとは彼らのコメントを伺ってきてマニュアルを改訂したりといったとこ ろについては、既にカウンターパート側から希望が出されているところではあります。

これに対して、JICAの支援として、マニュアルを改訂するかというところまでは話は進んでいませんけれども、ここでちょっと質問というか、普通こういったマニュアルとかテキストとか作った場合というのは、通常どれぐらいで改訂するものなのかみたいなところで、僕の判断としては、まだ作って1年とかそれぐらいなので、その中身、幾ら悪いところがあったとしても、それである程度は期間を過ごすべきなんじゃないかというふうには思っているんですけれども、そこら辺は、逆に質問になって申し訳ないんですけれども、どのような感じなのか、ほかのプロジェクトとか、国とか、日本で、どんな経験があるのかみたいなのは聞きたいとは思っていました。

以上です。

【司会(田中)】 ありがとうございました。

笠原様, 今のお答えでよろしかったでしょうか。

【笠原】 どうもありがとうございます。結構です。

ちょっとこの質問をさせていただいた背景だけ申し上げますと,最初の佐藤様のご報告の中で,法整備支援の考え方として協力の対象領域の相関関係の話で,市民社会の法

的知識,市民社会の能力向上というところに関心を持ちました。ラオスについてはここには書かれていなかったものですから、ラオスのプロジェクトでは、市民社会との連携だとか、どういうふうにカリキュラムを改訂していくか、さらにそれを自分の国で回していくかということについて、その将来的な考え方について質問させていただいた次第です。

どうもありがとうございました。

【司会(田中)】 どうもありがとうございました。

マニュアルの改訂の頻度に関して、どなたか会場の方からコメントとか御助言はありませんでしょうか。

山下さん, どうぞ。

【山下】 日本の感覚で言えば、やはり3年くらいで改訂するかと思います。司法研修 所の教材などを見ていてもそうであろうと思います。

ただ、それでは、3年目にいきなりこれから改訂しようとしても一気にできるものではないので、やはりそのカウンターパートといいますか、関係機関の担部署で徐々に、ここは補充していった方がいいとか、ここは実務上こういう問題があるとかいうのを、欄外でもいいですから、あるいはレポート形式でもいいですから、そういうのを蓄積していって、それが結果として反映されるというような手法がいいと思います。

そういうものには、多分お金とか出せない、出しにくいものかもしれませんが、正に 自助努力といいますか、正にオーナーシップとその意識が必要だと思います。

以上です。

【司会(田中)】 ありがとうございました。

ラオスの関係でもう1つ、慶應大学の松尾先生から御質問が来ております。東京の方から、質問内容について、松尾先生の方から御説明していただけますでしょうか。

【松尾】 慶應大学の松尾でございます。こんにちは。東京から失礼いたします。松元 先生, どうぞよろしくお願いします。

今日はラオスの最近の状況をお話ししていただきまして、どうもありがとうございました。かつて、民法教科書支援で、立教大学の野澤先生、中央大学の古積先生と一緒に活動させていただいた関係で、ラオスにおける教材の普及活動などがどういう状況になっているか、どのような成果・反応や、新たなニーズが生じてきているのか、とても関心を持っております。そのような観点から2点ほどお話を伺えればと思います。

第1に、カウンターパートからのフィードバックを充実させてゆくには、どのようなやり方が考えられるかという点です。ここでフィードバックといいますのは、2つの意味があります。1つはカウンターパート内部あるいは相手国内部のフィードバックで、例えば作った教科書を使ってみて、使い勝手の良し悪しや内容的な改善点、出された質問などをどのように今後の改訂や新企画に生かしてゆくかということです。もう1つは、そうした経験を日本側にどのように伝えてもらえるか、しかもカウンターパートの大きな負担にならずに、むしろ将来の展開にごく自然につなげてゆけるようなやり方がどの

ように考えられるかということです。これらは実際のやり方としては区別する必要はないかも知れませんが、色々な試行錯誤もありましたので、ラオス側から日本側へのフィードバックも是非お願いしたいと思っております。

民法教科書を例に採りますと、例えば教科書の執筆中にラオス側と記述の内容とか順序とか、あるいは削るべきか、入れるべきか、非常にもめた点が幾つかございましたけれども、その結果できた教材が普及活動の中で、どういうふうに受け取られて、どんな反応や問題点が生じているのか、参加者がどういう問題意識を持っているのか、といったことについて、割合と定期的にフィードバックがありますと、今後の教訓として蓄積したり、将来の支援方法を考えるためにも非常に有益かつ必要ではないかと思います。

教科書作成支援を通じたいわばプロセス志向型の支援というのは、法整備支援の1つの在り方として、今後、技術的にも改善してゆくべき問題だと思いますので、その意味でも重要だと思っております。そのような観点から、フィードバックのやり方として現実的にどのようなことが考えられるか、お考えをお聞かせいただければありがたいです。

なお、どのくらいの頻度で改訂すべきかという問題との関連でも、2年とか3年といった期間自体も1つの手掛かりになるでしょうが、それに加えて、実際にどのような問題点やニーズが生じているのかということも、改訂が必要かどうか、そしてその程度の改訂が必要かを判断する前提として、有力な目安になると思います。その意味でも、教材の利用状況や問題点について、もし松元さんがお聞きになっていることがあれば、民法教科書に限りませんけれども、お話を伺えればというふうに思った点が1つです。

第2に、現在ラオスの法整備を支援しているほかのドナーとして、どんなところが主にどのようなことをやっているのか、何かご存知のことがありましたら教えていただければと思います。かつてUNDPによる立法計画の作成支援や、スウェーデンのSIDAによるラオス国立大学への教科書作成支援などがありましたが、その後何か大きな動きがありましたでしょうか。

以上です。

【司会(田中)】 では、前半の関係で佐藤さんの方から御回答お願いします。後半、 また松元さんからお願いします。

【佐藤】 大阪より佐藤直史ですけれども、前半の質問につきましても、松尾先生の御質問は、ラオス側からの具体的なフィードバックについてのものとしましたら、松元さんからまずお答えいただく方が適切かと存じます。その上で、一般的なフィードバックに向けて、それをどのようにプロジェクトに反映していくかという部分につきましては、私からお話しさせていただきたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

【司会(田中)】 では、松元さんの方から何かありましたら、お願いします。

【松元】 ありがとうございます。

カウンターパート側からのフィードバックについてなんですけれども、基本的には私 自身が法整備の専門的な知識が余りないということもありますので、専門的な話はほと んど彼らとはできてないのが現状です。 その点、彼らからでてきているフィードバックを我々が生かすことができているのは、 その研修のマネジメント方法であるとか、あと対象者をどういうふうにしたいとか、次 どういった研修をやりたいとか、そういったことで、反映することしかできていません。 それから、ちょっと紙に書いてあることで、どういった形でフィードバックを定期的 に行っていたかみたいな話なのですが、これについては、毎月3機関、司法省と検察院 と裁判所とカウンターパートと毎月話をして、彼らの活動がどうだったかとか、これか らの計画がどうだったかということを話合いをして、お互いにその活動を参照するとか、 そういったこともやっていました。

一応、最初の問い合わせについてこれで終わりたいと思います。

【司会(田中)】 ありがとうございました。

では、JICAの佐藤さんから補足でお願いします。

【佐藤】 ありがとうございます。松尾先生、御質問ありがとうございます。

フィードバックをしっかり受けて、それを反映させていくということが重要であるというのは、正におっしゃっていただいているとおりでございまして、これが例えば、プロジェクトとして行っております、ベトナムやカンボジアなどですと、例えばセミナーを行って、その場でのフィードバックをそのプロジェクトの中で日常的に生かしていくということが可能でございますし、またそのフェーズが進む場合に、その日常的にプロジェクト活動の中で受けていたフィードバックを、また次のフェーズで反映させていく、その次のフェーズのプロジェクトの設計に反映させていくということはこれまでも行ってまいったことでございます。

ラオスにつきましては、松元さんの方から報告がございましたけれども、例えば普及セミナー、普及フェーズにおきまして、ラオス側が自立的に行ってまいりました活動の報告などをラオス事務所で蓄積し、例えばマニュアルの改訂の希望などがでてきたというような報告もございますけれども、そういったものも蓄積し、それをJICA本部とラオス事務所との間で共有することによって、今後のプロジェクトの設計に是非活かしていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

【司会(田中)】 どうもありがとうございました。

1点だけ補足させていただきますと、ウズベキスタンの松嶋さんの普及セミナーの活動の報告につきましては、ICDニュースの中に掲載しているのですけれども、そこでもこの種の普及セミナーをいたしますと、いろんな質問票を出してもらったりしても、その場で答えるだけで質問票を保管しようとしないことが多いのが非常に長期専門家の目から見ると問題だと映られたそうです。

つまり、改訂しようという意識があれば、そこで出てくる貴重な質問票はそのための 重要な資料として残すはずなのですけれども、ウズベキスタンの方にはそういう意識が まるで感じられなく、松嶋さんが一所懸命普及セミナーの質問票を回収されたというよ うなことがあったそうです。 だから、ラオスの場合も本来ですと、もし長期専門家がいれば、そのような活動をして、3年ごとの改訂に向けた活動というのができるのだろうと思うんですけれども、恐らくなかなかそういうところまではいかないかもしれないと思います。

フィードバックが組織的にできるかどうかもなかなか長期専門家がいないと具体的な活動になっていかないのではないかと思われました。

では次に、ほかの御質問に移りたいと思いますが、司法制度改革推進室の山下様から 幾つか質問が出ておりますので、まとめて御質問の説明をいただけますでしょうか。

【山下】 司法制度改革推進室で参事官をしております山下と申します。肩書を申しましたが、なぜここにいるかと言いますと、個人的な興味もあって来ております。

ただ、所属の部署では、法整備支援と全く関係ないわけではなく、その前の段階の法令外国語訳というのを推進しておりまして、今、100本ぐらい、内閣官房のホームページにアップしていますので、皆さん、御利用くださるとありがたいと思います。それに加えて、専門家会議で辞書とか法令訳文の品質チェックをやっています。その点を御承知おきください。

それでは、法整備支援のことですけれども、私の質問は、まとめて出すと、3つぐらい質問、1つはコメントということになります。1つ目の質問は、成果物の普及の量についてですが、現地語版、英語版、日本語版というのが、そろった方がいいに決まっています。しかし、翻訳料も必要でしょうし、印刷量も必要なんでしょうが、この手の予算というのは、多分JICAでどれだけがあるのかよく分からない。いつも森嶌先生が言っていましたが、道路の予算に比べたら10センチぐらいで足りるんじゃないかなという程度のものかもしれません。要するに、あふれ返るぐらい、ぱっと印刷できないものかなというのが、そういうことはできないんでしょうかというのが1つ目の質問です。

2つ目の質問は、法総研の予算でカンボジアの英語版を作ったという内容が紹介されましたけれども、それはなぜ法総研だったのでしょうか。それはJICA、法総研のプロジェクトの切り分けによるのか、あるいはJICAが予算を出さなかったのか、そもそもプロジェクト内容が関係なかったのか、はたまた、大体こういうものをつくると著作権の関係が出てきまして、後々使い勝手が悪いので法総研で作ったとか、そういういろんなことが考えられるのですけれども、その辺りが知りたいというのが2つ目です。

3つ目はカンボジアのRSJPの研修システムのことで、以前確か議論されたと思いますが、8か月前期、1年間実務に行きます。4か月後期となると、実際には実務に行って、年配の先輩の裁判官の方が知識がないと思われます、法的な意味でですが。要するに、8か月のちゃんとした研修を受けて、行った人が実務で悪い癖を覚えてくるのではないかということが危惧されていました。そういう危惧は解消されたのか、あるいは何か注意していることがあるのか、これが3点目の質問であります。

コメントというのは、援助、特に法整備支援の場合、成果がよく見えないのです。 PDMとか、PCMとかいろいろありますけれども、日本人が何か計画を立てると、必ず 日本人の発想で100点満点を設定して、80点、90点を求めがちになる。ところが、法整 備支援というのは相手国があることであって、相手国との交渉の中で実現していくもので、日本人の思っているままいくわけがないのです。むしろ、半分で満点ぐらいに思わないといけない。50点ですよね。50点が満点で、その8割ぐらい達成できれば、40点でいいのではないかと。これぐらいの発想がないと、要するに日本の時間的感覚で、しかも日本の80点、90点を求める社会を前提にすると、もう途上国はアップアップしてしまいます。あるいは途上国の支援に携わっている専門家はアップアップしてしまいます。できれば日本人が考えているぐらいの基準を決めたら、その40%達成されれば御の字だというぐらいの度量で長い目でやっていった方がいいというのがコメントです。

【司会(田中)】 ありがとうございました。

では、最初のRSJPの関係の御質問について、宮﨑教官の方から回答を願います。

【宮﨑】 確かに、前期修習を受けてきた研修生の方が現場の裁判官よりも民法・民事 訴訟法の知識が高いことは十分考えられますし、逆にいえば、実務に行くことによって、 法律どおりでない実務に直面して悪い癖が付くという危険も十分にあるといわざるを得 ないと思います。

ただ、実務修習が無意味かということを考えてみますと、そうではないということもいえるのではないかと、私も短い経験ではありますけれども、感じつつあります。

1つは午前中に稲葉部長も話していましたけれども、実務家の訓練の1つの大きな柱としまして、事実認定があります。実際の裁判を見ながら、あの証言は信用性がどうだとか、この証拠からどういう事実を認定するのかということを判断することにつきましては、やはり現場の裁判官は、相当侮れない能力を持っているのではないかと感じます。

具体的には、RSJPの1期生を中心に選ばれたのが教官候補生なのですが、その中にRSJPの教育を受けていない現職の裁判官も入っています。その教官候補生に少し着目をしていたのですが、やはり民法・民事訴訟法の基本概念の話をしますと、少し理解し辛いようで、的を外れた質問をするようなところがあったのですが、先月、2期生、3期生の模擬裁判の支援に私が現地に行きまして、その人が2期生、3期生に対して講評するところを見たのですけれども、非常に的確で、この質問はいいところを突いていたのに、2の矢、3の矢がなかったとか、逆に不利な方向に行ってしまったとか、非常に良い指摘をしていました。

また、執行保全について講義をしたときに、非常に地に足のついた良い質問が次々に その人から来まして、やはり現場でやっていて、切迫感を持って勉強しているところは、 非常に強いのかなというところを感じた次第です。こういったところが1点あります。

そして2点目ですけれども、現地にいる柴田専門家に、RSJPの実務修習中の研修生を通じて、現場の裁判官から民法・民事訴訟法の質問が来るということがかなり頻繁にあります。

そこから想像しますと、現場の裁判官が研修生に「君、ここは一体どういうふうに解 釈するのだね。」というような形で質問をして、研修生の段階で答えられるものは答え ていますし、答えられないものは柴田専門家のところに来まして、それを私たちも含め て検討するということで、実務修習の研修生が現場の裁判官と私たちとの懸け橋になっているという面もあるかと思います。こういった2点のことからしますと、実務修習が必ずしも悪いものかといったら、そうではないのかなというふうに思っております。

ただ、最初の2つの御質問につきましては、ポイントを突いたところかと思いますので、改めてプロジェクトの更新時期でもありますし、現地ともこの点改めて協議しまして、今後の活動に生かさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

【司会(田中)】 今の件はこれでよろしいでしょうか。

では、続きまして、普及の印刷物の予算関係や量につきまして、カンボジアの出版物に関しまして、まず稲葉部長の方から簡単に説明していただきたいと思います。

【稲葉】 私の報告の中で、カンボジアの関係で日本語版と英語版を法総研主管の予算で発刊したと言ったものですから、何で法総研で発刊したかという、ごもっともな御質問で、法務省の予算で出すのはおかしいのじゃないかと、JICAのプロジェクト、成果物の関係なのでJICAの予算でつくられるのが本来の姿じゃないかとお考えになると思いますし、私も部長として最初はそう思いました。

ところが、結論的に、その必要性というのは、先ほどお話ししたわけですが、別にJICAさんに対してどうこう言うわけではないんですけれども、そのときに、JICAの方では、それは予算的にも措置していないし、プロジェクトとしても予定してないのでつくれないということでした。その2つとも、去年の法整備支援連絡会での配布資料としたものですが、ちょうどカンボジアから司法大臣をお招きし、カンボジアの民事訴訟法成立を1つの大きなテーマとして取り上げるに当たって、参考資料としても必要でもありますし、正論からはずれるかもしれませんが、法総研の予算で何とかなるのであれば、うちがこの際に作って、またその必要性も訴えていこうということで、去年印刷したものでございます。

【司会(田中)】 では、今の点につきまして、JICA側から何かコメントはありますでしょうか。

【佐藤】 今の点について、例えば普及物について、あふれるぐらいというような御質問、御意見いただきましたけれども、どのようにプロジェクトをデザインして、そのプロジェクトの目標を達成するためにどのぐらい投入が必要なのかという、本当にそこは実際にプロジェクトを設計する段階で検討すべき課題だと思っております。

また、例えば、一度にざっと広まる必要があるのか、あるいは段階的に普及の状況を 見ながらふやしていく必要があるのかですとか、いろいろな状況を踏まえながら、予算 措置は講じていかなければならないということは強く認識しているところでございまし て、大した額ではないというのは、なかなか予算が厳しい中で、本当に効率的に予算措 置を講じてまいりたいと思っております。

また,あともう1つ,例えばその後の使い方という点で著作権についての御指摘をいただきましたけれども,こちらにつきましても,例えばカンボジアの民事訴訟法の関係

で作成されました成果物につきましては、実際に御執筆いただきました先生方から、著作権をJICAの方に移していただきまして、JICAとカンボジア側で、どのように使っていくかということを話すことができるといった整理をさせていただいておりまして、そういった整理を今後、問題がないように行ってまいりたいと思います。

また、成果物には、相手国の政府の方との共同著作物がございますけれども、それを どのように活用していくかという点につきましても、今後は例えばプロジェクトの設計、 プロジェクトをこれから開始する合意する時点でしっかり、一緒に作ったものをどのよ うに使っていくのか、その著作権の整理なども含めまして、プロジェクトを開始する時 点でそういったことも整理してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

【司会(田中)】 山下様,これで御質問の点はよろしいですか。ありがとうございました。

では次に、星野先生から、判例制度についてと、法解釈についての2点についてで御質問がございましたが、まず判例の関係についての御質問の趣旨をもう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

【星野】 先ほど、午前にお1人、午後にお1人だったと思うのですが、判例体制と判例制度という言葉をお使いになって、それが向こうでは必ずしも十分に理解されてないことがあったと思うのですけれども、判例体制、判例制度とは何を意味しているのかということですね。

つまり、大陸法系の国にとっては、英米法的な判例という問題はないわけですが、しかしそういう国で、日本のように事実上判例を非常に大切にすべきだということになるのでしょうか。しかしこれから法整備支援をする場合に、何をもって判例体制として教えていくのかということが分からなくて、実は判例体制とか判例制度という言葉は今まで聞いたことがなかったので、これはおもしろい問題だと思いまして、素人的な質問をさせていただきました。

【司会(田中)】 それでは、ベトナムのフェーズ3の支援の中で、ベトナムの判例制度発展のための越日共同研究書をまとめられました井関先生の方からまず御説明していただきたいと思います。

【井関】 私はベトナムに判例制度を導入するための問題点,道筋に関する研究報告をベトナム側と共同して昨年の3月に完成させました。そのときの経験に基づいて,今の御質問にお答えいたします。

ベトナムでは裁判官が先例に従って, あるいは参考にして裁判をするという意識は全 くありません。いかなる意味でも判例は存在していません。

ベトナムの最上級審裁判所は、最高人民裁判所の裁判官評議会という17人以下の裁判官で構成される合議体ですが、そのメンバーの裁判官に裁判官評議会のした前の裁判を調べて参考にするのかと尋ねると、前の裁判を調べることはしていない、ただ前の裁判に関係した裁判官が現在の構成員の中にいれば、覚えているかもしれないとの答えで

した。そういう意識でありますから、下級裁判所も最高裁判所の判決を調べてそれに従 うということもしません。

どうしてそうなっているのかですが、まず、国が発展段階にあるので安定した法の適用がまだ求められていない段階にあることが大きな理由だろうと思います。さらに制度上の問題として、ベトナム憲法は、国会常任委員会が法律の解釈権を持つと規定しています。それで判例制度は国会の立法権・法律解釈権を犯すことになる可能性があるとおそれるのでしょうか。憲法には裁判所に法解釈権がないとは書いていないのですが、裁判所は、国会の解釈権に気遣いをして、判決書に法解釈を記載しないのです。

ですから、ベトナムの判決書から判例として機能しうる一般的な理論を抽出すること は極めて困難であって、最上級裁判所の判決を判例として参考とすることも困難な状況 にあります。

かわりに法の統一的適用機能を果たしているものは、先ほど申し上げました国会常任委員会の法解釈であります。しかし、私の聞いておりますところでは、ベトナム憲法が制定された1992年以降、国会が法律解釈を示したのは1回しかないそうです。そのほかに、行政官庁、場合によっては最高人民裁判所が法律解釈通達を出すことがあり、これは法的効力を持っています。しかし、国会の法解釈でも解釈通達でも、解釈を抽象的な形で示さざるを得ませんので、きめ細かさに欠けます。

これが現在のベトナムの問題であります。この点は発展途上国、特に社会主義国では ほぼ共通しているようであります。

将来の方向ですが、ベトナムでは判例によって、法適用の統一を図るのが必要だという意識が生まれつつあり、ベトナム共産党中央委員会は、最高人民裁判所は判例制度を発展させるべきであるとの決議をいたしましたので、判例制度を導入する方向に進んで行くと思います。

それもありまして、私たちはベトナム側と共同してベトナムにおける判例制度の導入 についての研究を致しました。これにより判例制度導入のためには多くの問題があるこ とが分かりました。最上級裁判所の判断過程、判決書の作成や内容、判例集に問題があ りますし、判例に従うことをどのようにして実現するかが大問題です。

そのような問題はありますけれども、将来は判例制度導入の方向に動いて行くと思います。私は、判例制度を発展させることが法の支配に非常に重要であると思いますので、 ベトナム以外の国に対しても判例制度導入の支援をするのが有益だと思っています。

【司会(田中)】 ありがとうございました。

では、モンゴルで判例集を発行する支援をされた田邊先生から、一言お願いしたいと 思います。

【田邊】 モンゴルの方でも、判例制度と呼ばれるようなものがもちろんありません。 彼らも前例に拘束されるとは思っていないのですけれども、弁護士なんかからの要望で いいますと、単純に判決が見られたら便利だというレベルの話で、じゃあ、それを支援 して、まず裁判の公開という意味で判例を公開するのがいろんなものの発展の基礎とし て必要であろうということで支援をしました。

ただ、ちょっと御質問とはずれてくるんですけれども、そこで今回のテーマの普及との関係でいいますと、公開されても使い方が分からないものですから、それを何とかしないといけないということで、大学の方で判例の使い方という講義をしまして、それをテキストにしたりというような普及活動を僕の方ではやりました。

ウズベキスタンでは、有償配布を本についてしなかったということなのですけれども、 モンゴルでは判例集、一部有償配布をしています。ただ、売行きはさっぱりです。とい うのは、使い方が分からないからなのだと思います。ですので、有償配布でアクセスは 確保しているんですけれども、逆にモンゴルの場合には売れないという状況があります。

民法に対する注釈書で普及を図っている関係と、判例集について、使い方という本を作ったからといって、その判例集自体がすぐ使えるようになるわけじゃありませんので、この辺、普及には大変困っておりまして、逆に僕からどうしたらいいか質問させていただきたいくらいです。

【司会(田中)】 ありがとうございました。

ちなみにモンゴルの判例集は現在、第5集まで発行されておりまして、後方で展示もしておりますが、これにはちょっとエピソードがあります。現在、田邊元長期専門家の後任で飯塚弁護士が長期専門家としてモンゴルに派遣されておられまして、私が飯塚先生に、「すみませんが、モンゴルの判例集を送ってください。」とお願いしましたら、「分かりました。送ります。」と言っていただいてから、大分経ってから届いたんですけれども、飯塚さんからの御説明によりますと、郵便局でとめられそうになったと。判例は国家機密であるから、国外に出してはならないと言われて、郵便局と相当交渉して、やっとの思いで説得して送りましたというメールとともに、判例集を送っていただきました。

そのような感覚の国でございますので、判例集の意義ですとか、判例の使い方を普及 するのは、本当に大変だろうと思います。

星野先生、判例関係はこのくらいでよろしいでしょうか。

【星野】 大変貴重なインフォメーションを頂きまして,ありがとうございました。

【司会(田中)】 続きまして,星野先生の御質問の2点目の法解釈学についての方の 御説明について,ちょっと御説明していただいてよろしいですか。

【星野】 新しくできた法律ですから、その解釈をする余地はあんまりないといいますか、必要もなく、文理解釈、論理解釈とか、体系的解釈、立法者、起草者意思でいくかぐらいのチョイスしかなく、別にそんなに意識しないのかもしれません。しかし、事案が違ってきたり、民法ができた後直ちに解釈論の争いが起こっております。

したがって、やはり法律というのは、仮に無意識であっても、ある種の解釈をしているはずです。その解釈の仕方には例えば目的論的解釈や対立している利益をどう調整するかとか、価値判断をどうするかを考慮してする解釈もあります。

そうしますと、解釈という問題や解釈の方法を教える必要があるのではないかという

ことです。どこでそれを教えるかということでは、解釈の必要がないから教える必要もないとも言えそうですが、直ちに起こる問題だから、どこかで教える必要があるとも言えます。

解釈について教えるとなると、その場合には、それぞれの領域で教えておくのか、 総論的に教えておくのか、法学入門的なものがいいのかといった問題が直ちに出てくる のではないかと思います。ちょっと御質問した次第です。

【司会(田中)】 ありがとうございました。

では、カンボジアの民事訴訟法起草支援をされまして、まだ引き続き法解釈について の質問も含めて、セミナーなどで答えておられる上原先生からお答え願いたいと思いま す。

【上原】 私が星野先生の御質問に答える適任者かどうかは疑問ですが、一応、私の考えを説明したいと思います。

今,星野先生が言われたことは誠にごもっともなことであります。ただ,例えば法学 通論のようなことを,特に既に実務家になっている方に,抽象論として講義をして,解 釈の方法について,こういう方法があるということを教えるのがいいのかどうか,そこ は一考の余地があるのではないかと思っています。

それでは、御心配のように、できた法律、例えばカンボジアの民事訴訟法について、 起草者、あるいはそのもとの原案を作った我々作業部会の考えどおりに公定解釈が決ま っているかというと、そういうことでは今のところないと思っております。

というのは、既に法律を作る過程において、あるいはできてからも、しばしばある現地の日本人専門家を通じて、カンボジアの司法省の起草担当者から質問が来ております。その中には、法律の解釈にわたる質問もかなりあります。我々が起草する段階や、カンボジアの司法省が国会に法案を提出する段階でも気付かなかった細かい問題で、確かに制定された法律の条文を解釈すると、どうも具合が悪いというような指摘がなされることが時々あります。その場合、現段階で制定されたばかりの法律を今すぐ改正するというわけにはいかないことですから、我々としては、何とか解釈でそれを事実上修正するというような、回答をすることがあります。その中では、各論的ではありますけれども、星野先生が言われたような様々な解釈の手法というものを、折にふれて我々が示し、更に何往復も現地の方と議論をして、一応、こういう方針で考えることにとりあえずはしていきましょう、ということになる場合もあります。

したがって、そういう議論の中で、少なくとも起草担当者のあるレベル以上の方々は、 星野先生が指摘されたような多様な解釈手法というのを、それなりに身に着けてきてい るのではないかと思います。

もちろん,法律を普及する相手方の多くの人達に,多様な解釈方法も伝える,ということはまだできていない状況だと思います。しかし,それは別にカンボジアでだけの問題ではありません。日本でも,むしろ我々の専門家,あるいは法律家の方が解釈というものに非常に柔軟であって,他分野の方々は,法律というとその文言が非常に拘束力の

強いものとして受けとめているということが、しばしば経験しております。

現時点では、現地の中心メンバーに対して、法律の解釈の仕方を具体的な問題の議論を通じて伝えていくということが、ある程度はできているのではないかと思います。もちろん今後の普及活動においては、星野先生が指摘されるような一般論としての法律の解釈の仕方というのを示してゆくことも、重要ではあると思います。しかし、今のところは、カンボジアに関しては、具体的な問題をめぐる議論の中で多様な法解釈の方法も根付かせてゆくのがよいのではないかと考えています。

【司会(田中)】 ありがとうございました。

カンボジアとは大分,様子の違う,起草は支援していないけれども,解釈の仕方を示す注釈書の作成支援もされた,ウズベキスタンの関係について,松嶋専門家官か出水先生の方から何か一言コメントありませんか。

【松嶋】 先ほど井関先生から御指摘がありましたように、ウズベキスタンも社会主義の影響を受けまして、そもそも一般の人が法律を解釈してはいけないと、いけないとまでは書いてありませんが、解釈権限が憲法裁判所にあるということで、これは実は注釈書を作る中で大きな問題となりました。

日本側としては、注釈書を作るというからには、法律がよく分からない点を解釈して、それを補うのが注釈書ではないかと考えていましたので、分からないところはまず、立 法趣旨は何かなとか、どう解釈しているのか、聞きますが、まず立法趣旨は知らないと、知る必要がないとの回答が返ってきます。注釈書の執筆者は、立法担当者ではありますが、なぜか立法趣旨は知らないと。もともとロシア法を持ってきているというせいもあって、本当に知らないのかもしれませんが。これに対し、日本のワーキンググループには倒産法専門の先生方が参加されていたので、先生方が、こういう趣旨ではないかと、そういうことからすると、こういうふうに解釈すべきじゃないかという提言をして、そうだとは言ってくれるのですが、注釈書には書かないのです。それは、解釈権限は憲法裁判所にしかないので、我々は書けないと、書きたくないという、責任を取りたくないということもありました。そういう状況で、これが制度としてまだ残っていますので、その中で、法解釈学なり、法解釈というものを教えていくというのは、理論としては難しいのかなと思います。

ただ、実際には、裁判官はではどうしているのかといったら、自分で自分なりに解釈をして適用しているのは事実なので、そこら辺をもう少し突いて、やはり法解釈なり、もしそれでだめなら憲法裁判所にすぐ持っていくようなシステムをつくるとか、その申立ての中で意見を述べられるようなシステムというのはあるかと思うんですけれども、ウズベキスタンでは今現在、そういう動きはないと思います。

私からは以上です。

【司会(田中)】 ほかの国の方から何かこの点について、コメントありますでしょうか。

【森永】 ベトナムでも全く同じような議論の経過をたどっておりますけれども、ベト

ナムの方は、やはり共産党が判例を研究するということを大々的に宣言したために、その解釈論は無視してこれを進めることはできないということは、ベトナム自身がもう既に意識しております。

そのために、それでは憲法で言う国会常任委員会の解釈権限と、果たして裁判所の法の解釈の関係はどうあるべきなのかという研究が現在進められておりまして、現在のところ、公の場で最高裁判所の高官が発言している内容としては、国会常任委員会の法解釈というのは立法に極めて近い、一般規範性を持つ解釈であると。それに対して、裁判所の法適用に当たっての法解釈というのは、その事件限りで適用される解釈であって、この2つは別物であると。であるから憲法には抵触するおそれはないのだというところまで何とか解釈を進めてきてございます。

【司会(田中)】 ありがとうございました。星野先生,以上でよろしいでしょうか。

【星野】 ありがとうございました。非常に興味ある話を伺ったと思います。

ついでにちょっと一言申しますと、立法権が強い国ではそういうことになると思いますのは、フランス革命後のフランスでは、しばらくの間、議会が法律の解釈権を持つということになっていたのです。ところがそれではうまくいきませんので、すぐにそれをやめてしまったということがございます。

ありがとうございました。

【司会(田中)】 ありがとうございました。

では、金子先生の方から、2点、御質問が出ておりますので、それぞれ、1つずつ説明していただけますでしょうか。

【金子】 私は本日の普及というテーマに沿いまして2つ御質問させていただきたいんですが、1つは、森永検事への質問ですけれども、直接的には、田中教官のお書きになられた論文に大変示唆を受けて御質問しようとしています。田中教官の論文の10ページに記述がございますが、手続法が職権主義から当事者主義へと移行しているだけに、普及を考えていく上では、役人とか裁判官というだけではなくて、当事者主義を担う弁護士を中心とする民間の当事者を広く視野に置くべきだという御趣旨が掲げてありまして、非常に示唆を受けました。

このことは手続法について書かれていますけれども,実体法を適用してこその裁判で すので,実体法の普及についても同じく言えることであろうと思います。

しかし、現実にはこのような当事者を射程に置いた普及ということは、非常に実施していく上では大変なことであろうと想像いたしまして、この関係で、今日お話のありました中でのベトナムについてお尋ねしてみたいと思った次第です。

森永検事にお尋ねしたいわけですが、ベトナムでは先生方の御努力で手続法が職権主義の非常に濃厚であったものから、当事者主義の変化が非常に一歩一歩進んでまいったわけですけれども、確かに、裁判官、検察官の職権は後退しておりますけれども、しかし一方で、当事者という概念が非常に広いという特色があります。

そこでは、直接の紛争当事者を超えて、各種関係機関、それから社会組織といったも

のが広く当事者に入ってまいりますし、それから、こうした広い面の訴訟 において、必ずしも弁護士を介しないで、本人訴訟が非常に多いということも聞いてお ります。

こうした現実にかんがみまして、実際にベトナムにおける普及活動の上で、このよう な広い意味で当事者というものを意識した普及ということはお考えであったのかといっ たあたりの御質問が最初の質問です。

【司会(田中)】 では、ここでまず、森永検事の方から御回答をお願いします。

【森永】 先生,御指摘のとおり,当事者主義化が進んでおります一方で,ベトナムの訴訟当事者というのはかなり範囲が広くて,婦人団体,いわゆるベトナム婦人連盟とか,それから児童機関,その他各種の社会団体,いわゆる弱い者の権利を代弁する団体がベトナムでたくさんございまして,その中でよく出てくるのは,ファーザーランドフロントという,いわゆる祖国戦線であります。これは共産党の外郭団体ですけれども,いろんな政治的な,非常に強い権限を持っているところであります。

そういったところが一定の権限の下ですけれども、これも何でもかんでもできるというわけではなくて、ある一定の要件の下にできると。当事者側として登場することができるということになっております。

それから、国側に関しましては、各機関が、日本でしたら、恐らく国のアパートの家 賃の訴訟は国が起こすことになるのでしょうけれども、これはベトナムでは各機関が起 こすことになっていまして、こういう形で当事者活動等もございます。

それから、もう1つ、本人訴訟が非常に多いというのは、これは特に地方においては、 弁護士の足りない地方においては、そのとおりでございます。今までむしろ、ここは想 像にすぎませんけれども、弁護士がいないからこそ職権主義でしか対応できなかったん じゃないかというふうに考えられるような状況であります。

ベトナムの裁判を見てみますと、もう裁判官がそれこそ、本当に手とり足とり、当事者の挙動まで指示してあげて、言いたいことを言わせ、それをできるだけ引き出して判断するという、そういう形になっておりますので、システム的には当事者主義に一歩近づいたといいながら、現実にはまだ相当程度、いわゆる日本でも本人訴訟となるとそういう側面を持ちますけれども、そういう訴訟の運営は、事実上やむを得ない状態にあるというふうに考えていただければいいのかと思います。

それと、そういった当事者についての支援ということになりますと、これは消費者に対する支援とか、それから、あるマイノリティ・ルールに対する支援とかということになりますと、ちょっと、これは非常にやりにくい、我々の立場ではとてもやりにくいということになりますので、やるとすればやはり弁護士を多く育てていただいて、弁護士さんをいわば地方アクセスの中心に据えるという形での支援が現実的には一番現在では妥当するかというふうに考えております。

ただ,この社会団体等につきましては,逆に言いますと,これは何も必ずしも我々の 支援だけではなくて,世界各国の支援,例えばユニセフなんかは,ユニセフの法整備支 援もございます。これは少年や児童機関等に対する少年法あるいは家族法の関係の啓蒙の支援をやっておりますし、それから、たしかADBだったと思いますけれども、婦人連盟に対する支援をやっておりまして、その結果、珍しく婦人団体が男女機会平等法の起草担当主体になっているというような活動も見られるぐらいですので、もともとこれは法整備支援というのは日本一国でできるものでは到底ございませんで、ものすごい大きな世界的な努力が必要としますので、そういう点で、役割分担しながら、そういったところに対する法律的な啓蒙活動をいろんな様々な形で続けていくというのは、これは現実的にそうなっていますし、これからも続けていきますし、やはり続けるべきことであろうとは思っております。

以上です。

【司会(田中)】 ありがとうございました。 金子先生,この点はこれでよろしいですか。

【金子】 ありがとうございます。

【司会(田中)】 では、次の質問についてお願いします。

【金子】 今,森永検事から御指摘いただきましたことともつながる部分がありますが,お話のように当事者を視野に置いていく上で弁護士の活動を中心に考えていくのが現実的であって,その育成ということが,ゆくゆくの普及につながるという御指摘はそのとおりだと思って拝聴しておりました。

この文脈で、矢吹先生にお尋ね申し上げたいんですけれども、究極の意味での普及は 弁護士さんの活動を通じて、実際に訴訟そのものを起こしていくという、そういった形 での支援があり得るという見解を耳にすることがございますが、どのようにお考えかと いうお尋ねです。具体的には、例えばUSAIDなどが、特に分野を限ってされているよう ですが、例えばエイズ対策ですとか、女性や子供の人権といった領域について、弱者の 立場に立った形での司法のアクセスを実際、現実のものとして実現していくということ で、NGOなどと連携しながらなんですが、実際にどうやって裁判所に行くかという指導 から入って、実際に提訴に導いていくと、そういったタイプの支援も行われているとい うふうに耳にしております。

午前中以来,先ほども星野先生のお話の中にございましたけれども,現実の訴訟の過程で実際に法が解釈され,適用されてこそ,その社会自身の生きた立法,生きた法適用が,法形成が行われていくという発想からしますと,立法をつくって終わりではなくて,実際にそれを適用して,初めて真の意味の普及なんであろうかということをかんがみますと,是非日弁連の先生方に,訴訟を起こすお手伝いのところまでいっていただけるならば,本当の意味での普及だと想像する次第ですが,こういった考え方につきまして,現実性を含めまして,御指摘をいただければと思います。

【矢吹】金子さん,ありがとうございます。

正におっしゃるとおりでありまして,弁護士が,法知識が十分でない市民の側に立つ 法律専門家としているわけで,この弁護士の活動が活発でなければ,法の普及,特に手 続法、実体法を適用しないということについては、私たちもそのとおりだと思います。

USAIDのように、米国は従来、NGO支援が中心でありまして、それは途上国では政府は彼らの言う民主主義の定立には弊害だという思想の下に、むしろNGOを中心とした支援をしていて、そこが非常に効果を持って、女性、子供、エイズ対策と、これはUNEPも同じですけれども、こういう分野で非常に活発な活動をしています。

ですから、私たちが同じような活動を、ドュプリケーション(複製)をするということよりは、私どもは弁護士会の支援を中心にしていきたいと考えています。

なぜならば、途上国の多くでは弁護士がやはり育成されていないと思うからです。加えて、アメリカ等の弁護士会は、政府のファシーガバメントだという考え方があって、これまではあまり支援の対象にしてこなかった。ところが、カンボジアのように、弁護士養成は弁護士会がするというようになりますと、やはり普及という中で、弁護士の果たす役割が非常に多いということになります。

したがって、カンボジア以外においても、ベトナムで統一弁護士会ができますし、インドネシアでも統一弁護士会ができましたし、モンゴルでも弁護士会が調停センターをつくるといった活動を行っておりますが、そういった弁護士会を支援する活動を中心にしていきたいと思っています。そこで問題となるのは司法のアクセスの問題でありますが、先般、カンボジアに1か月行ってきた際、弁護士の数が500人になったので、もう弁護士は増やさなくていいというふうに急に言われました。なぜならば、弁護士の数が増え過ぎて食べられなくなるからだということでした。どこかで聞いたような話で、日本でも、弁護士3,000人問題で、食べられなくなるから、弁護士の数を減らすというような話があって、全く価値も共有したわけです。しかしながら、そのうちの400人はプノンペンにいるのですね。その他の地方には50人しかおらず、それも、元検事の方は非常に高齢な方が多いということです。したがって、そういったところにどういう形で弁護士を提供するのかということです。したがって、そういったところにどういう形で弁護士を提供するのかということについて、実は今のプロジェクトにおいて考えておりまして、前のプロジェクトが終わって、今のプロジェクトでは、日本の公設事務所の知識、経験を生かし、公設事務所をパイロットでやろうというふうに思っておりましたのですが、それは今はできていません。

したがって、今後そういった制度として弁護士を各地域に配するということをしてい きたいと思っています。

最後に、ずっと前にNHKに取り上げていただいたのですが、カンボジアの辺地の土地を取られてしまい、そこに利権が入り込んでいたところ、そこに、弁護士養成校の1年目からの弁護士がおり、説得して訴訟にしたということがありました。こういう活動がもっともっと出てくれば、私も良いなというふうに思っています。

以上です。

【司会(田中)】 よろしいですか。

【金子】 ありがとうございました。

【司会(田中)】 ありがとうございました。

それでは次に、東京会場の方からの御質問が3通来ておりますので、東京会場の方でお願いします。

まず, 国際協力銀行の原様から, よろしくお願いします。

【原】 国際協力銀行というのは、なじみが余りないかもしれませんので簡単に御紹介いたしますと、JICAと並んでODAの実施機関でございまして、円借款という資金協力をやっております。

今年の10月には、JICAと一緒になって、新JICAということで技術協力、それから 無償資金協力と有償資金協力一体化して行うということになっております。

本日の議題とはちょっと筋が違うかもしれないのですが、御紹介までと思いまして申 し上げたいと思います。

私どもは円借款という仕組みで、先ほど日弁連の矢吹様からの御紹介にもございましたけれども、世界銀行等の国際機関と協調いたしまして、途上国が法令の整備を含めて政策の改善を図っていく枠組み、これはいろいろな政策の変更を位置付けたアクションプランというふうに考えればよろしいかと思いますけれども、これを後押しするタイプの支援、私どもの言葉では開発政策借款と呼んでおりますが、こういった仕組みを持っております。

このアクションプランの中に具体的にどういうことを織り込んでいくかということで、例えばベトナム、インドネシア、それからラオスも実は対象の国になっておりますけれども、こういった国々に進出しておられる日本企業の現地における投資環境整備、例えば実際にその国でビジネスをやっておられて税の還付制度が制度としてはあるけれども、執行がちゃんとできていないとか、むしろ、そもそも制度上、具体的にいつまでに期間を切って還付がなされるとこういうのが定められてないというものがございます。

こういうビジネス上の実際の課題を取り入れまして、相手国、それから世界銀行など とともに、アクションプランに書き込んでいって、これを推進していくという仕組みを 持っております。

これは本日、それから法整備支援ということで、よく議論をされますような、法制度の根幹となるような法律の整備普及ということよりも、むしろ枝葉の実際のビジネスに関連するような規定の整備ということなのかもしれませんし、それから私どもの資金が必ずしもこれは法整備のために使われるということではございませんけれども、実際、本日も御紹介ありましたような技術協力との補完性ですとか、それから国際機関との協調ということで、いろいろな可能性を含んだ取組といえるのではないかと思っておりまして、現行のJICA、それから、今日午前中プレゼンがあったというふうに伺っておりますが、経済産業省、それから日弁連さんなどとの活動との連携の可能性がいろいろあるのかなと考えております。

この仕組みについて御説明するだけでちょっと時間かかってしまいますので、とりあえず御紹介ということで、何かこういった国際機関との取組等について、御意見、それからコメント等ございましたら賜ればと思います。

ありがとうございます。

【司会(田中)】 どうもありがとうございました。

では、まず経済産業省の三浦さんから総論的にお答えいただきまして、また矢吹先生の方から続けて御回答願いたいと思います。

【三浦】 国際協力銀行の原参事役からのコメントを頂き、誠にありがとうございます。 今回いただきました御意見としましては、開発政策借款とJICA、当省等の取組との連携 といったところだと思うのですけれども、非常にいい示唆を頂いたというふうに考えて おります。今後とも引き続きちょっと勉強等させていただいて、いろいろな可能性につ いて検討していきたいと思っておりますので、何とぞ今後ともよろしくお願い申し上げ ます。

【司会(田中)】 では次に、矢吹先生からお願いします。

【矢吹】 この問題について、日弁連は実施機関ではありませんで、日弁連の関与の仕方というのは、組織的には難しいかもしれませんが、私が一言申し上げたいのは、せっかくJICAとJBICが一緒になるのですから、先ほど田中さんがおっしゃったように、是非、中にコンサル部門ないしはポリシー部門のように1つ大きな政策をできるセクションを作っていただいて、そこに法曹も入れていただきたいということです。全体のグランドデザインを書き、そして個別のプロジェクトまでできるようなものにしていただいて、その中に世界銀行ですとか国連関係の機関等、効率の良い協力ができるように考えていただくということで、専門機関を是非作っていただきたいというふうに思います。以上です。

【司会(田中)】 ありがとうございました。

では、JICAの方から何か一言お願いします。

【桑島】 ありがとうございます。

JBICさんとは10月に統合する予定ですので、法整備支援のノウハウは共有していくことが必要だと思っております。また、法整備支援では、起草、立法だけではなくて、作られた法律が具体的に運用されるように、組織、制度、人材をつくっていくことが重要であり、途上国の側にこれらを具体的に推進する政策的なコミットメントがあるかどうかが重要な要素となります。そういう意味では、国際機関との協調融資等を行い、途上国政府に対し、政策条件づけを行うと有効なケースがあるだろうと思います。

ただ,押し付けにならないよう,政府自らの意思で政策を実施できるようにすることが技術協力の役割でもあると思いますので,そういう意味からも,今後,円借款と技術協力との補完性を課題として考えていきたいと思っております。

ありがとうございます。

【司会(田中)】 どうもありがとうございました。

東京の原様、以上でよろしいでしょうか。

【原】 コメントどうもありがとうございました。

先ほど申し忘れたのですが、正に今年の10月から新JICAということで、3スキーム

一体で運用がされるわけでございます。それで、私どもが円借款でやっております枠組み支援というのは非常に分かりづらいという意見が日本の中でもございますが、そこに、技術協力で今まで取り組んでこられたものを組み合わせて、相乗効果を生んでいくことによって、正に顔の見える、もしくは声が届く援助ということができると思っております。これは、新JICAの1つの課題であろうととらえております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【司会(田中)】 どうもありがとうございました。

では、続きまして、東京会場の松尾先生から、ちょっと広いテーマの御質問が来ておりますので、松尾先生、ちょっと質問の趣旨を敷延して御説明願えますでしょうか。

【松尾】 東京からのテレビ回線で失礼いたします。

この連絡会で「議論すべき課題」として、どのような形で問題提起するのが適切か、 ちょっと分からなかったものですから、不適切かも知れませんが、数少ない貴重な機会 ですので、発言をお許しいただければと思います。先ほど矢吹先生の御報告の中でも、 国際的な法律家団体の活動に言及がありましたが、それにも関連する点として、法整備 支援の国際的な動向に対して、日本(政府、NGO、大学など)としてどのように協力し、 対応してゆくべきか、という観点からの問題であります。

2005年9月の世界サミット成果文書ですとか,2006年12月の国連総会決議 (A/RES/61/39)において,国際的・国内的両方のレベルにおける「法の支配」(the rule of law)を推進してゆくべきであるということが表明されましたが,その前後から,様々な機関による「法の支配」の実現に向けた国際的な活動が,急激に活発化しているように思われます。

実際,この国連決議に基づいて、国連総会事務局に法の支配支援ユニットが設置されましたし、その背景にある動きとして、アメリカではアメリカ法律協会(ABA)や国際法律家協会(IBA)が「法の支配」をめぐる会議やシンポジウムを頻繁に開いて、各機関に働きかけを行っております。また、ABA・IBAが後押しする団体であるワールド・ジャスティス・プロジェクト(WJP)が包括的な「法の支配指標」の策定に乗り出しています。

他方、それに呼応するような形で、ヨーロッパでの動きも活発になっていて、とりわけインターガバメンタルなNGOの活動、例えばかつて田中教官の詳しい報告書がありましたローマに本拠を置く国際開発法機構(IDLO)ですとか、ハーグに本拠を置くハーグ法国際化機構(HiiL)などが、「法の支配」の確立に向けた理論面、実践面での多様なプロジェクトを展開し始めております。

このような傾向の中では、 とくに3つほど重要な動きがあるように思われます。第1に、世界中のどこで、どのような機関が、どのような法整備支援を行っているのか、その包括的な目録(inventory)を作成し、定期的に改訂しようという動きです。

第2に、そもそも「法の支配」とは何か、とくに法整備支援の目標は何かという観点から、包括的、徹底的に究明して、もっと広く認識の共有なり、合意形成なりを図ってゆこうという動きです。とりわけ、その一環として、「法の支配」とは何か、それをど

のような基準で測りうるかを明確にするために、より包括的な「法の支配指標」(rule of law index)を策定しようという動きが注目されます。

それから、第3に、そうした準備作業を踏まえて、懸案でありました法整備支援主体間の協力体制とか連携の構築、とりわけ、国際機関、外国政府、NGOなどの複数の支援側と被支援国(政府、NGOなど)とがどのように協力してゆくべきか、その際にどこが調整役を果たすべきか、具体的な模索が始まっているように思われます。その中には、例えば先ほど名古屋大学の大屋先生の問題提起から話題になりました、市民に対しては誰がどういう形で支援すべきか、外国政府としては誰を相手にすべきで、その市民に対しては誰がどういう形でやるのが一番有効かという問題も含まれていると思われます。

かつて、相互に矛盾する法整備支援を回避し、限られた人的・物的資源を最大限有効に活用するために、法整備支援においてはどこがイニシャティブをとるべきか、世銀かUNDPか、といったような問題についても、膠着状況が崩れそうな雰囲気も出てきているように感じられます。法整備支援の実施体制自体のガバナンス改善ということが非常にビートな問題になってきているというふうに思うわけです。

このような動きに対して、日本の政府、NGO、大学などとしてどのようにコミットしてゆくべきかについて、どこかで適切な機会に本格的に取り上げる必要があると思っております。この法整備支援連絡会は、法整備支援に関心をもつ者が広く横断的に集まることのできる貴重な場ですし、ほかになかなか機会が見出せなかったものですから、問題提起させていただければと思った次第です。

この問題は、昨年の第8回の法整備支援連絡会において、原田明夫先生により、「オールジャパン体制」の構築という御提言がありましたが、その一環ないし延長として、やはり取り上げるべき時期なのではないかと思っております。その際、法務省、JICA、経済産業省、外務省、財務省、文部科学省、内閣府、裁判所といった、法整備支援関連のプロジェクトを実施している省庁間連携とか、あるいは山下教官から御紹介ありました対外発信の方法というようなことも密接に関連してくると考えられます。

また、以上のような課題につきまして、もしすでにJICA等で基本的な指針等が出ているようでしたら、教えていただければありがたいです。

以上です。

【司会(田中)】 ありがとうございました。

では、JICAの方からお答えお願いいたします。

【佐藤】 松尾先生、どうもありがとうございました。非常に、大変重大な御指摘をいただいておりまして、また、これは本当にJICAだけではなく、すべて、こちらにいらっしゃる、また東京会場にいらっしゃる先生方とも知恵を出し合って検討していかなければならない課題だと思います。まずJICAとして、この点どのように考えているか、JICAに限った話ではございますけれども、この点につきまして、これまで確かに国際的動向について、JICAがどのように国際的な動向、JICAの行っている法整備支援を国際的動向とどう位置付けるか、そういったところについて、十分これまで整理されてこな

かったということは事実でございまして、そのため、JICAが行っている支援というものが整理されてこなかったために、物差しがないと申しますか、国際的な潮流とどう違っているのか、あるいはどういう良い点なり、どういった点について反省があるのかといったようなところが、十分、このような視点ではまとめられてこなかった。また、その対外発信につきましても、十分にJICAから対外的に、JICAの法整備支援はこういうものですというものを発信してこなかったことも御指摘のとおりでございまして、現在、先ほどから何度か御紹介させていただいておりますけれども、JICAとしまして、法整備支援の課題別指針というものを取りまとめておりまして、この課題別指針は日本語とそれから英語でもウェブサイト上で発信させていただくものですけれども、それがまず第一歩になろうかとは存じております。

その課題別指針におきましては、先ほど私の報告で御紹介いたしました体系図がございましたけれども、法の支配、やはり国際的な潮流とその点一致しておりますけれども、究極的に法の支配を目指していく中で、JICAとしては、ルールと組織と市民社会の法的知識、法的能力の向上、それからまた、それらの基礎となる人材育成と、そういった4つの領域でJICAとしてこのように行って、法の支配の実現に向けて、こういった方針で行っていく、そういったことをまとめるものでございまして、その取りまとめと、国際的動向との比較、又は発信やさらには協調などを通じまして、御指摘いただいた問題に対して対応していきたい、そういったことを現在考えております。

桑島からもフォローさせていただきます。

【司会(田中)】 続けて、桑島グループ長からお願いいたします。

【桑島】 JICAの桑島から少し補足させていただくと、提起いただいた課題は、 JICA を超えた非常に大きな問題でありますが、ただ佐藤専門員がお話ししたように、JICAとしても全体的な国際的動向がどうなっているかという動向の把握と、その動向の中で自分たちのこれまでの援助の特徴、実績、課題など、自分たちの援助のポジショニングを整理するということはJICAとしての仕事ではないかと、まず考えております。

あと2つ目は、世界の法の支配の課題は、国連外交として日本政府がどうかかわるかということもあると思いますし、それから矢吹先生の御発表の中に、国際法曹協会 (IBA) との連携のお話もありましたが、多くの先進国がいわゆるODAベースの支援ではなく、弁護士会間、あるいは、NGOベースでの協力関係を通じた取組が行われております。つまり、アクターは非常に多様ですので、そういう意味で、ここにいらっしゃるいろいろな皆様が様々な形でかかわっていくものになるのではないかと思っております。

いずれにしても、そうした動向を情報として整理して、共有することは、私たちの仕事の中にも入ってくると思っております。

以上です。ありがとうございました。

【司会(田中)】 ありがとうございました。

東京会場の方で、内閣官房や外務省の方も御出席されておられたと思いますが、もし コメントがありましたら一言お願いいたします。 【司会・東京会場(建元)】 どなたかコメントございますでしょうか。 東京会場からは特に補足はありません。

【司会(田中)】 はい,分かりました。

では次に、質問ではなくて、コメントなのですけれども、アジア経済研究所の山田研 究員の方から、貴重なコメントがありましたので、山田様からお願いしたいと思います。

【山田】 田中教官,当てていただいてありがとうございます。私がコメントしたかったことは,松尾先生がもう既にコメントされていることと,ほぼ重なっています。

まず1つには、本日のテーマである成果物の普及ということですが、私自身の勉強不足がたたってだと思うのですけれども、もちろんそれが法整備支援の中で重要だということでありますが、どういうふうに普及させるかという方法論や戦略といったものは、必ずしも法律家の専門とするものではなく、もちろん普及というものの定義によりますけれども、むしろマーケティングとか、広報とか、出版とか、教育とか、情報とか、そういったものを専門とする人々との共同作業になるだろうと考えられると思います。

そういう意味では私としては、法律専門家として成果物の普及をディスカッションするというのは、ちょっと難しかったと思いました。

むしろ、やはり、毎年集まっているわけですから、今年でなければというテーマが何かあって、今現在、どのような法整備支援がどのように、どこの世界で行われているかということを議論して、また来年集まるまでに何が課題となるかというのを議論するのがいいと考えます。

先ほど松尾先生がおっしゃったように、やはり世界的な動向の中で、今日本の先細っていくODAの予算で、かつ、失速する日本経済と低迷する政治社会を抱えていて、我々、日本が、日本人が、これまで支援対象としてきたアジアに何をこれからもアピールし続けていけるのかということです。法整備支援に関して、国連を中心とするグローバルな動きが急激に、松尾先生が御指摘されたように、進んできて、国際援助の中で法の支配のパラダイムも変化してきています。

これまで我々日本人が特化してきた法典の整備とそれにかかわる人材育成という支援 以外に、何が世界で行われているのか、そして本会議は、世界における日本の法整備支 援を、先ほどポジショニングという言葉を、JICAの桑島様もおっしゃられていましたけ れども、そういったものを議論する場であり続けてほしいという勝手な要望です。

どうもありがとうございます。

【司会(田中)】 貴重なコメントをどうもありがとうございました。

では、最後にJICA社会開発部第一グループ長の桑島京子様から、この本会議の所感についてお話しいただきたいと存じます。

では、桑島様、よろしくお願いいたします。

# <u>総 括</u>

#### 桑島京子 JICA 社会開発部第一グループ長



【桑島】 御紹介くださいましてありがとうございます。改めまして、 JICAの社会開発部におります桑島でございます。本日も非常に示唆に富 む御発表と意見交換が続きましたので、これらを総括するには、能力的 にも、経験的にも十分とはいえないのですけれども、援助実務者として

の観点から、本日の議論から学んだことを幾つか整理をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の設定は、法整備支援にかかわる成果物とそしてその普及という概念設定をしたことによって、これまで取り組んできたプロジェクトから、経験知を浮き彫りにさせることができたことに、感激しております。

実は、成果物という概念、あるいは普及という概念そのものは、多岐にわたりますの で、これはプロジェクトの設定の仕方によってかなり変わってきます。この点は最初の 佐藤国際協力専門員の発表の中にもありましたように、法整備支援そのものの概念づけ が非常に包括的なものでありまして、法律を起草立法するというところから、法律を実 際に運用していくための具体的な組織や制度が機能し、そしてそれを動かす人材育成さ れていくところまで含めるものでありますし、また、法律を受けとめる人々の側もその 法律の存在を知っているだけではなく、それに実際にアクセスができて、そして自分た ちの自由や、権利が守れるようにするところまで、法整備という全体像の中にあるとい うことでありまして、つまり法整備そのものが、一国の長い歴史の中で整備されていか なければいけないものである中で、援助プロジェクトではどの部分をどう切り出して支 援するかというのが正にプロジェクトの設計であります。また、その設計のし方によっ て、成果物として、何をつくるのか、どのようにつくるのか、そしてそれをだれにどの ように普及していくのか、だれがどのように使えるようにするのか、これが変わってく るということであります。この目標設定の仕方、あるいはプロジェクトの協力範囲の設 定の仕方,あるいはその中でターゲットグループをどう置くかという,プロジェクトマ ネジメント上の示唆もたくさんいただいたと思っております。

今申し上げた、法整備、つまり法が実際に法として適用され、そして社会において実際に権利の保護、あるいは義務の履行という形で動くためには、例えば、経済基盤に関していいますと、三浦専門官からお話しいただいたような知的財産権については、特許申請の審査官庁の審査体制や、そのための情報データベースの整備など、具体的な機関の組織整備も加わっていかないと、実際には社会として回っていかないということでありまして、そういう意味で大きな長期間にわたるプロセスであるという指摘をいただいたと思います。

午後からは、個別の案件を事例にとって、いろいろな示唆をいただきました。まず、 ラオスの案件は、法令を作るというよりは、教科書や、法令データベースなど、法を法 曹関係者が運用していくために必要なマニュアルやガイドライン、制度づくりをプロジェクトの中で支援しました。それを相手側が主体的に普及していくためのフォローアップ支援についての報告がありましたけれども、マニュアルづくりへの支援に加え、フェーズ分けをして、まず、相手側で研修・普及するための能力をつくり、そして実際に研修等を展開できるように支援するという、段階だてた支援についての、実践的な示唆がありました。

ウズベキスタンについては、倒産法の注釈書の作成・普及への支援についての報告でありましたけれども、正に最後に御指摘いただいたように、普及をするという動機付けのない国においては、プロジェクトを形成する段階で、普及プロセスをプロジェクトデザインとして戦略的に位置付けなければいけなかったという、具体的なプロジェクトマネジメント上の示唆をいただきました。相手国側に、法の解釈能力を持った人が注釈書を具体的に使っていけるように啓蒙普及を行う意識がないときに、普及のプロセスを相手国に期待することは難しいですし、運用者以外の利用者に対する広報も、プロジェクト活動の中に明確に位置付ける必要があったという教訓など、途上国側の能力や意思を測る具体的な尺度や援助の方法論についての示唆をいただいたと思います。

ベトナムは、フェーズ3までに、数々の法令の起草立法と人材育成、そして実務的な運用改善のためのマニュアルづくりが行われました。成果物としては法令、あるいはマニュアル、ガイドラインといったような書き物以外にも、例えば午後の議論にも出てきました判例制度を導入するための提言など、相手側に気づきを起こさせるための活動や無形の助言も成果物として重要視すべきだとの提起がありました。また、普及する、研修するというのは、ある意味では一方的なものですけれども、むしろ官報に載せていくことによって知識が伝播していく、国会常務委員会から、外国からの知識の投入をどう生かしてきたかが問われるなどの自発的な伝播のシステムをうまく活用していく、といったフォーマルな制度だけでない、様々なメカニズムを活用していくべきとの御指摘も重要だったと思います。

普及ということでいえば、出し手と受け手の間の双方向の関係という御指摘も重要であり、普及研修やセミナーなどの場を使って、実際に現場では何が起こっているか問題点を引き出し、普及する側にとっては、フィードバックのための材料集めの機会となり、あるいは普及する側の普及していかなければならないという動機付けの機会にも使えるという面も非常に実践的な示唆だったと思います。

そして、カンボジアについては民訴法の普及を事例にとって、国民に対する普及も、次の協力段階では含めていくべきであるとの御示唆があり、弁護士や法務担当者向けの啓蒙活動も重要だとのお話がありました。この点については、弁護士会育成プロジェクトとの連携でありますとか、カンボジアの司法省に普及用資料を作成することをOJTで支援することなどを検討できないかと考えております。そういった意味で社会の法的なアクセスへの強化という部分もプロジェクトとしては展開の一部に入れていく必要もありますし、その点につき御示唆をいただきました。

カンボジアの場合は、司法省、あるいは司法省のワーキンググループが自立的に動いていけるよう、キャパシティ・ビルディングを支援することが非常に大きい要素です。この意味で宮崎教官から報告いただいた、裁判官・検察官の育成プロジェクトの中で、例えば今後の教材づくりはカンボジア側に任せる、あるいは質を確保するために日本側が骨格をつくりますけれども、つくる過程でともに作業をして、カンボジア側の理解を深めていくというように、カンボジア側にどこまでどのように関わってもらうか、主体性を伸ばしていくためのプロセスについても御示唆をいただきました。

最後に、日弁連の矢吹先生からのお話は成果物普及という話題を超えて、法整備支援 の戦略についても司令塔づくり、人材育成、こういった幅広い御示唆をいただきました。 これらをまとめて3点ほど申し上げたいと思います。

まず、実務機関であるJICAとしては、まず法整備支援という非常に大きな全体像の中でプロジェクトのデザインをどう切り出していくか、このための様々な示唆と教訓を提起いただいたと感じておりますが、これはプロジェクト形成調査などの1回の調査で短期間に形成できるものではないので、その国の現地状況を常にモニターする立場にある現地事務所がその国の中で想定し得る法整備支援のプロジェクトはどういう固まりになり得るのか、司法省、法曹関係者以外のどういうステーク・ホルダーは対象に入れなければいけないのか、こういうことをざっくりと想定するためのチェックリストを整理したいと思っております。実務機関としては、これらの点と、相手側に立法し、法を実際に運用する組織や制度、人材育成について十分な明確な問題意識や政策的なコミットがない場合に、そういうコミットをどう作って引き出していくのか、そして相手側の動機付けをどうつくっていくかという工夫の点も案件の実施のノウハウとしてまとめていきたいと考えております。これはJICAの実践的な課題別指針として、皆様とも共有をしていきたいと思っております。

2つ目に申し上げたい点は、このような会議の場で、情報交換して経験を引き出すことは大変重要であるわけですが、法総研さん、JICAだけで取りまとめをやるということではなく、いろいろな国別の事例分析や、具体的な国ごとの情報蓄積などは、様々な機関と役割分担をしていかなければいけない部分ではないかと思っております。

その意味で、援助リソースについても、援助の国別の事業計画の策定とプロジェクトの運営、専門家としての活動、そしていろいろな国別の研究などがばらばらになるのではなくて、例えば法総研の中に国別情報、研究成果を集約するというような機能があるとありがたいと思います。また、JICAには国際協力専門員という制度がありますけれども、一定期間、専門員としてJICAの実務にかかわり、援助の現場でのアドバイスをいただいたのち、また、日本で弁護士や法律家としての実践に戻られるという、モビリティができるようにしていきたいと思っております。

そして、最後でございますけれども、法整備支援は今、戦略性が問われています。技 術協力も地味ですので、いろいろな皆様の御協力を頂いて、法を運用する体制をつくる、 人材をつくるのは、非常に重要である一方で、なかなかアピールしないところです。 経済産業省とともに、経済基盤の整備、あるいは成長面での具体的なインパクトにどう結び付けていくかというところも重要だと思いますが、日本の援助を世界に発信するために、研究として、論理的に分析し整理するというところも大変重要であり、その点からも、研究機関、あるいは大学にいらっしゃる皆様にも援助機関のなかでかかわっていただく形態もつくっていくべきではないかと思っております。

本日は、非常に質の高い、またスコープも広く、そして深さもある議論を頂きましたので、実務関係者の整理には十分ではないところがあると思います。プロジェクトを担当しているところとして、実践的な課題別指針の作成に反映したいと思いますし、援助体制の整備についても、今後とも皆様との協力関係をつくっていきたいことを申し上げて、最後を結ばせていただきます。

本日は、大変勉強になりました。ありがとうございました。(拍手)

【司会(田中)】 どうもありがとうございました。

それでは、東京会場の方から、最後に一言、上原先生からコメントを頂きたいと思います。

【上原】 本日はいろんな国の法制度整備に直接携わって、しかも長期間それに携わっている方々の大変貴重な報告をお聞きすることができまして、大変有意義な会議であったと思います。

ただ、私ども民事訴訟法作業部会のメンバーは、このことにかかわってもう9年くらいになっておりまして、私を含めて、担当者の年齢もかなり高くなっているわけであります。それで、次世代といいますか、今後、若い方々にこういう仕事を引き継いでいただかなければならない。そのためにもそういう日本でも、そういうことに従事する、あるいは興味を持つ人材を今後、開発していかなければならないということを痛感しております。この点でさきほど矢吹先生が発言の冒頭で述べられたことに共感を覚えます。

それから、本日の会議では、非常に貴重な知見が得られ、また重要な問題点の指摘がありました。是非このことを各組織のもっと上層レベルにもよく伝えて、今後日本の行う法制度整備支援事業というものが、正に先ほど原田理事長がいわれた、司令塔であるとか、戦略というもの、そういうものが非常に高いレベルで、より重大な政策として決定されるような体制が作られることを切望しております。

本日はたびたび発言の機会を与えていただき、ありがとうございました。

【司会(田中)】 どうもありがとうございました。

それでは、後援者を代表いたしまして、財団法人国際民商事法センターの原田明夫理 事長からごあいさつを頂きます。

原田様, よろしくお願いします。

### 後援者あいさつ

#### 原田明夫 財団法人国際民商事法センター理事長



【原田】 御紹介いただきました国際民商事法センター理事長の原田で ございます。

この会議は、法務省の法務総合研究所とJICAによって始められて、今回が9回目でございます。私も最近3回出席させていただいておりますが、本日の会議では大変にすばらしいメッセージと感銘を頂きました。

と申しますのは、この連絡会議は法務省の法務総合研究所がJICAとの相談の中で、細々と始められた法整備支援が今や様々な形で日本国内の各大学、またいろんな機関でその必要性について理解が進み、それぞれ独自に進められるようになってきた、そういう中で、現実に意味の持った成果が着々とあらわれると同時に、様々な問題点も指摘されるようになってきた訳で、それらを相互に共有しながら、この問題を日本としてどう取り扱っていったらいいのかを考えるという観点から、法務省とJICAとでこういう会議を開いていただいたと思っております。その結果、本日の会議ではその具体的な成果を前提としてどうしたら、その成果が広い意味で普及され、よりよく利用されるかという観点から御議論いただきました。これは大変意味のある試みだったと思います。

そして、会議の最後の部分で、この会場からは日弁連の立場で長年この問題に取り組んでこられた矢吹先生からご発言があり、また東京の会場からも、様々な形でこの問題を大きくとらえる1つの指摘が出されました。それらは私は法整備支援という窓を通して日本の国際協力を考えていく上で、かなり大きなステップを踏み出したような気がしてなりません。

実は先年、日本の海外経済協力に関する政府関係機関の統合問題が話し合われたときに、私もそのことを論ずる懇談会に参加させていただきました。その中で日本が安全保障という観点で、ハードの面から国際的に貢献していく場以外に、いわばソフトパワーとして、日本の持てるあらゆる機関が相協力して、日本の知見と日本の経験を生かしながら、国際平和のために、アジアの平和のために、世界の平和のために貢献していくためには何ができるかということが議論されました。その結果、司令塔という言葉が今日も使われましたけれども、内閣の中に安全保障を考える閣僚会議以外に、国際協力を進めるための閣僚会議が作られ、それを支えるための事務局も作られております。

私は、この今日語られたことは正にそういう点にも視野を広げながら、この日本がアジアで、また広く国際的に、国ばかりでなく、各国際関係機関、そしてNGO、そして一般の私人、企業も含めた大きな立場で相協力しながら、日本の国際貢献を進めていく一つの足がかりの一端を担っているという感じを改めて胸に刻むことができたような気がいたします。

この10月には、先ほども御紹介ありましたように、JICAが新生JICAとして発足いたします。日本の国際協力のかなめとなる総体的な立案、そしてその実施を図っていく上で、大きな役割をこれから果たしていただけると思います。

そういう観点から、日本の各大学とかあらゆる団体で進められておられる貴重な経験、 そして省庁間の協力、そしてNGOとか私的団体、それに個人も含めて、幅広い協力の輪 が一つの大きな観点から検討され、そしてそれぞれ独自に活動を進めていく、そのため の経験と知恵を集めていくということがますます必要になるわけでございまして、この 連絡会が大きな役割を果たしていただいていることに深く敬意を表したいと思います。

大変お忙しい中,幅広い分野より皆様方が集まって本当に熱心に討議していただきました。ありがとうございました。(拍手)

【司会(田中)】 ありがとうございました。

それでは、最後に、法務総合研究所国際協力部長の稲葉一生から閉会の辞を申し上げます。

## 閉会の辞 稲葉一生



【稲葉】 本日は御多忙の中、大阪会場の皆様、東京会場の皆様、このように多数お集まりいただき、長時間にわたる御報告、御議論、本当にありがとうございました。

この法整備支援連絡会は平成11年より毎年開催させていただいておりまして、今回が第9回目でございます。

テーマにつきましては、先ほど司会を担当いたしました田中が申しましたような発想から、この法整備支援の成果とその普及に焦点を当てたテーマを今回設定させていただきました。今回の御報告、総論的な報告とともに、それぞれプロジェクトを直接携わっておられる方々から、正に具体的な実情と問題点を浮き彫りにしていただくような発表、それからもっと大きな観点からの御報告、御意見等をたくさん頂きました。

御報告いただきました機関以外にももちろん、この法整備支援に携わっていただいております関係者、関係機関はたくさんございます。時間の関係で、すべての機関に御発表いただくことはできませんでしたけれども、会場からの質疑や議論の中で、いろいろな新たな情報も提供していただきましたし、また積極的に御質問等に御参加いただきまして、貴重な御意見、情報を頂いたことも厚く御礼申し上げます。

そして、最後に、JICAの桑島グループ長の方から的確な所感を頂き、また東京会場の上原先生からも的確なコメントを頂いたところでございます。この法整備支援を0DAの枠組みで実施していく上に当たりましては、その実施主体でありますJICAさんの方で、先ほどの桑島グループ長の御発言にもあったところでございますが、ここでの議論を今後のプロジェクト形成等に十分反映していただけるものと思いますし、またこの業務に携わっております私ども国際協力部といたしましても、心新たに今日の御意見等を参考にしながら頑張っていきたいと思ったところでございます。

本日はこのような皆様方の御協力によりまして, 法整備支援に携わります関係者の間 での相互理解を深めさせていただくことができたと思いますし, 有意義な会にさせてい ただいたと思います。

これもひとえに今日御報告いただきました方々,また御参加いただきました方々の御協力のたまものでございまして,主催者側を代表いたしまして,厚く御礼申し上げます。

また、今回のこの会の開催に当たりまして、後援団体として御支援いただきました関係団体の皆様に対しましても、この場をお借りいたしまして、改めて厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

また、今回は初めての試みといたしまして、テレビ会議システムを使いましての東京 会場を設置して行いました。何分、初めての試みでございまして、いろいろ不都合な点 もあったかと思いますが、その点は、どうぞお許しください。

法整備支援に携わります関係者、関係機関が連携を強め、協調していくこと、これが必要であることは言うまでもないと思います。そのための一助となる機会として、来年以降も皆様の御意見を踏まえながら、より充実した内容の会を開催していきたいと考えおりますので、今後とも、何分、御理解、御支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、これをもちまして、本日の閉会の辞とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。(拍手)

【司会(田中)】 では、これをもちまして、第9回法整備支援連絡会を終了いたします。

なお、次回、第10回法整備支援連絡会は来年の1月16日に予定しております。皆様の手帳に書き込んでいただきまして、御多忙とは存じますが、万障お繰り合わせの上、 是非御出席いただきますようお願いいたします。

皆様,本日はどうもありがとうございました。

大阪本会場の様子



東京会場の様子

